

かがやけ横浜こども青少年プラン



平成20年4月

かがやけ横浜子どもプラン（横浜市次世代育成支援行動計画）と

横浜市青少年プランの統合にあたって

「かがやけ横浜子どもプラン」は平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づく本市の行動計画として策定されましたが、平成18年4月にこども青少年局が発足したことに伴い、局設置の目的である、「生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのライフステージを縦断する一貫した施策の展開」、「福祉・保健・教育などの施策分野を横断する取組」を推進するため、「横浜市青少年プラン」（平成16年7月策定）と統合することといたしました。

統合プランでは、家庭の育児力の向上を図るとともに、地域で子育て家庭を支え、子育ての意義や喜びを地域全体で共有できる仕組みづくりを進めることで、少しでも「少子化の流れ」を変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ「まち」、青少年一人ひとりが将来に夢と希望を持ち、心豊かに健やかに成長できる「まち」よこはまを創っていくことを目指しています。

統合後の計画も、統合前の計画の次の4つの特徴を引き継ぐこととします。

第一に、「市民との協働と区役所への分権」を行動の基盤に置きました。

計画案づくりの過程での市民の皆さまからの様々な御意見を踏まえ、多くの施策を市民と協働して推進し、かつ各区の自主的、創造的な取組を尊重するガイドラインとして位置づけています。

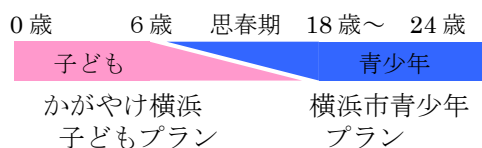
第二に、5年間の固定した行動計画とはせず、行動過程における状況の変化や、新たな発想にも敏感に反応できるよう「弾力性」を持たせました。

第三に、「地域力の再構築」を行います。子育てを家庭だけの責任にするのではなく、子どもや青少年を地域社会の宝物として地域全体で暖かく見守り、支援するための仕組みを再構築していくことが重要であるからです。

第四に「子どもや青少年の成長空間を創る」という考え方の導入です。子どもや青少年が自立、成長していくステージは家庭や学校だけではありません。地域社会の様々な大人や、年齢の異なる子どもたちと出会い、ぶつかり合い、励まし合って成長していく空間づくりに大人の責任で取り組んでいきます。

安心して子育てしやすい「まち」、青少年が心豊かに成長していく「まち」よこはまをつくっていくためには、今後も市民や事業者の皆さまとのたゆまぬ協働が不可欠です。この計画が協働の道しるべとして大きな役割を果たしていくことを願っています。

【参考】統合プランにおける子どもと青少年の使い方



かがやけ横浜子どもプラン 目次

第1章 横浜市の次世代育成支援環境の現状	
1 次世代育成支援行動計画とは	1
2 横浜市の人口動向	3
3 子育て支援で何が求められているか	10
4 次世代育成環境	26
第2章 次世代育成支援における市民・事業者・行政の役割	
1 協働の考え方と具体的取組	29
2 区役所をはじめとした全市的取組	31
第3章 横浜市次世代育成支援行動計画の理念	
1 行動計画検討の枠組み	32
(1) 本市の次世代育成支援行動計画の枠組み	32
(2) 行動計画検討にあたっての視点	32
(3) 本市が策定した他の計画との整合性	33
2 行動計画の理念	35
第4章 行動計画の基本目標	37
第5章 目標達成のための施策体系	
1 第1の基本目標「子育てを地域全体で支援する地域力を創る」	43
2 第2の基本目標「家庭・学校・地域に見守られ 子どもや青少年が豊かな社会的関係を育む成長空間を創る」	55
3 第3の基本目標「子育てに積極的な価値を見いだせる共生社会を創る」	69
第6章 計画の推進	83
付属資料	
○横浜市次世代育成支援行動計画の目標水準一覧表	85
○用語解説（本文中に（*）を付した語句についての説明）	89

第1章 横浜市の次世代育成環境の現状

1 次世代育成支援行動計画とは

次世代育成支援行動計画は、平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法（＊）に基づいて、全市町村、全都道府県が策定する計画です。この法律は、急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、地方公共団体及び事業主に対し、子育て環境の整備や、仕事と家庭の両立のための取組を行動計画として策定することを義務付けています。

■成立年月日

平成15年7月 9日可決・成立

平成15年7月16日公布

■概要

（基本理念）

次世代育成支援対策は、保護者が児童の育成についての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととします。

（行動計画）

ア「行動計画策定指針」

主務大臣が、拠るべき指針を策定します。

イ「地方公共団体の行動計画」

- ・市町村行動計画
- ・都道府県行動計画

指針に即して、地域における「子育て支援」、「親子の健康確保」、「教育環境の整備」、「子育て家庭に適した居住環境の確保」、「仕事と家庭の両立」等について、目標や達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定します。

ウ「事業主の行動計画」

（ア）一般事業主の行動計画（300人以下の中小企業は努力義務）

- ・事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、指針に即して、目標やその達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定します。
- ・事業主からの申請に基づき、行動計画に記載された目標を達成したこと等の基準に適合する一般事業主を認定します。
- ・厚生労働大臣の承認を受けた中小事業主が、その構成員からの委託を受けて労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例を定めます。

（イ）特定事業主の行動計画

- ・国及び地方公共団体の機関
- ・職員の仕事と家庭の両立等に関し、指針に即して、目標やその達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定、公表します。

(次世代育成支援対策推進センター)

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定、実施等を支援します。

(次世代育成支援対策地域協議会)

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができます。

■施行期日等

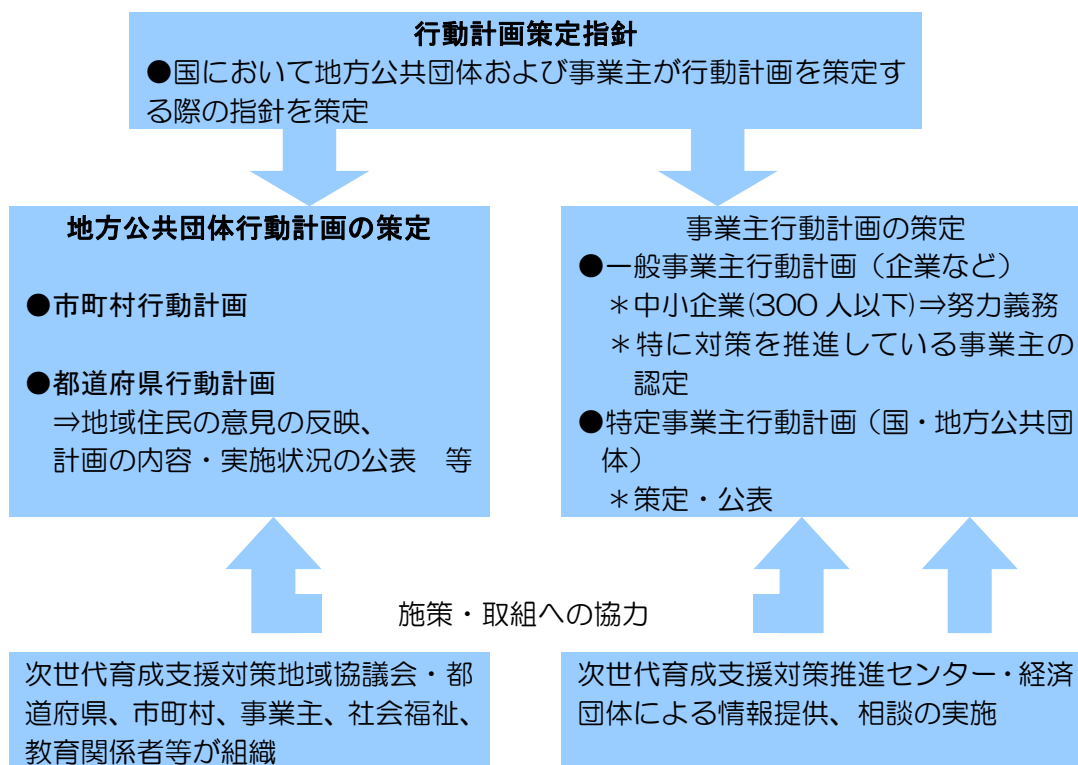
公布の日から施行。ただし、

ア「行動計画策定指針」の策定は、公布の日から6か月以内の政令で定める日から

イ「地方公共団体の行動計画」、ウ「事業主の行動計画」の策定は平成17年4月1日から施行。

なお、本法は、平成27年3月31日までの時限立法です。

<地方公共団体と事業主等の役割>



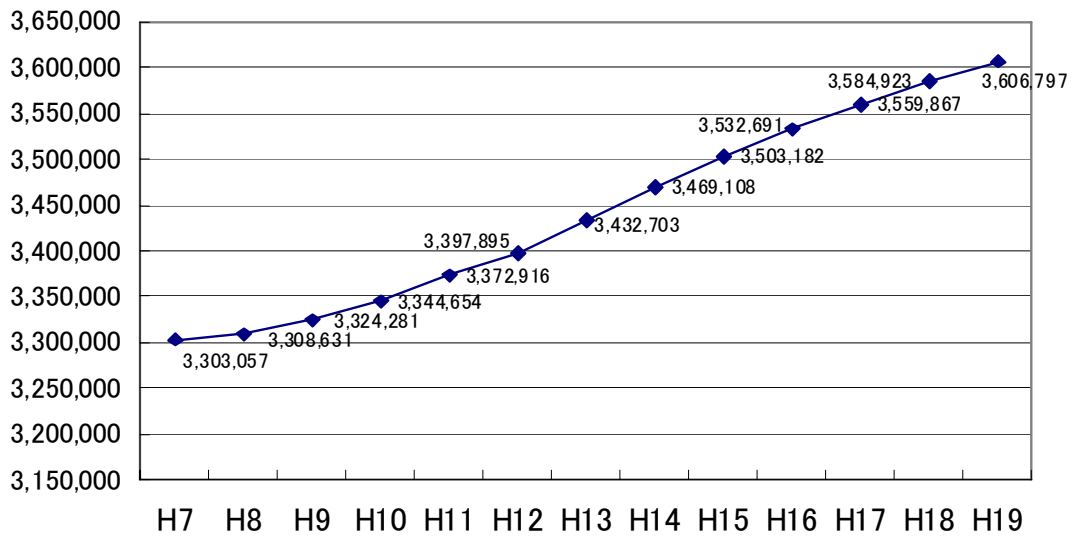
15年3月に出された、国の「次世代育成支援に関する当面の取組方針」では、従来の「子育てと仕事の両立支援」などに加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4本の柱に沿って総合的取組を進めることとされ、同年7月に次世代育成支援対策推進法が成立しました。この法律に基づいて策定される次世代育成支援行動計画は、「子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境を整備する」ための計画です。次世代育成支援対策推進法は平成27年3月31日までの10年間の時限立法ですが、行動計画は5年を1期として策定することとなっており、この前期プランは平成17年から21年までの計画であることから、今回の統合プランについても21年までの計画とします。

2 横浜市の人口動向

(1) 本市の人口の推移

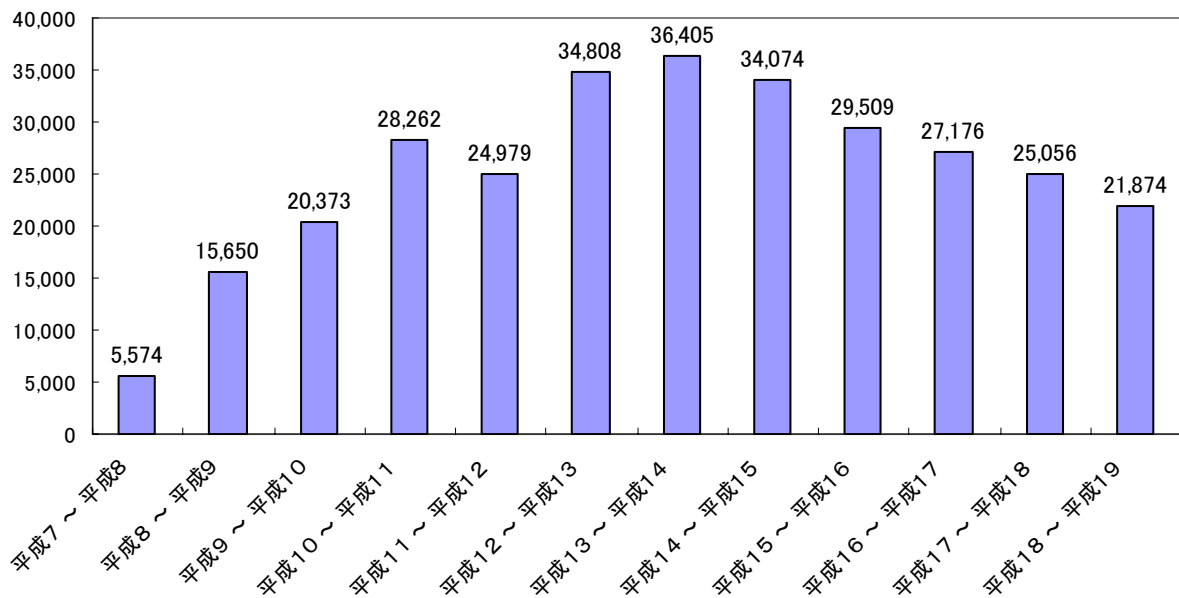
本市の人口は、平成19年(2007年)1月1日現在で3,606,797人であり、人口増加数はここ数年減少傾向にあるものの、依然として増加傾向が続いている。

横浜市の人口推移



横浜市の人口(1月1日)

横浜市の人口増加数の推移



横浜市の人口(1月1日)

年齢別人口数の推移は、年少人口、高齢人口については過去5年間で増加しているが、生産年齢人口は減少している。特に高齢人口は132,059人と増加が著しい。その結果、年齢構成は、年少人口、生産年齢人口割合の低下、高齢人口の増加となり、平成13年には、高齢人口割合が年少人口割合を上まわり、本市においても、本格的な少子社会に突入することとなった。

6歳から24歳までの青少年の人口については、平成19年1月1日に若干増えたものの、減少傾向となっている。

横浜市年齢3区分別人口推移（人）

	総人口	総人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	年齢不詳
	除年齢不詳	0-14歳	15-64歳	65歳以上		
平成14年	3,469,108	3,457,317	477,876	2,471,559	507,882	11,791
平成15年	3,503,182	3,491,391	480,682	2,476,133	534,576	11,791
平成16年	3,532,691	3,520,900	482,521	2,482,226	556,153	11,791
平成17年	3,559,867	3,548,076	485,986	2,483,226	578,864	11,791
平成18年	3,584,923	3,550,742	482,486	2,457,963	610,290	34,181
平成19年	3,606,797	3,572,616	485,251	2,447,424	639,941	34,181
5年間増加数	137,689	115,299	7,375	-24,135	132,059	22,390

年齢別構成比（％）

	総人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口
	除年齢不詳	0-14歳	15-64歳	65歳以上
平成12年	100.0	14.0	72.6	13.3
平成13年	100.0	13.9	72.0	14.1
平成14年	100.0	13.8	71.5	14.7
平成15年	100.0	13.8	70.9	15.3
平成16年	100.0	13.7	70.5	15.8
平成17年	100.0	13.7	69.8	16.3
平成18年	100.0	13.5	68.6	17.0
平成19年	100.0	13.5	67.9	17.7

資料：横浜市の人口（各年1月1日人口）より作成

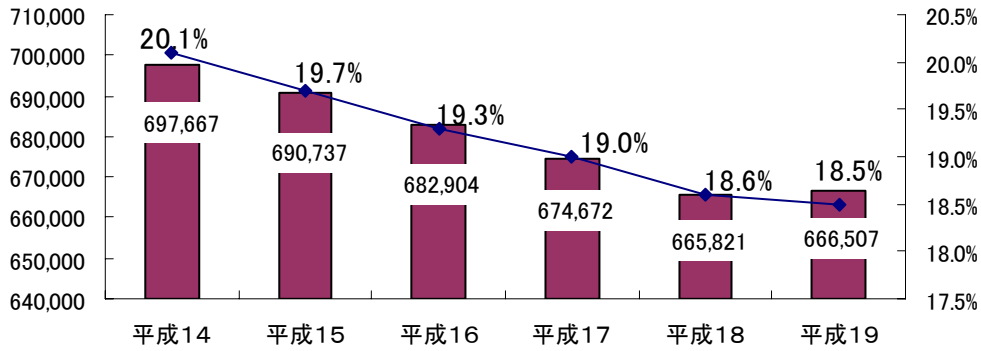
就学前児童数（0-5歳年齢）は、平成19年現在193,845人であり、減少傾向にある。

横浜市0-5歳（就学前児童）人口の推移（人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0-5歳
平成14年	33,785	33,766	32,518	33,528	32,479	32,124	198,200
平成15年	33,644	33,892	33,840	32,631	33,519	32,537	200,063
平成16年	33,258	33,665	33,849	33,772	32,634	33,584	200,762
平成17年	33,098	33,316	33,769	33,892	33,742	32,714	200,531
平成18年	30,808	31,756	32,581	32,702	32,961	33,974	194,782
平成19年	33,017	30,865	31,804	32,515	32,660	32,984	193,845
5年間増加数	-768	-2,901	-714	-1,013	181	860	-4,355

資料：横浜市の人口（各年1月1日人口）より作成

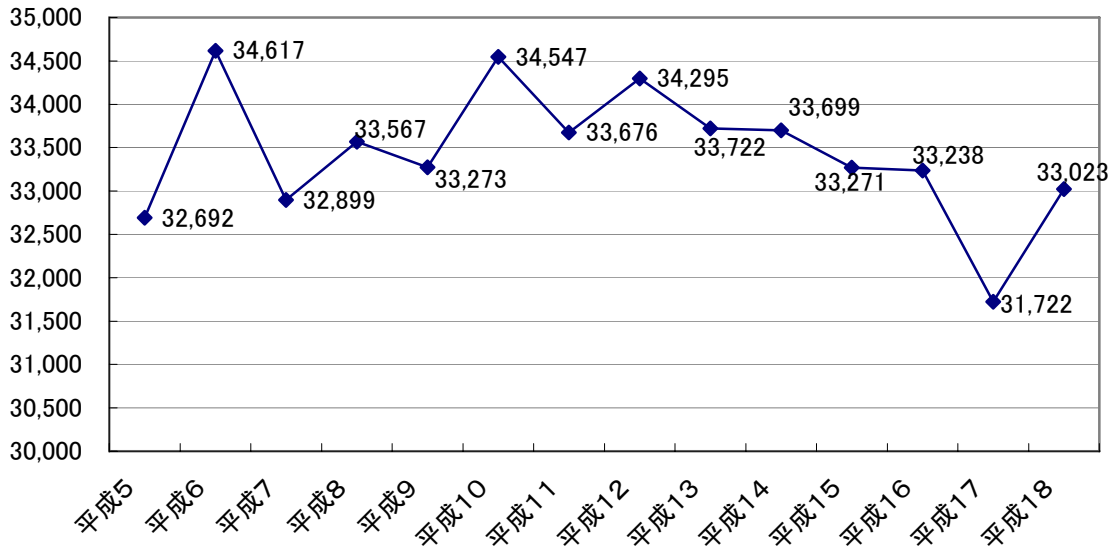
横浜市6-24歳（青少年）人口の推移（人）



（2）出生率、出生数

過去10年間の本市の出生数の推移をみると、平成13年から徐々に減少傾向にあったものが、平成17年には大幅に減少し、平成18年にはもちなおしたといった状況となっている。最近5年間の出生数の平均は約32,990人である。

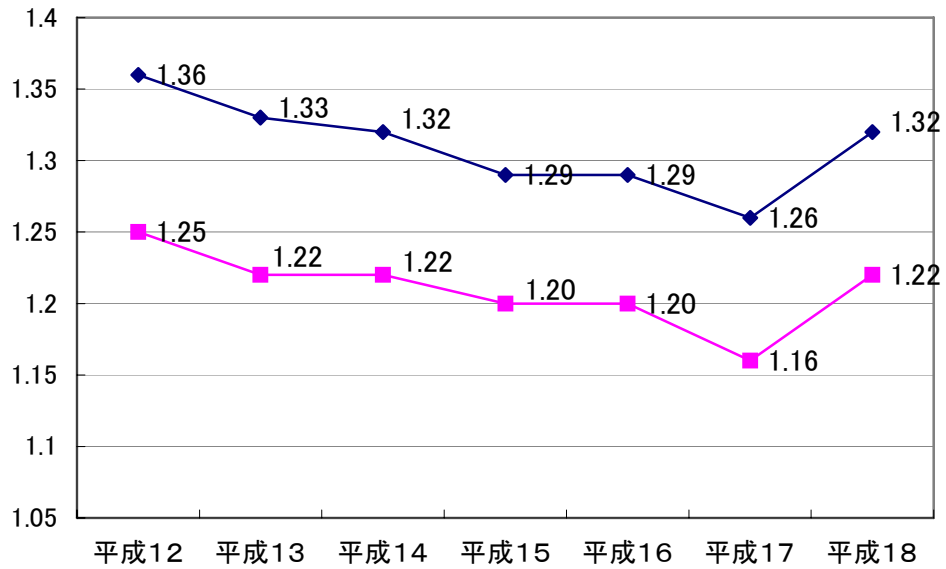
横浜市の出生数（人）



資料：横浜市健康福祉局資料より作成

本市の合計特殊出生率(*)は全国の推移と概ね同様な推移を示しており、合計特殊出生率の全国に対する割合は約9割である。

合計特殊出生率の推移



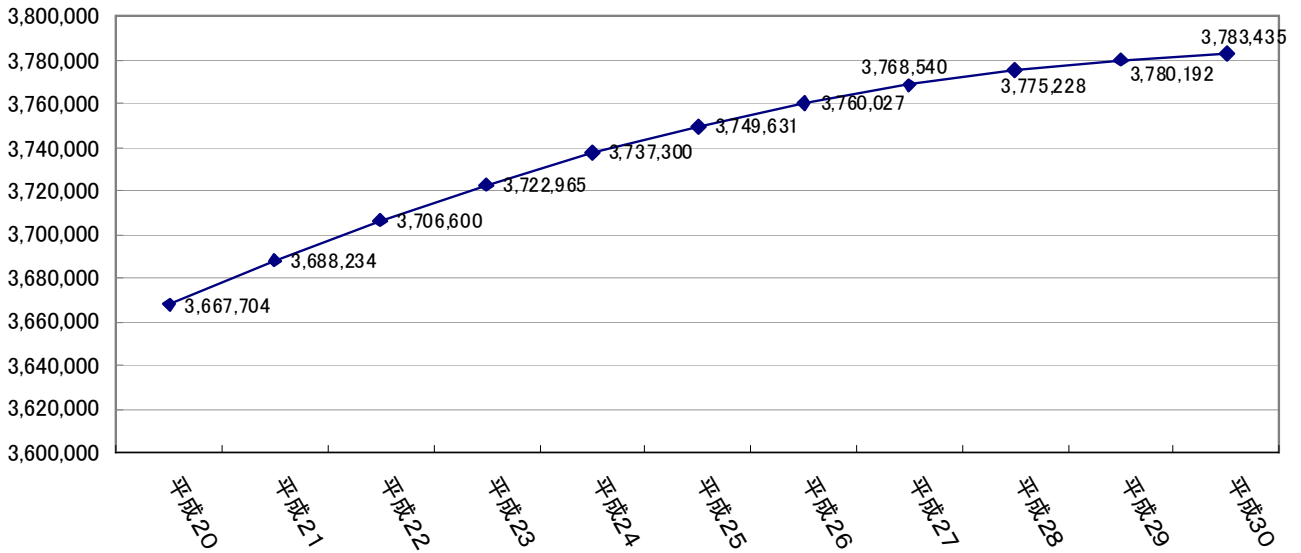
資料：厚生労働省、横浜市健康福祉局資料より作成

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数

(3) 将来の人口推計

本市の人口は平成20年の3,667,704人（年齢不詳を除いた人口）以降も増加し続け、次世代育成支援行動計画の最終目標年次である平成26年には、3,760,027人へと増加すると推計された。

横浜市人口推計結果



資料：都市経営局推計

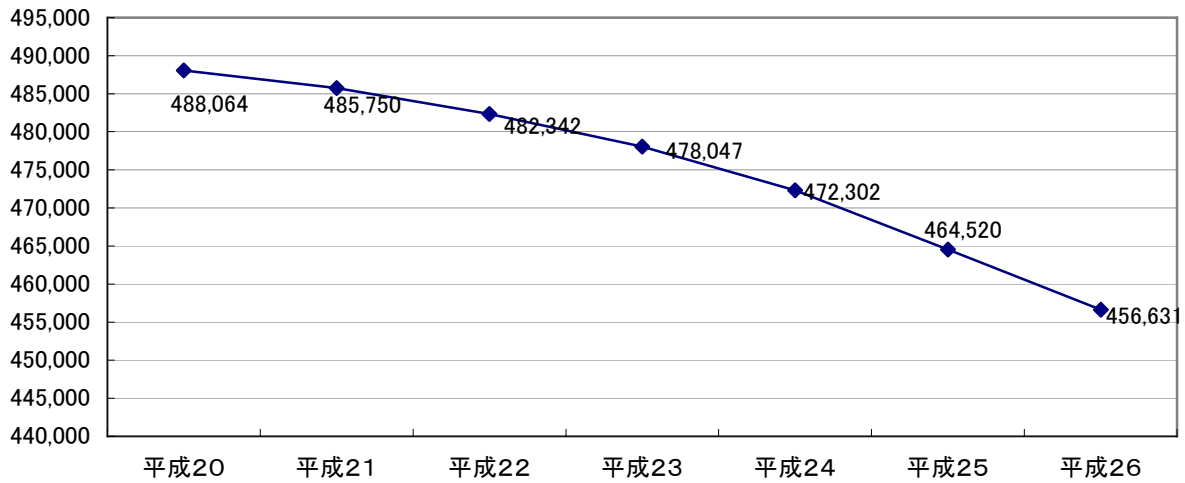
年齢区分別の推計結果は、高齢人口は増加するが、年少人口・生産年齢人口ともに、減少すると推計された。

年齢3区分別推計結果

	人口			構成比(%)			
	総人口	0-14歳	15-64歳	65歳～	0-14歳	15-64歳	65歳～
平成20	3,667,704	488,064	2,490,871	688,769	13.3%	67.9%	18.8%
平成21	3,688,234	485,750	2,486,316	716,168	13.2%	67.4%	19.4%
平成22	3,706,600	482,342	2,490,427	733,831	13.0%	67.2%	19.8%
平成23	3,722,965	478,047	2,497,606	747,312	12.8%	67.1%	20.1%
平成24	3,737,300	472,302	2,484,500	780,498	12.6%	66.5%	20.9%
平成25	3,749,631	464,520	2,470,600	814,511	12.4%	65.9%	21.7%
平成26	3,760,027	456,631	2,456,829	846,567	12.1%	65.3%	22.5%

資料：都市経営局推計

年少人口の推移(実績と推計)



資料：都市経営局推計

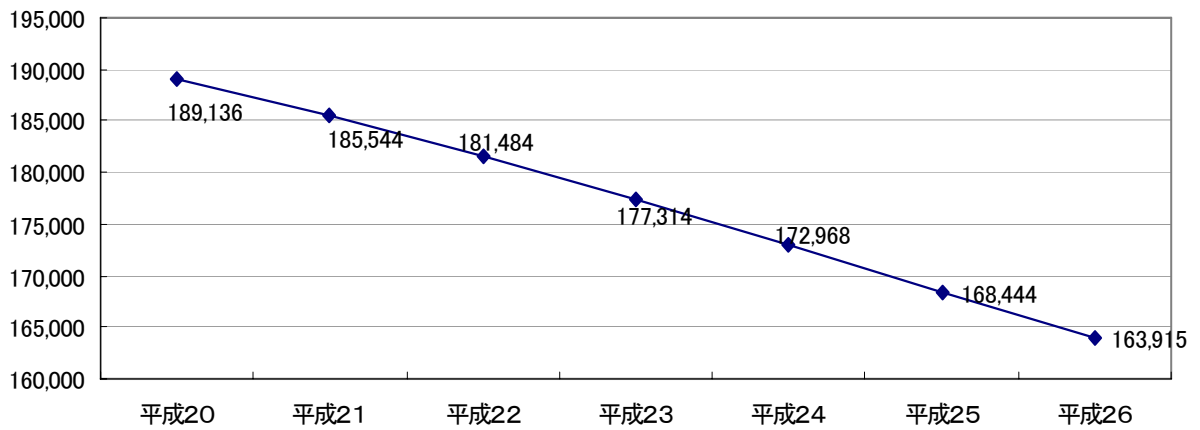
平成20年以降の就学前児童数（0～5歳人口）は、減少し続けると推計された。平成20年の就学前人口189,136人は、平成26年には163,915人と、約25,221人減少する。

就学前児童数の推計結果

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0-5歳計
平成20	29,916	30,635	31,248	31,881	32,560	32,896	189,136
平成21	29,204	29,912	30,639	31,293	31,892	32,604	185,544
平成22	28,464	29,200	29,909	30,678	31,300	31,933	181,484
平成23	27,712	28,453	29,189	29,943	30,679	31,338	177,314
平成24	26,967	27,697	28,435	29,215	29,940	30,714	172,968
平成25	26,197	26,946	27,673	28,454	29,206	29,968	168,444
平成26	25,472	26,171	26,919	27,686	28,439	29,228	163,915

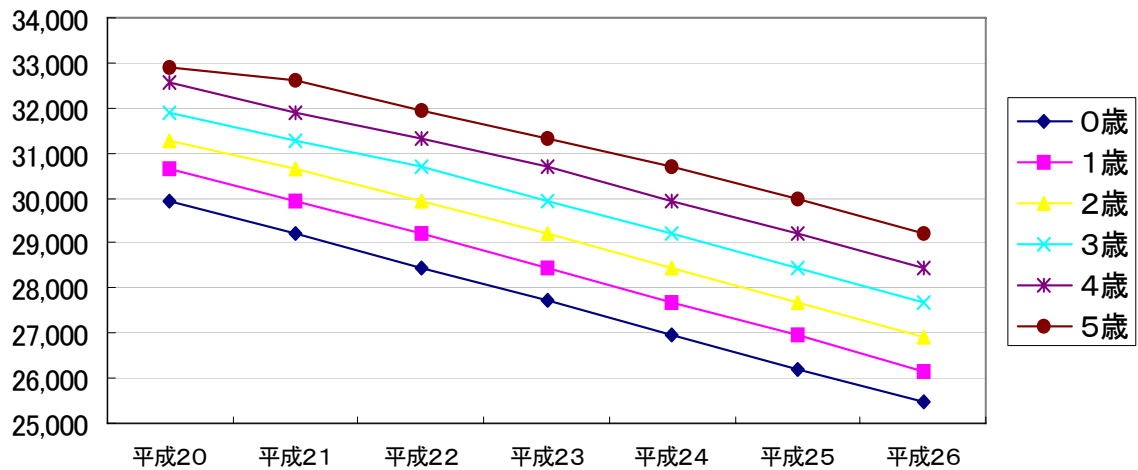
資料：都市経営局推計

就学前児童数の推移



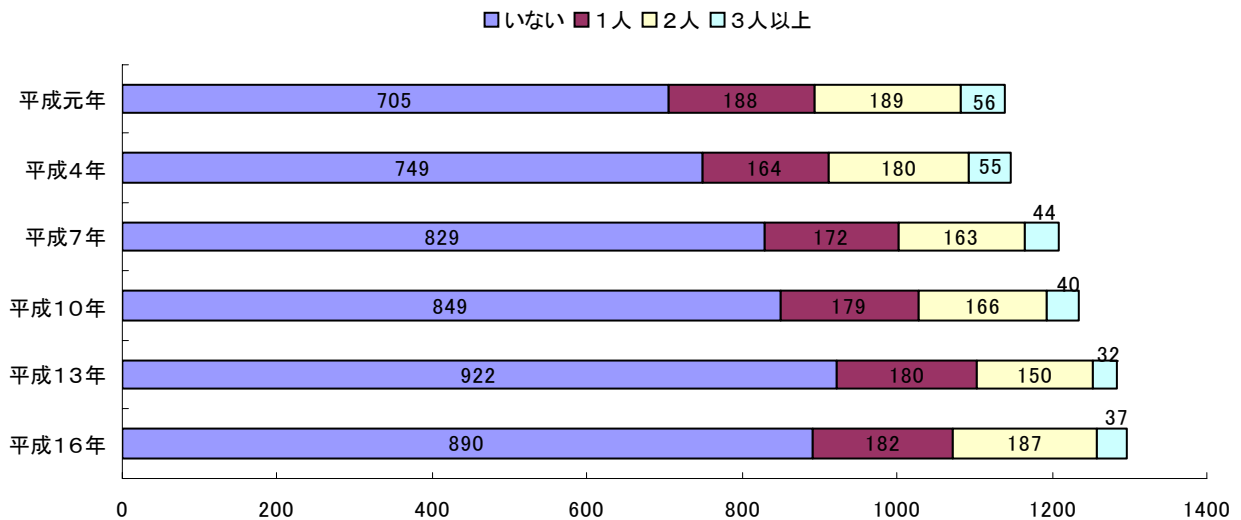
資料：都市経営局推計

就学前児童数の推移(0-5各歳)



資料：都市経営局推計

児童数別世帯数の推移(横浜市)



単位：千世帯

3 子育て支援で何が求められているか

(1) 母親の妊娠中や出産後にどのような支援が必要か。

妊娠から出産に至る時期は、母親にとって短期間に大きな心身の変化が生じます。さらに、出産後しばらくの間は精神的に不安定な時期が続きますし、その後は生まれてきた子どもの日常的な健康状態や育ちに一喜一憂する日々が待っています。また、日々育っていく子どもと向かい合い、子どもをもった喜びや幸せを実感するとともに、その反面、家事・育児に対して疲れがたまり、外出もままならず、自分の時間がもてないことに対するストレスを強く感じてしまいます。

平成16年1月に行った横浜市内の就学前児童をもつ家庭への調査（次世代育成支援に関するニーズ調査。以下ニーズ調査とする。）でも、「妊娠中、母親が、精神的に不安定になったことはありますか。」という質問に対し、「あった」と答えた人は58.6%にのぼっています。また、出産後1か月くらいの間、母親が精神的に不安定になったことがあると答えた人は60.7%と、両者とも約6割の人が不安定になっています。

また、「妊娠中や出産後のサポートとして、どのようなサービスが重要だと思いますか。」という設問に対しては、「子育て中の人との交流」と回答した人が43.8%、「赤ちゃんの育児相談」が42.1%と、ほぼ同じ割合を示しています。次いで「家事や赤ちゃんの沐浴などのヘルパー」「子育て経験者から気軽に話を聞ける場や機会の提供」「助産師・保健師等の家庭訪問による指導」が2割台で続いています。

厚生労働省が平成14年に実施した、月齢6か月児を対象とした「第1回21世紀出生児縦断調査」でも、「子育ての不安や悩みがある」と答えた人は、62.2%となっています。また、「子どもをもって負担に思うことがある」と回答した人は79.5%にのぼっています。その内容としては、「自分の自由な時間がもてない」が55.2%で一番多く、次いで、「子育てによる身体の疲れが大きい」39.5%、「子育てで出費がかさむ」34.7%と、続いています。

以上のことから、のびのびと安心して育児を楽しみ、子どもに愛情を注げるよう、また子どもの豊かな心の成長を育むことができるよう、妊娠中や出産後の育児に関する母親の不安に対する相談等の支援、子育て中の人との交流ができるような支援、身体の疲れを軽減するための支援が必要だと考えられます。

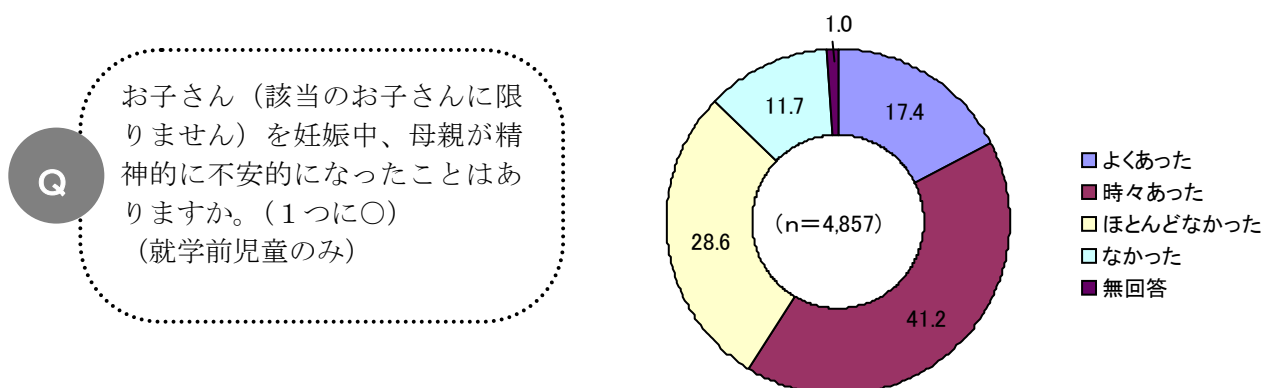
【ニーズ調査の回答】

●妊娠中や出産後1か月くらいの間、不安定になったこと

①妊娠中、母親が精神的に不安定になった人は約6割

“あった”と回答した人は約6割（「よくあった」17.4%+「時々あった」41.2%）

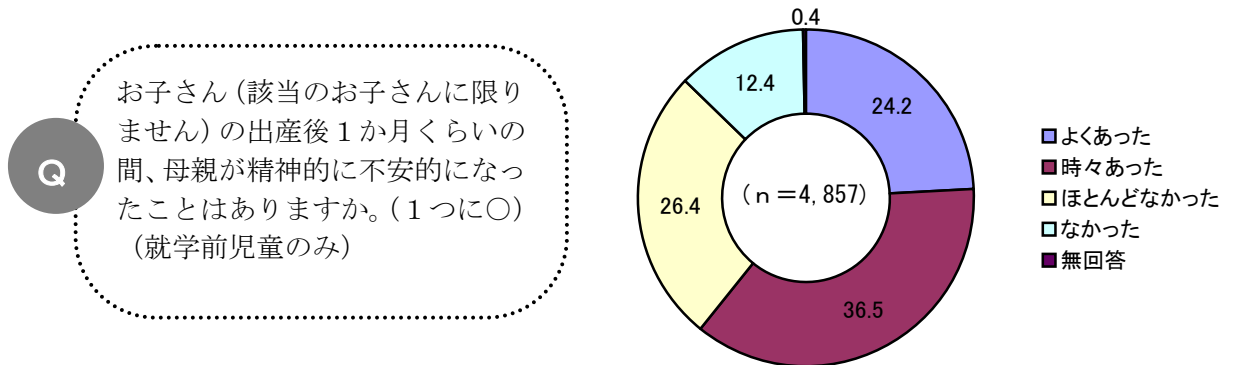
“なかった”と回答した人は約4割（「ほとんどなかった」28.6%+「なかった」11.7%）



②出産後1か月くらいの間、母親が精神的に不安定になった人も約6割

“あった”と回答した人は約6割（「よくあった」24.2%+「時々あった」36.5%）

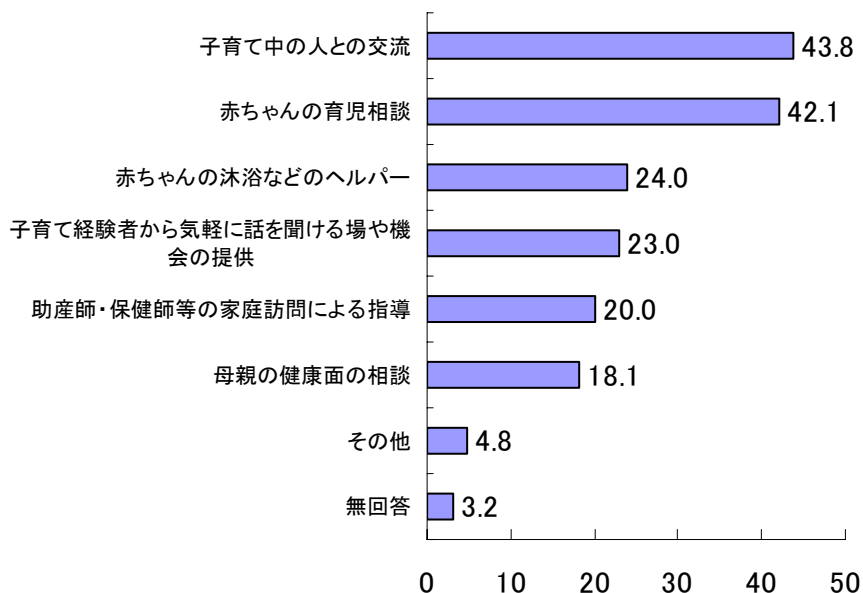
“なかった”と回答した人は約4割（「ほとんどなかった」26.4%+「なかった」12.4%）



●妊娠中や出産後のサポートとしては「子育て中の人との交流」と「育児相談」がトップ

「子育て中の人との交流」と回答した人が最も多く、「赤ちゃんの育児相談」と回答した人もほぼ同じ割合を示している。次いで「家事や赤ちゃんの沐浴などのヘルパー」「子育て経験者から気軽に話を聞ける場や機会の提供」「助産師・保健師等の家庭訪問による指導」が2割台で続く。

Q 妊娠中や出産後のサポートとして、どのようなサービスが重要だと思いますか？（2つまでに○）



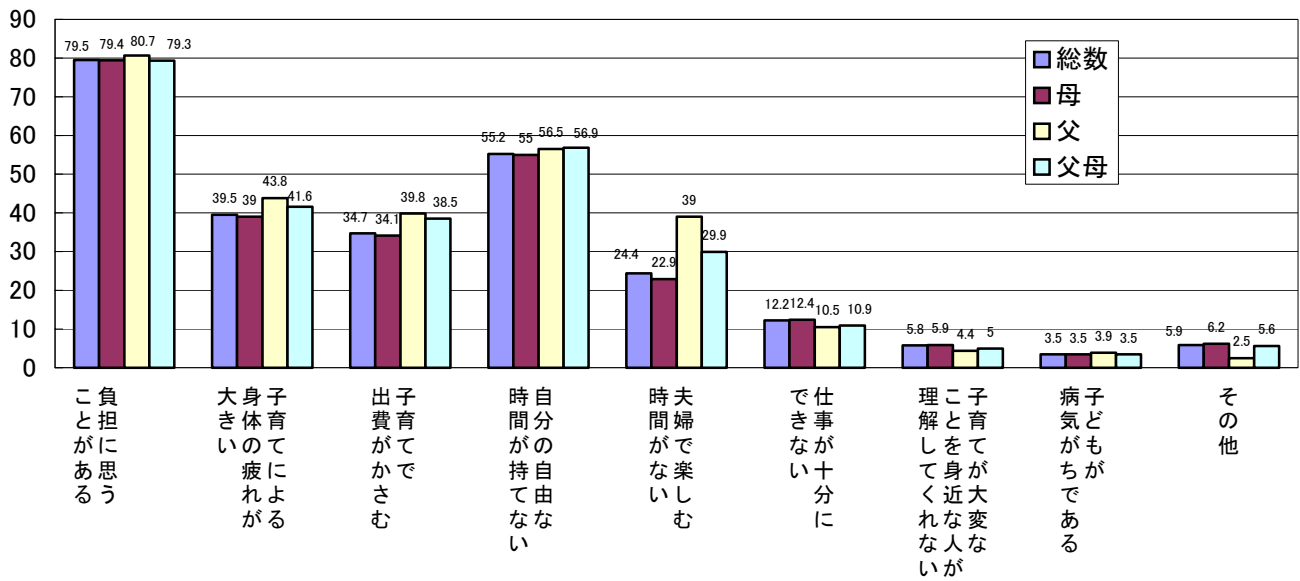
子育ての不安や悩みの状況

(単位：人・%)

	総数	すごくある	少しある	ほとんどない	不詳
回答数	47,010人	3,111	26,078	17,679	142
%	100.0	6.6	55.5	37.6	0.3

(厚生労働省：「第1回21世紀出生児縦断調査」より)

回答者別にみた子どもをもって負担に思うこと（複数回答）



(厚生労働省：「第1回21世紀出生児縦断調査」より)

(2) 子育て中にどのような支援が必要か（就学前児童）

子育ては日常的なことであり、ほんの些細なことから不安や悩みが出てくるものです。子育ての中で日々感じる一般的な不安や、他人と比較することから感じる不安、第三者から言われたことに対する不安、子どものことが理解できず、自分の思うように育たないことによる不安、子どもが持つ障害等からの不安など様々な子育ての不安があり、きめ細やかな働きかけや支援をすることで、親が自信を持ち、子育てが楽しいと思えることが重要と考えます。

横浜市内の就学前児童をもつ家庭への調査（次世代育成支援に関するニーズ調査。以下ニーズ調査とする。）では、「子育てを楽しく、安心して行うためのサービス」として、①子どもを遊ばせる場や機会の提供 ②親のリフレッシュの場や機会の提供 ③子育て中の親同士の仲間づくり ④親の不安や悩みの相談など、必要と感じる支援も多岐にわたっています。

また、同調査の「子どもを虐待していると思うことがあるか」について、“ある”と回答した人は22.4%（「よくある」1.1%+「時々ある」21.3%）と全国調査の平成12年度幼児健康度調査（社団法人 日本小児保健協会が実施。以下、幼児健康度調査とする。）の18.1%に比べ、高くなっています。

さらに、あると回答した人に「子どもを虐待していると思うとき」を尋ねたところ、“言葉による脅しや子どもからの働きかけの無視”は61.1%（幼児健康度調査80.2%）、“子どもを叩いたり、つねったりする”は44.3%（幼児健康度調査48.5%）、次いで“何度でもできるまでやらせるなど厳しくしつける”は27.5%（幼児健康度調査17.4%）と厳しくしつけると答えた割合が全国よりも高くなっています。やはり、地域の人間関係の希薄化する中で、在宅で子育てをする親の中には、孤立感を感じながら子どもに向かい、時に虐待をしているのではないかと悩んでいる姿が見えています。

今、子育て中の親を孤立させず、地域の中で親子が交流し、過ごせる場をつくるさまざまな取り組みがされつつあります。その一つである親と子のつどいの広場事業では、認知度は27.6%ですが、49.9%の人が「利用したい」と回答しています。今後は、つどいの広場のみならず、地域で行われているさまざまな取り組みを広く周知ができるのか検討するとともに、交流できる機会や場をさらに推進していく必要があると考えます。

さらに就労家庭への多様な保育サービスの提供はもちろんのことですが、ニーズ調査では家族の病気等で急に子どもを預けることについての困難さが表れています。1年間に、家族の病気などやむを得ない事情で、子どもの面倒をみられなくなったことがあったと55%が答え、そのうち86.1%（「非常に困難」8.7%+「困難」12.1%+「どちらかという困難」31.6%）が「家族がみたり、親戚・知人等に預けた」、また預けることができて52.4%が困難だったと回答しています。より幅広くサービスが利用できるよう保育サービスの充実が求められています。

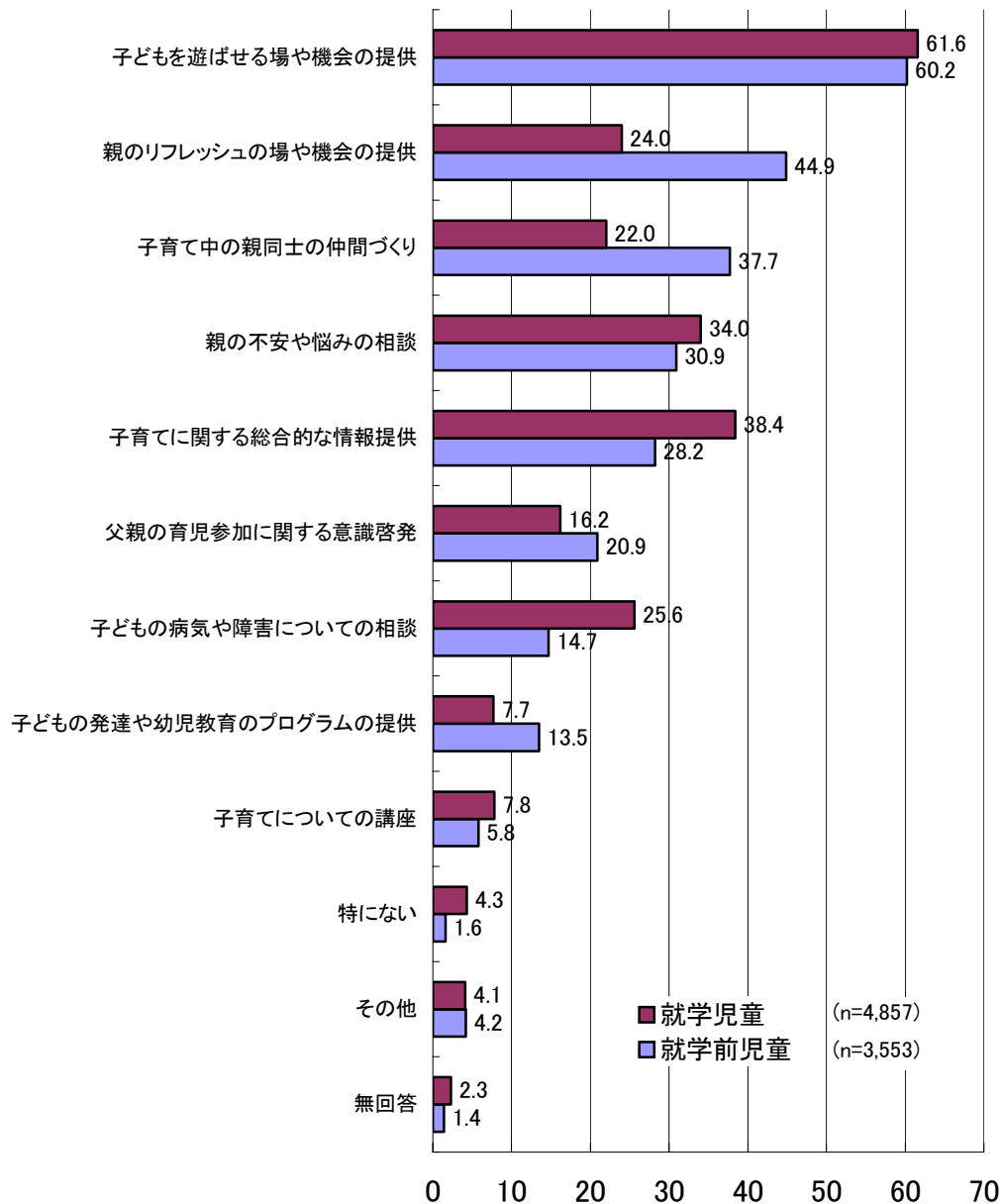
また、保護者が育児で孤立化することを防ぐため、パートナーや家庭に対し、周囲からの温かい目や支援が必要です。しかしながら、金沢区の子育てアンケート調査からは、0歳児の子どもがいる家庭における父親の帰宅時間は、21時以降が50.4%（厚生労働白書では、南関東圏では過半数）、23時以降が18.9%（厚生労働白書では、南関東圏では約2割）と回答しています。なかなか父親の育児参加は現実的には、難しい状況がわかります。

「子育てをされていて困ること、困ったこと」では、「交通機関や建物、道路など、ベビーカーでの移動に不自由なこと」が最も多く約4割となっています。そのほか「暗い通りなどが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」(38.6%)「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」(37.4%)「子どもが安全に通れる道路がない」(35.5%)などが続きます。子育て中の親子が安心して、不便なく過ごせるまちづくりも重要な課題となっています。

●必要なサービスでは、「子どもを遊ばせる場」「親のリフレッシュの機会」が上位

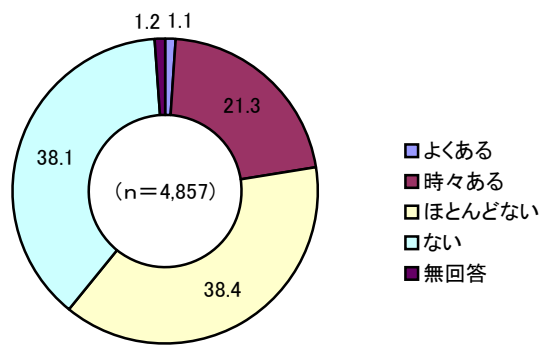
就学前児童の保護者では「子どもを遊ばせる場や機会の提供」と回答した人が約6割と最も多く、「親のリフレッシュの場や機会の提供」も4割強を占めている。次いで「子育て中の親同士の仲間づくり」が4割弱、「親の不安や悩みの相談」が約3割となっている。

Q 日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスはどのようなものだと思いますか。(3つまでに○)(就学前児童及び就学児童)

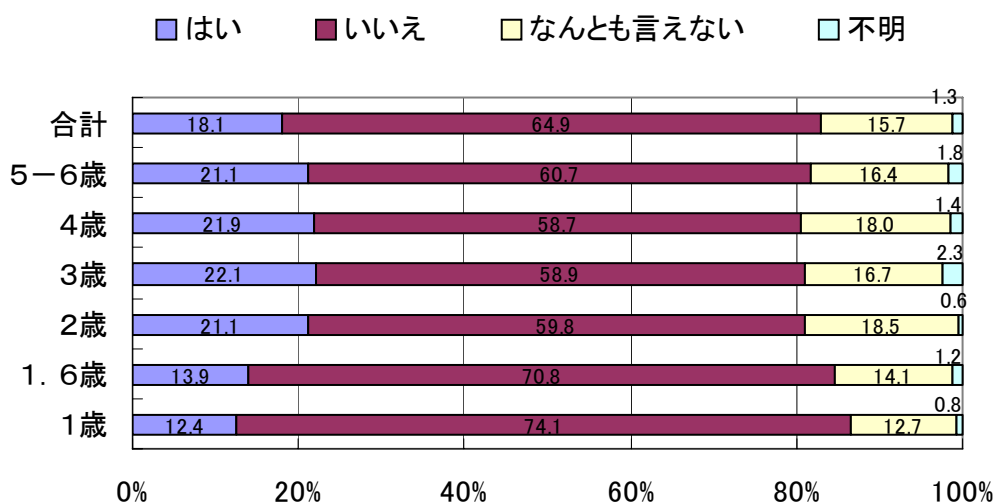


●子どもを虐待していると思うことのある人は約2割
 “ある”と回答した人は2割強（「よくある」1.1%+「時々ある」21.3%）
 “ない”と回答した人は8割弱（「ほとんどない」38.4%+「ない」38.1%）となっている。

Q じぶんは、子どもを虐待している
 と思うことがありますか。
 （1つに○）



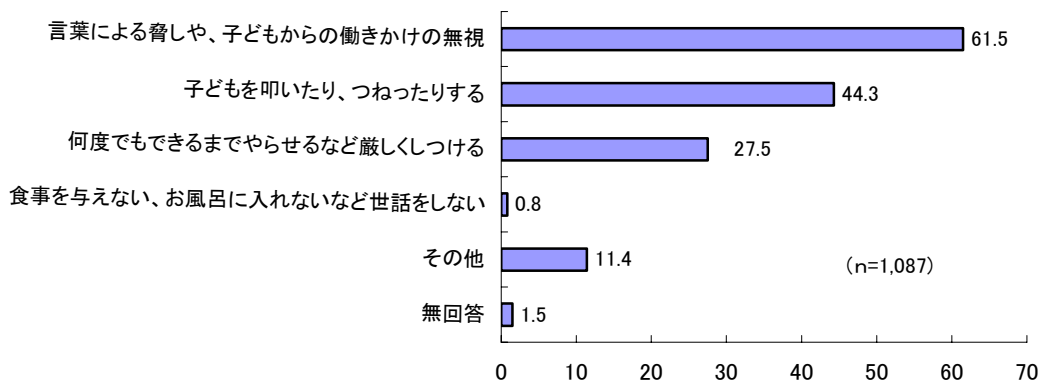
子どもを虐待しているのではないかと思うことがあるか（平成12年度幼児健康度調査）



●虐待していると思うときのトップは「言葉による脅しや無視」

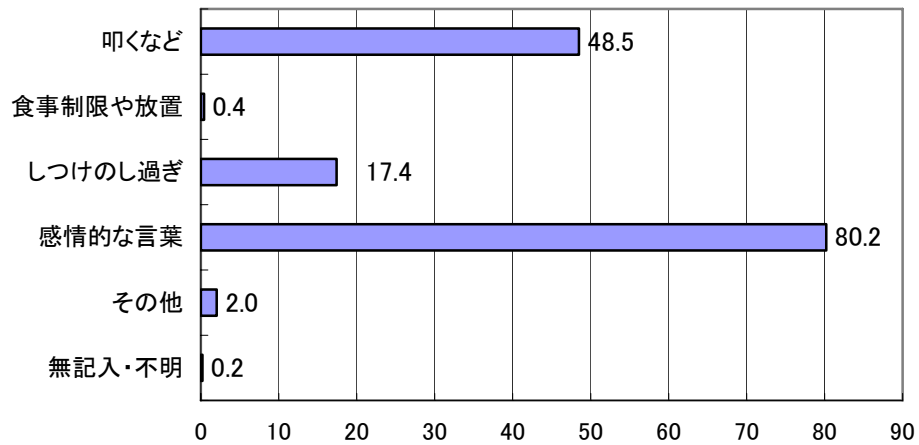
子どもを虐待していると思うことが“ある”と回答した人の子どもを虐待していると思うときをみると、「言葉による脅しや子どもからの働きかけの無視」と回答した人が6割強と最も多く、「子どもを叩いたり、つねったりする」と回答した人も4割強を占めている。次いで「何度でもできるまでやらせるなど厳しくしつける」が3割弱と続く。

Q 子どもを虐待していると思うのは、どのようなときですか。（2つまでに○）



虐待

待していると思う場合の内容（平成12年度幼児健康度調査）



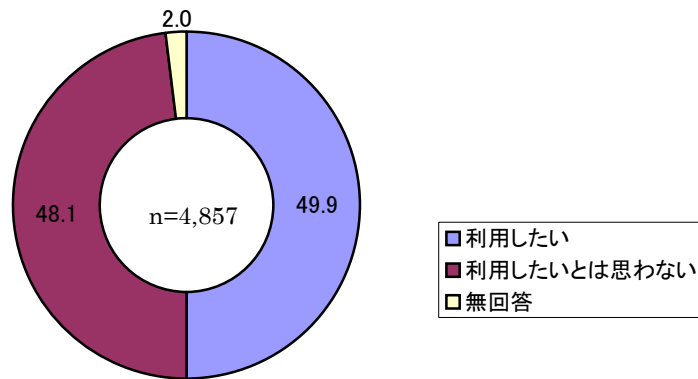
社団法人 日本小児保健協会

● 「親と子のつどいの広場」を利用したい人は約半数

「親と子のつどいの広場事業」の認知度は3割弱ですが、利用意向をみると、「利用したい」と回答した人は約半分となっている。

Q

「親と子のつどいの広場事業」を利用したいと思いますか。（1つに○）



●緊急の用事で子どもの面倒をみられなくなったことのある人は半数以上

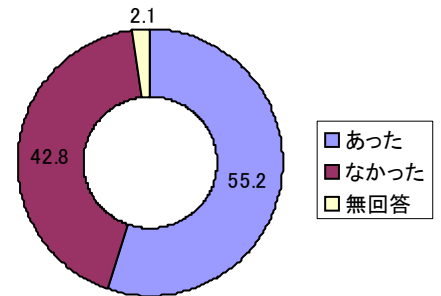
この1年間に、冠婚葬祭、保護者、家族の病気などやむを得ない事情で、子どもの面倒をみられなくなったことの有無をみると、「あった」と回答した人は55%、「なかった」と回答した人は43%となっている。

Q

この1年間に、冠婚葬祭、保護者・家族の病気・入院・通院、子どもの学校の用事などのやむを得ない事情で、ふだん主に該当のお子さんの面倒をみている方が、日中に該当のお子さんの面倒をみられなくなったことがありますか。(1つに○)(就学前児童のみ)

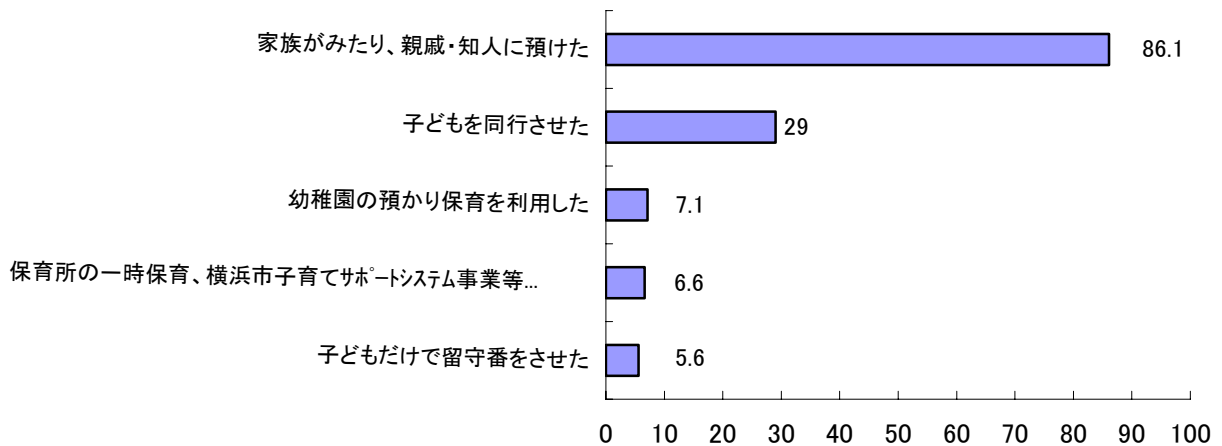
●対処方法は「家族がみたり、親戚・知人等に預けた」人が大多数

この1年間に、冠婚葬祭、保護者・家族の病気などやむを得ない事情で子どもの面倒をみられなくなったことが「あった」と回答した人の対処方法をみると、「家族がみたり、親戚・知人等に預けた」と回答した人が最も多く9割弱となっている。



Q

具体的な対処法は、次のうちどれにあたりますか。(あてはまるものすべてに○)

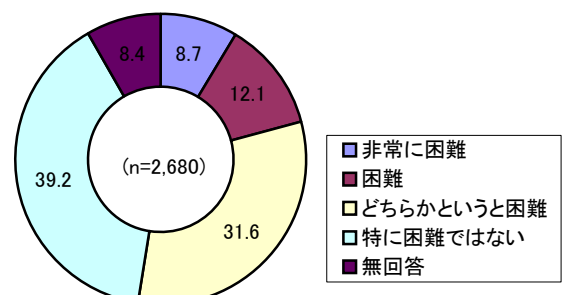


●その場合に「困難」と回答した人が半数以上

「家族がみたり、親戚・知人等に預けた」の中で、子どもを預けるときに困難度をみると、「困難」と回答した人が半分以上(「非常に困難」8.7%+「困難」12.1%+「どちらかという困難」31.6%)、「特に困難ではない」と回答した人は約4割となっている。

Q

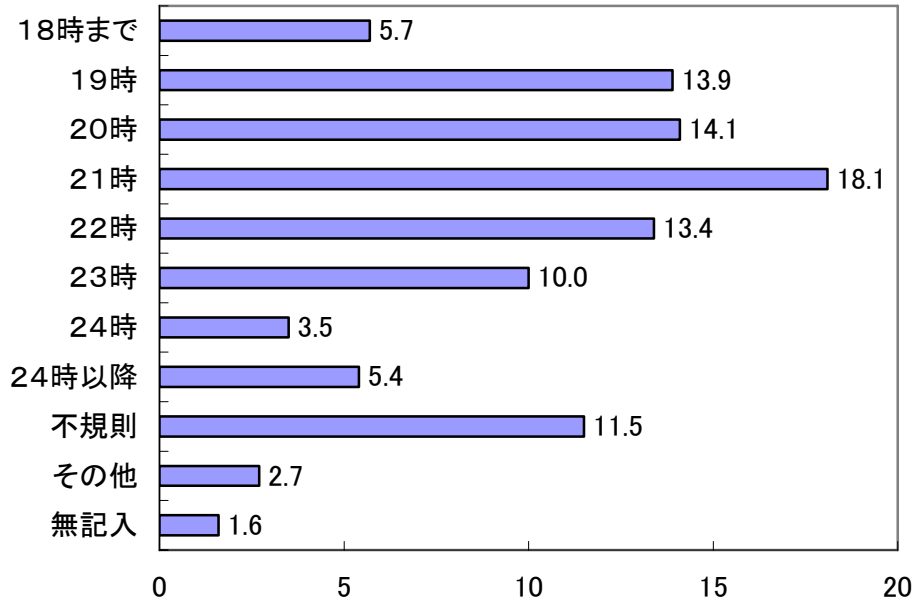
そのときの状況について、難しさはありましたか。(1つに○)



●父親の帰宅時間

金沢区が区内在住の0歳児を持つ保護者に対し、平成15年度に行った子育てアンケート調査では、21時以降の帰宅が50.4%（厚生労働白書では、南関東圏では過半数）、23時以降の帰宅が18.9%（厚生労働白書では、南関東圏では約2割）となっている。

父親の帰宅時間～金沢区子育てアンケート調査データ集から～



	回答数(人)	比率(%)
18時まで	72	5.7%
19時	175	13.9%
20時	178	14.1%
21時	228	18.1%
22時	169	13.4%
23時	126	10.0%
24時	44	3.5%
24時以降	68	5.4%
不規則	145	11.5%
その他	34	2.7%
無記入	20	1.6%
合計	1,259	

●子育てをしていて困ること、困ったこと

「交通機関や建物、道路など、ベビーカーでの移動に不自由なこと」と回答した人が最も多く約4割となっている。

「暗い通りなどが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」(38.6%)

「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」(37.4%)

「子どもが安全に通れる道路がない」(35.5%)と回答した人もほぼ同じ割合です。

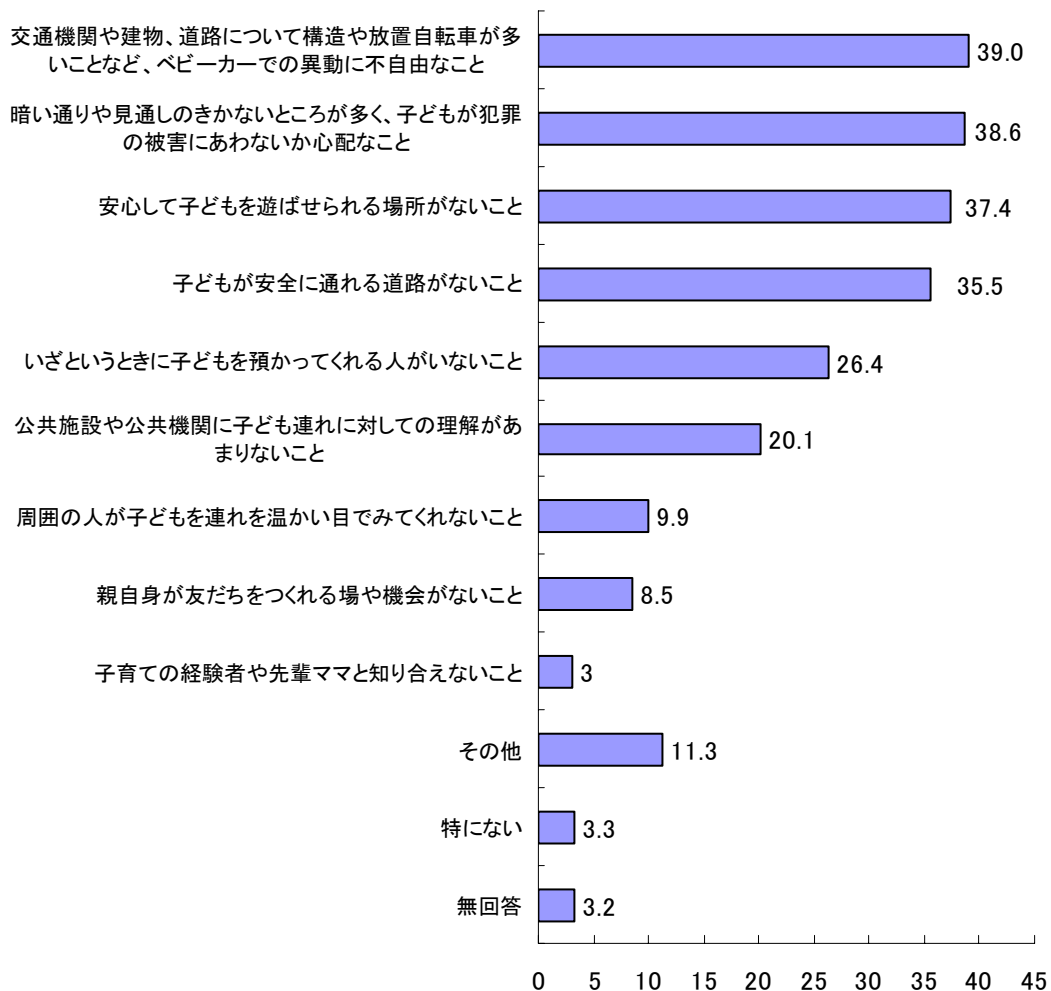
「子どもを預かってくれる人がいない」(26.4%)

「公共施設や公共機関に子ども連れに対しての理解がない」(20.1%)

と回答した人が2割台で続く。



子育てを行っていて、特に困ること、困ったことは何ですか。(3つまで○)



(3) 子育て中にどのような支援が必要か（就学児童）

小学校においては、将来の社会を担う大切な子どもたちを、創造性に富み、たくましく、個性豊かに育てるための教育環境を整えるとともに、家庭・地域との連携などにより、地域社会の拠点となる学校づくりを推進し、地域全体の教育力の向上をはかることが求められています。

子どもたちが創造性や自主性、社会性を身につけていくためには、学校の就学時間だけでなく、放課後、いかに有意義な時間を過ごすかも重要であり、家庭の状況や心身等の障害の有無に関わらず、すべての子どもたちが安心して、豊かな放課後の時間を過ごすことができるような魅力的な施策・事業を立案し、多数の子どもへの参加を呼びかけていく工夫が必要です。

なお、一方で、女性の就労意欲の向上による就業率の上昇や就業形態の多様化などが進行し、放課後に保護者が自宅に不在である子どもたちも増加していることから、施策の内容・実施時間帯等について配慮していく必要があります。

子育て支援事業本部が平成15年6月に行った「放課後児童育成事業に関する意識調査（以下「意識調査」という。）」では、「放課後にいる場所」は、「自分の家」が最も多く(64.3%)、次いで「近所の公園や広場」(38.8%)、「塾や習いごと」(29.5%)となっています。

Q 放課後はどこにすることが多いですか。2つに○をつけてください。(n=7,953 複数回答)

1	はまっ子ふれあいスクール	1480	18.6%
2	はまっ子ふれあいスクール以外の学校内	255	3.2%
3	放課後児童クラブ（学童保育）	318	4.0%
4	自分の家	5111	64.3%
5	友だちの家	2058	25.9%
6	近所の公園や広場	3086	38.8%
7	地区センターや図書館	301	3.8%
8	塾や習い事の教室	2350	29.5%
9	その他	331	4.2%

「放課後は何をすることが多いか」については、「公園や広場で遊ぶ」が第一位(49.6%)となっておりますが、第2位から第4位は、「テレビを見る」(35%)、「テレビゲームをする」(34%)、「家でのおんびりする」(31%)と、いずれも家の中での過ごし方になっています。

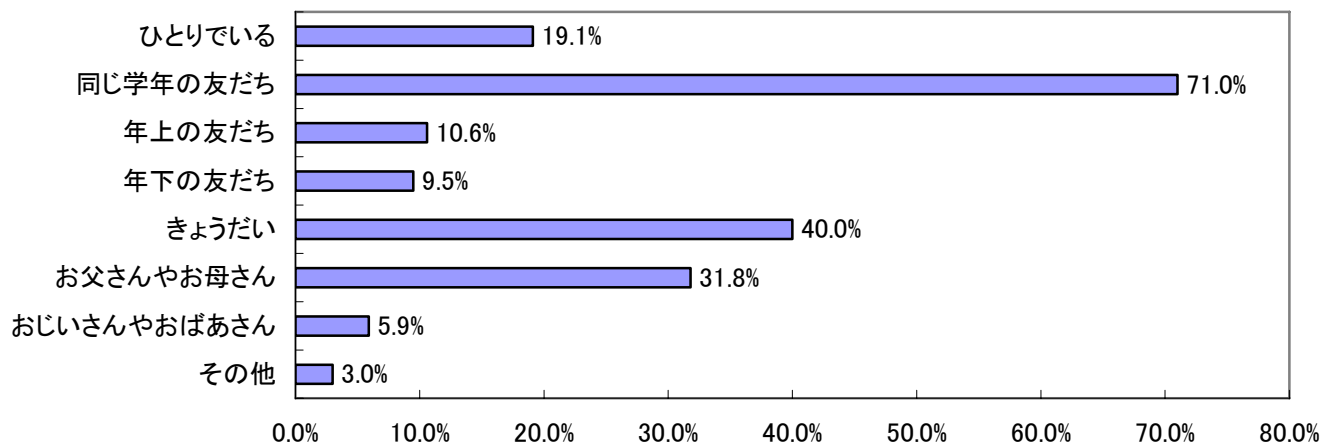
Q 放課後は何をすることが多いですか。3つに○をつけてください。(n=7,953 複数回答)

1	公園や広場で遊ぶ	3944	49.6%
2	家や塾で勉強をする	2038	25.6%
3	読書をする	678	8.5%
4	マンガ本や雑誌を読む	1503	18.9%
5	テレビを見る	2748	34.6%
6	テレビゲームをする	2700	33.9%
7	家でのおんびりする	2447	30.8%
8	家の手伝いをする	585	7.4%
9	スポーツをする	1452	18.3%
10	習い事をする	2176	27.4%
11	はまっ子ふれあいスクールに参加する	1277	16.1%
12	放課後児童クラブ（学童保育）に行く	287	3.6%
13	その他	618	7.8%

「放課後に一緒にいることが多い人」については、「同じ学年の友だち」(71.0%)が最も多く、次いで「きょうだい」(40%)、「お父さんやお母さん」(32%)という結果になっています。

Q

放課後は誰と一緒にいることが多いですか。2つに○をつけてください。(n=7,953 複数回答)



「放課後は何をしたいか」という設問に対しては、「屋外（そと）で遊びたい」(56%)が第1位、次いで「テレビゲームをしたい」(34%)、「のんびりしたい」(31%)、「部屋の中で遊びたい」(28%)、「スポーツをしたい」(28%)、「学校の校庭や体育館でみんなと遊びたい」(24%)となっています。「放課後何をしているか」という現状についての回答と比較すると、「屋外で遊びたい」、「スポーツをしたい」、「学校の校庭や体育館でみんなと遊びたい」などの割合が増えています。

Q

放課後は何をしたいですか。3つに○をつけてください。(n=7,953 複数回答)

1 屋外（そと）で遊びたい	4447	55.9%
2 部屋の中で遊びたい	2261	28.4%
3 勉強したい	770	9.7%
4 読書したい	879	11.1%
5 マンガ本を読みたい	1206	15.2%
6 テレビを見たい	1882	23.7%
7 テレビゲームをしたい	2708	34.1%
8 のんびりしたい	2487	31.3%
9 家の手伝いをしたい	656	8.2%
10 スポーツをしたい	2253	28.3%
11 塾や習い事に行きたい	719	9.0%
12 学校の校庭や体育館でみんなと遊びたい	1913	24.1%
13 その他	435	5.5%

「放課後一緒に過ごしたい人」は、「同じ学年の友達」が最も多く、「放課後誰と一緒にいることが多いか」という現状との比較では、家族より様々な友達と遊びたいという傾向があります。

Q

放課後は誰とすごしたいですか。2つに○をつけてください。(n=7,953 複数回答)

1	ひとりですごしたい	1135	14.3%
2	同じ学年の友だち	5024	63.2%
3	近所の友だち	1334	16.8%
4	同じ学校の友だち	2134	26.8%
5	違う学校の友達	715	9.0%
6	きょうだい	2029	25.5%
7	お父さんやお母さん	2285	28.7%
8	おじいさんやおばあさん	423	5.3%
9	その他	222	2.8%

「遊びたい場所」は、「広場、公園」(61%)が最も多く、次いで「魚釣りや虫取りなどができる自然がある場所」(33.9%)となっており、現状では、「自分の家」が最も多いのに対して、もっと公園や広場、自然のある場所で遊びたいという希望が伺えました。

Q

遊びたい場所はどこですか。2つに○をつけてください。(n=7,953 複数回答)

1	広場、公園	4860	61.1%
2	学校の教室やグラウンド	1709	21.5%
3	魚釣りや虫取りなどができる自然がある場所	2700	33.9%
4	自由にテレビが見られ、テレビゲームなどができる部屋	2404	30.2%
5	たくさんの本が読める図書室	1022	12.9%
6	パソコンが自由に使える場所	1654	20.8%
7	その他	783	9.8%

保護者の希望としては、「安心して過ごせる場所」(59%)と「活発に遊んだりスポーツのできる場の確保」(58%)がほぼ同程度で最も多く、そのほかでは、「学習のサポート」(21%)、「社会性・協調性の育成」(20%)への希望があがっています。

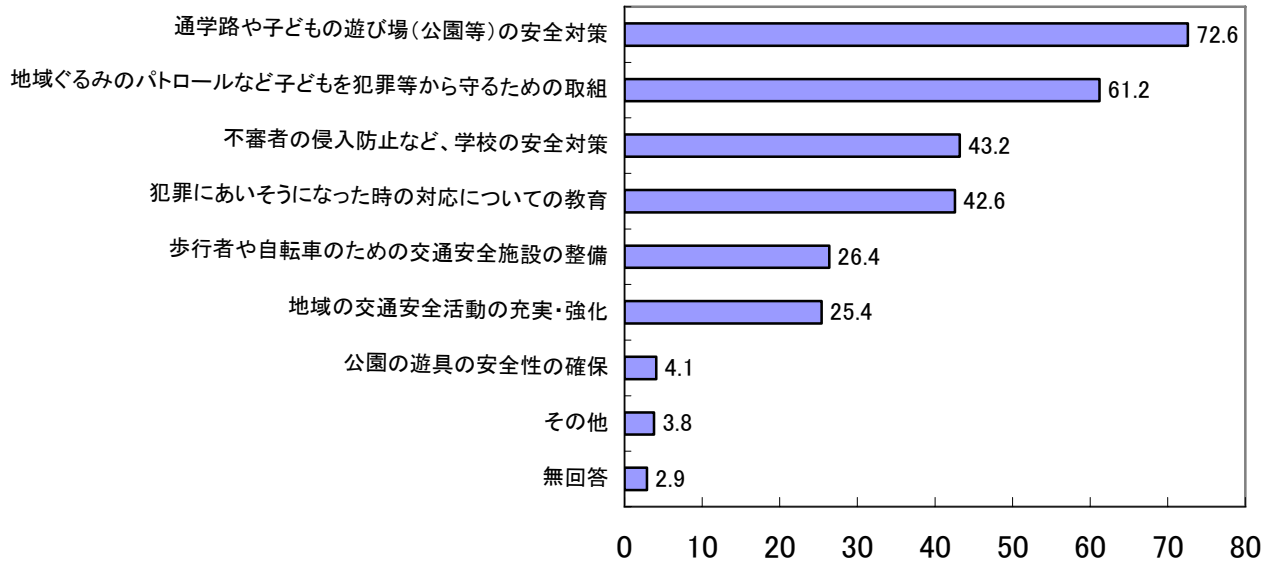
Q

放課後施策に望むことは何ですか。主なもの2つに○をつけてください。(n=6,142 複数回答)

1	学習のサポート	1264	20.6%
2	社会性・協調性の育成	1207	19.7%
3	創造性の育成	513	8.4%
4	はまっ子としての国際力育成	291	4.7%
5	地域との交流	424	6.9%
6	安心して過ごせる場の確保	3628	59.1%
7	活発に遊んだりスポーツのできる場の確保	3553	57.8%
8	のんびりできる場の提供	433	7.0%
9	ボランティアの活用	347	5.6%
10	その他	144	2.3%

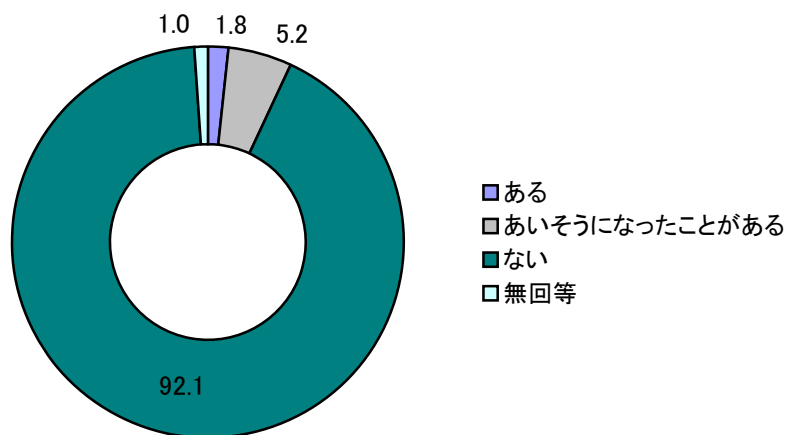
子どもの安全確保も保護者にとって切実な願いです。ニーズ調査でも「子どもの安全を守るために重要なこと」として、「通学路や子どもの遊び場（公園等）の安全対策（防犯灯や防犯カメラの整備による暗がりや死角の解消等）」が 72.6%と最も多く、「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪等から守るための取組み」（61.2%）と回答した人も6割を超えています。

■ 子どもの安全を守るために重要なこと



また、「子どもが犯罪の被害にあったことの有無」をみると、“ある”と回答した人は 7.0%（「ある」1.8%）+「あいそようになったことがある」5.2%）ありました。

Q 該当のお子さんが、犯罪の被害にあったことがありますか。（1つに○）（就学児童のみ）
（n=6,142 複数回答）



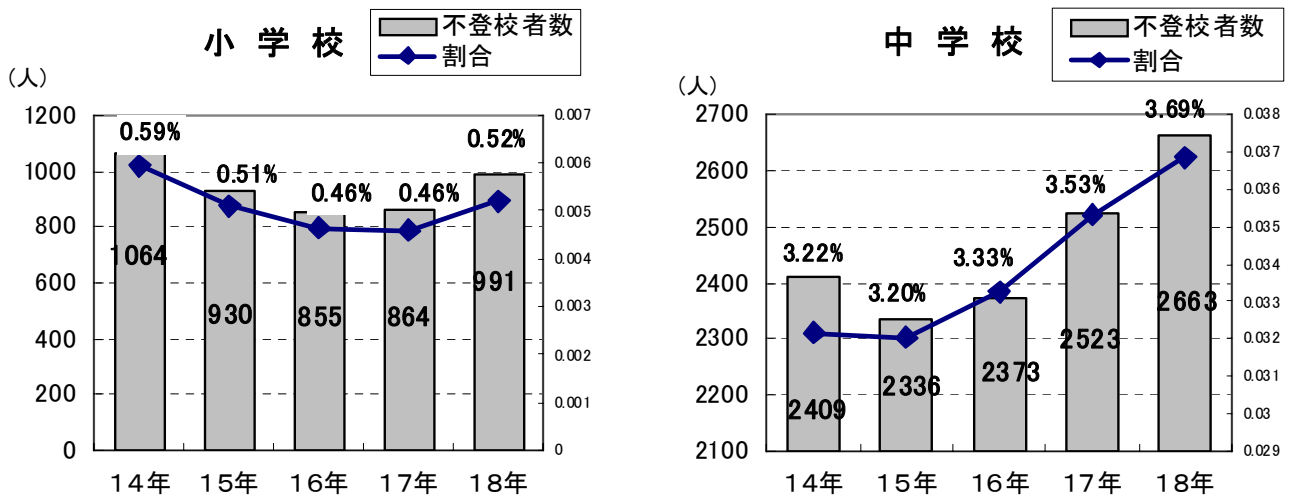
(4) 青少年の自立に際しどのような支援が必要か

青少年を取り巻く社会環境は、情報化の進展に伴うライフスタイルの変化や経済情勢などにより大きく変化しています。

日進月歩の情報化社会の進展の中で、青少年は新たなものへの順応性も高く、インターネットを通じて多くの情報を得ることができる一方、有害な情報も身近なところに氾濫し、行動や感情が左右されてしまうなどの問題も発生しています。

また、不登校、ひきこもり、若年無業者等の問題も顕在化しており、青少年が安心して気軽につるぐ居場所をつくとともに、職業意識や社会への関心を高め、社会参加を支援していくことが必要です。

市立小・中学校の不登校者数と割合

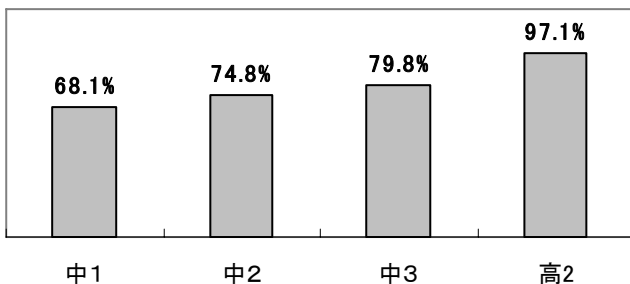


※全児童・生徒数は各年5月1日現在。

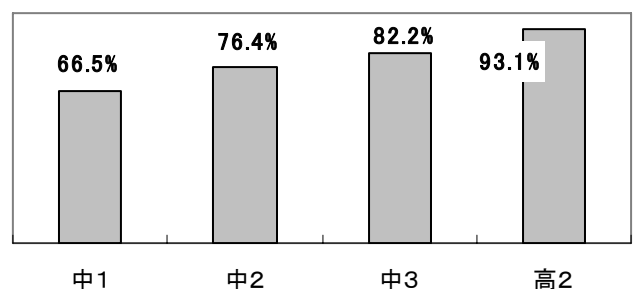
※不登校者数：理由別長期欠席児童数（当該年度の4月1日から3月31日までの1年間に30日以上欠席した者）のうち、病気・経済的理由・その他以外の数

携帯電話・インターネットの利用について（H19 横浜市中高生対象の生活実態調査）

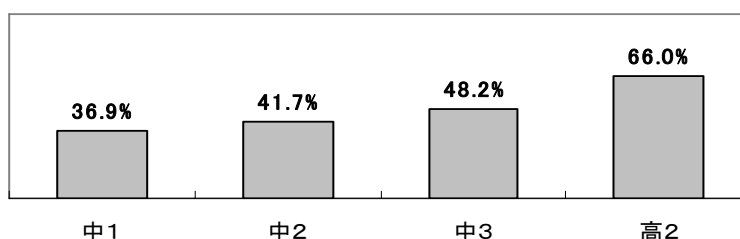
①携帯電話・PHSを持っている



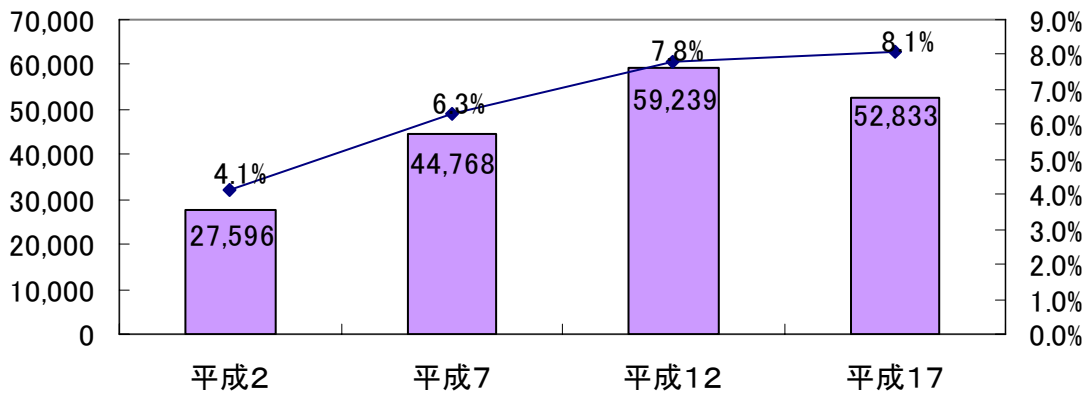
②インターネットを使用している



③インターネット・携帯電話の使い方について、家庭の中でルールを作っている



横浜市における15歳～34歳の若年無業者数及び総数に占める割合の推移

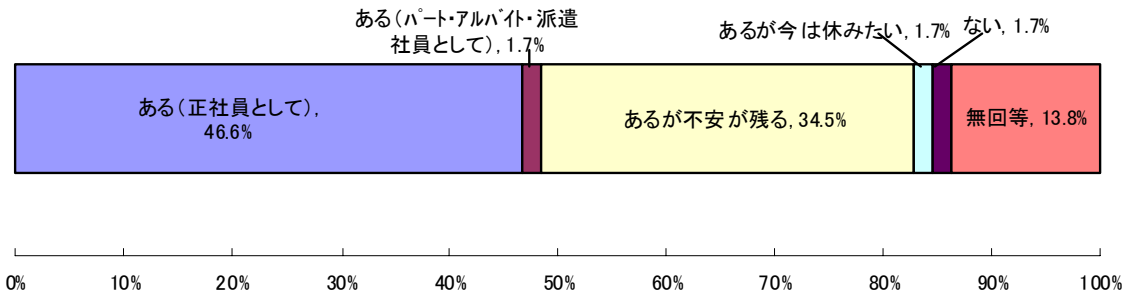


Q

あなたは、これから就労する意欲はありますか。(1つに○)
(n=89)

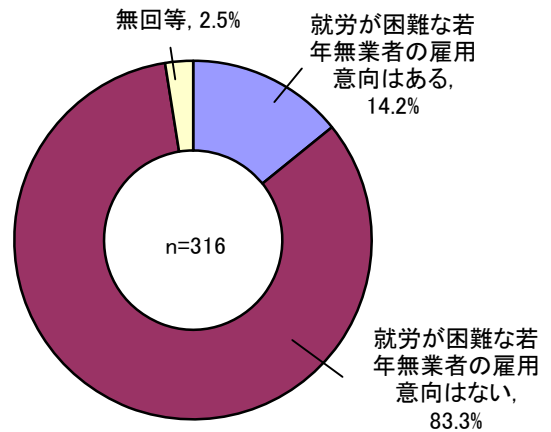
若年無業者のほぼ全員は就労意向があると回答しており、特に、「ある(正社員として)」が46.6%と多い。ただ、「あるが不安が残る」34.6%も3割台半ばと多くなっている。

若年無業者の就労意向



若年無業者に対する企業の雇用意向

若年無業者に対して雇用意向を持つ市内事業者は14.2%にとどまっており、8割以上の事業者は雇用の意向はない。



4 次世代育成環境

(1) 仕事と子育ての両立支援

子育て支援に関する横浜市の取り組みは、国と同様、保育所の整備に代表される保育サービスの充実に重点がありました。これは、働きながらも子育てがしやすい環境の整備を重視したものでした。平成9年に策定された「緊急保育計画」では、①保育所待機児童(*)の6割を解消するために保育所整備を促進するとともに、②横浜保育室(*)を認定し、0～2歳の低年齢児保育を充実しました。続いて平成13年度から17年度の「よこはま子育て支援計画」は、待機児童解消を打ち出すとともに、多様な保育ニーズに応え仕事と子育ての両立を支援し、子育ての負担感軽減を図る施策を展開してきました。

しかし、横浜市では人口の社会増に加え、女性の就労意欲が引き続き高まる中で、保育所入所申込者数の増加傾向が続いており、待機児童数がなかなか減らない状況にあります。今後も引き続き、保育所整備等を進め、待機児童解消を図ることが必要となっています。

(2) 在宅の子育て家庭を巡る子育て環境

従来からの仕事と子育ての両立支援に向けて、保育所整備を中心に多様な保育ニーズに応える事業に比重がおかれた結果、在宅での子育て家庭への支援は、ここ数年でやっと本格的に取り組むようになってきたところであり、今後の課題となっています。最近の調査では、保育所を利用している共働きの家庭よりも、在宅で子育てしている家庭の子育て不安や子育ての孤立感が増加してきており、今後は、すべての子育て家庭に対して、きめ細かな対応が求められています。

(3) 学齢期の子どもを取り巻く環境

子どもたちが集団で遊んだり、自然とのふれあいなどを通じて自主性や創造性を育てていくことは大変重要なことです。しかし、少子化や核家族化が進むとともに、都市化の進行に伴って、自由に遊べる路地や原っぱなどの「遊び場」がなくなってきています。子どもたちは野外で大勢の友だちと遊びたいと思っている一方で、塾や習い事などに時間を取られ、自宅でテレビを見たり、テレビゲームをするなど一人で遊ぶことが多くなっています。また、家庭においても、保護者の就業形態の多様化や社会活動への参加などが増える中で、子どもと一緒に過ごす時間が減る傾向にあります。さらに、地域のコミュニティ意識の低下など、子どもの生活空間の中で、周辺の人との交流の機会なども減少してきています。そのため、今後は原っぱなどに代わる「遊び場」をどう確保するのか、また、地域の人たちが意識的に子どもたちに関わり交流することで、地域全体で子育てを支援する仕組みをどうつくるのかなどの検討が求められています。

(4) 青少年を取り巻く環境（青少年プラン及び横浜市青少年自立支援研究会提言から）

少子化や核家族化、都市化に伴い、大人や家族の意識が大きく変化するなかで、人との関わりをうまく結べない青少年や社会的ひきこもりといった深刻な課題を抱える青少年が増加しています。また、インターネットや携帯電話などの急速な普及は、多感な時期の青少年を振り回し、時として重大な犯罪を引き起こしています。

平成18年度に実施した、自立支援に関する実態調査では、若年無業者であっても、無業やひきこもり状態になるまでの原因や経歴は多種多様であり、その社会的状態や心身の障害の有無など千差万別であるということが判明しました。そのため、自立支援の取組については、自立支援に取り組む機関・団体が相互に連携しつつ、個々の若者の社会的ニーズや状態に応じて慎重かつ柔軟に対応していくことが求められています。

国では、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略及び「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、①「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」と②「親の就労と子どもの育成の両立」「家庭における子育て」を包括的に支援する枠組み（社会的基盤）の構築を、車の両輪として推進していくこととしています。

(1)「子ども・子育て応援プラン」の概要

「子ども・子育て応援プラン」の特徴

- ア 保育事業中心から、若者の自立・教育、働き方の見直し等を含めた幅広いプランへ
※少子化社会対策大綱の4つの重点課題に沿って構成
- ①若者の自立とたくましい子どもの育ち
 - ②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
 - ③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
 - ④子育ての新たな支え合いと連帯
- イ 概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示
※施策の実施を通じて、社会をどのように変えようとしているのか、国民に分かりやすく提示
- ウ 「働き方の見直し」の分野において積極的な目標設定
※育児休業取得率 男性10%、女性80% ※育児期に長期間にわたる時間外労働を行うものの割合を減少
- エ 体験学習を通じた「たくましい子どもの育ち」など教育分野において積極的な目標設定
※全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動を実施し、多くの子どもがさまざまな体験を持つことができる。
- オ 「待機児童ゼロ作戦」とともに、きめ細かい地域の子育て支援や児童虐待防止など、すべての子どもと子育てを大切にす取組を推進（子どもが減少する（量）ことへの危機感だけでなく、子育ての環境整備（質）にも配慮）
※待機児童が50人以上の市町村をなくす ※子育て家庭が歩いていける範囲に子育て支援拠点を整備 ※関係者の連携体制を全国に構築し、児童虐待死の撲滅を目指す
- カ 市町村が策定中の次世代育成支援に関する行動計画も踏まえて数値目標を設定
※地方の計画とリンクさせた形でプランを策定するのは今回が初めて

「子ども・子育て応援プラン」の概要

「子どもが健康に育つ社会」「子どもを産み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるのかがわかるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、それに向けて、内容や効果を評価しながら、この5年間に施策を重点的に実施。

○4つの重点課題と5年間に講ずる施策と目標（例）

①若者の自立とたくましい子どもの育ち

→（施策と目標）○若年者試用（トライアル）雇用の積極的活用

○全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施

②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

→（施策と目標）○企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及

○個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、仕事と生活の調和キャンペーンの推進

③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

→（施策と目標）○保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供

○全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進

④子育ての新たな支え合いと連帯

- （施策と目標）○地域の子育て支援の拠点づくり（市町村の行動計画目標の実現）
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開（待機児童が多い95市町村における重点的な整備）
- 児童虐待防止ネットワークの設置
- 子育てバリアフリーの推進（建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成）

(2) 育児・介護休業法の改正について

育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層推進するために、育児・介護休業法の改正が行われた。（平成16年12月1日、同8日公布、平成17年4月1日施行）

[育児関係の主な改正点]

ア 育児休業等の対象労働者の拡大

期間を定めて雇用される者は対象外だったが、休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の労働者を対象者として追加。

イ 育児休業期間の延長

子が1歳に達するまでから、子が1歳を越えても休業が必要と認められる一定の場合にあっては、子が1歳6か月に達するまで延長。

※「一定の場合」とは、保育所に入所を希望しているが入所できない場合や、配偶者が死亡、負傷等により子を保育できなくなった場合。

ウ 子の看護休暇制度の創設

労働者が、年に5日を限度として取得できるようにする。

第2章 次世代育成支援における市民・事業者・行政の役割

1 協働の考え方と具体的取組

(1) 次世代育成支援における協働の考え方

子育てに喜びを感じ人生の幸福感を得ている人が多い反面、都市化・核家族化の進展、長引く景気低迷などにより、子育てにかかる精神的、肉体的負担及び経済的負担は重くなっており、なお一層の子育て環境の整備が求められています。乳幼児期から学童期、思春期を経て青年期までのライフステージを一貫した横浜の次世代育成支援を充実させるためには、子ども自身の育ちと子育て家庭への多様な支援策が必要になります。

一般的に行政が実施する施策は、公平性・平等性・専門性などを担保したものである反面、画一的になりがちで多様化する行政ニーズに的確に応えるものになっていない場合も想定されます。次世代育成支援の多くは、コミュニティを基盤に心の通うきめ細やかな対応が必要であり、今後の施策展開は、課題の性格によっては、「もっぱら行政が実施する分野」、「行政と市民・事業者が協働で実施する分野」、「市民・事業者が主体的に取り組み行政は市民の活動を支援する分野」に大別してすすめていくことが必要です。

また、限られた財源を有効に活用するには、増大・多様化するニーズに対し、行政の守備範囲がどこまでなのかの議論を政策ごとに行わなければなりません。

行政ニーズに応える諸施策を継続するためには安定した財源の確保が不可欠です。持続可能な施策体系を維持するため、施策の優先順位と利用者の費用負担のあり方について検討することも重要です。

横浜市は平成16年7月に「協働推進の基本指針」を策定し、協働の考え方を示しています。

協働とは、「公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」とし、協働の原則及び協働にふさわしい領域の例について次のとおり提示されています。

協働の原則

- ① 対等の原則（市民活動と行政は対等の立場にたつこと）
- ② 自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）
- ③ 自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働を進めること）
- ④ 相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解し合うこと）
- ⑤ 目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）
- ⑥ 公開の原則（市民活動と行政の基本的事項と関係が公開されていること）

協働にふさわしい領域の例

- ① 地域ごとにきめ細かい対応が必要な領域
子育て支援、高齢者介護の支援など
- ② 地域社会との密接な連携が必要な領域
防犯・防災、青少年の問題、ごみの減量化や省エネルギーなどの環境問題など
- ③ 専門性の高いサービスが求められる領域
芸術・文化、DV(ドメスティックバイオレンス(*))問題、人権の擁護など
- ④ 合意形成が必要な領域
まちの環境を守るためのまちのルールづくり、都市計画マスタープラン地区プランなど

次世代育成支援に関する協働を推進する場合、どの分野を行政が担当し、どの分野を市民・事業者と協働するかを検討しなければなりません。

児童虐待防止や虐待が発見されたときの早期対応など子どもの心身の危険に関わることや障害のある子ども及び家庭への支援、母子家庭等の自立支援、保育所整備など福祉施策として行政の責任が重いものは行政が主体的に施策の推進を図らなければなりません。しかし、その時も行政が権限を直接行使する場合がありますが、直接のサービス提供は社会福祉法人や民間サービス事業者が行う場合もありますし、問題の発見や地域での生活支援において、市民のネットワークによる支援が欠かせません。

一方で、身近な地域で多様な子育てニーズに応えるには、地域でさまざまな活動実績のあるNPO法人(*)等市民・事業者と行政が協働してサービス提供することが考えられます。この場合、市民・事業者の先駆性や柔軟性を活かしながら、必要なサービスを創り提供することができるため、行政の役割として考えられるのは、サービスの創造や提供に関し協議する「場」の設定や行政が持っている情報の積極的な提供、事業推進のための財政的支援などとなります。

市民・事業者との協働で留意しなければならない点は、協働事業の実施方法で、目的を共有しながらどのような方法が適当かを検討しなければならないことです。委託という手法をとったとき、事業実施は市民・事業者が行うが、事業の実施責任は行政にあり説明責任を負わなければなりません。

また、補助や助成といった手法をとる場合、事業実施の直接の責任は市民・事業者にあり行政の守備範囲ではないと考えられますが、行政が公益的活動に対して補助や助成を行うことについては説明が必要となります。

なお、青少年育成の観点からは、青少年自らが地域活動やボランティア活動への参加を通じて、自らが協働の担い手として様々な市民活動に取り組むことにより、やりがいや充実感、または達成感を体験でき、豊かな人間関係や人格形成に資することが期待できるため、このような機会を提供することも必要です。

(2) 具体的取組

市民・事業者と行政との協働の例として「よこはま子育てサポートシステム」や「親と子のつどいの広場事業」「青少年地域活動拠点事業」等が挙げられます。

なかでも、「親と子のつどいの広場事業」では運営協議会を設置し、行政・市社協・NPO法人等事業者が同じテーブルについて課題を議論しながら事業の充実を図っています。

このように、協働を進めるにあたっては、新たな協働事業を立ち上げる場合あるいは既存事業を変更する場合でも、企画段階から情報の共有化を図り課題解決の道を模索していくことが重要です。

今後も、社会状況の変化に伴い多様化するニーズに的確に応えるために、どのような次世代育成支援策を協働で進めるのか、実施方法はどのような手法が適当なのか、最適なサービス提供主体は誰なのか、事業評価はどのように行うのかなどの検討を加え、行政と市民・事業者が協力し合いながら進めなければなりません。

2 区役所をはじめとした全市的取組

横浜市では多様化する市民ニーズに、効率的かつ迅速に対応するため、区役所の機能強化に取り組んでいます。特に次世代育成については、家庭や学校だけではなく地域の支えあいが必要な要素であり、その点でも区役所の関わりが非常に重要となります。そのため、地域を基盤とした次世代育成支援は、区役所と区民が役割分担をして協働で取り組むことで、区民ニーズに的確に応えた事業展開が図られることとなります。

現在、各区では、市民の子育て活動グループが親子サロン(*)などの自主的な運営の支援や、地域の力を生かした青少年健全育成事業など様々な事業を展開しています。小児医療をはじめ、全市的対応が必要な施策については、今後も局が実施しますが、地域での身近な次世代育成支援活動については、区が中心となって区民との協力・連携・支援のもとに、区民利用施設などの公共施設を最大限に活用し、地域の特性に合わせてより一層の事業展開を図ることが望まれ、局は情報の提供・ガイドラインの提示・予算の確保など、区行政への支援の役割を果たします。

第3章 横浜市次世代育成支援行動計画の理念

1 行動計画検討の枠組み

(1) 本市の次世代育成支援行動計画検討の枠組み

本市では、平成15年度に次世代育成支援に関するニーズ調査や放課後児童育成事業に関する調査として、子育て中の保護者へのアンケートや子育て関連施設の職員等のヒアリングを実施して、市民の意見を聞くとともに、学識経験者や市民で構成する検討委員会を設置して、計画内容への検討を行った結果、平成17年に次世代育成支援行動計画を策定しました。

今回、こども青少年局が発足(H18.4.1)したことをうけ、局の設置目的である、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの一貫した支援に取り組むにあたり、平成16年に策定された「横浜市青少年プラン」を統合したうえで、施策を推進してまいります。

○行動計画の対象

主として0歳から小学生までの子どもの育成に関する諸施策、及び思春期を乗り切り、青年期の自立を促すための諸施策を対象とします。

○計画期間 平成17年度から平成21年度まで

○行動計画に盛り込む内容

- ・総合的な子育て支援の拠点の設置を含めた身近な子育て支援の場の提供
- ・市民の自発性を活かすネットワーク体制の充実
- ・多様な保育サービスの充実
- ・乳幼児及び親子の健康の確保と増進に関する施策の充実
- ・学齢期の子どもへの支援の充実
- ・思春期の子どもへの支援の充実
- ・青少年の自立に向けた支援の推進
- ・働き方の見直しや父親の育児参加の推進
- ・子育てバリアフリーのまちづくりに関する施策 等

(2) 行動計画検討にあたっての視点

計画策定にあたっては、次の4点を視点として検討を行ってきました。この視点を踏まえて検討を進め、横浜市の行動計画の理念や基本目標を設定し、目標達成のための具体的施策を構築しました。

① すべての子育て家庭を対象に、「家庭の子育て力」の向上を図る視点

横浜市は、就学前児童数が微増傾向にあることなどから、保育所申込者数が伸びており、引き続き保育所整備をはじめとした仕事と子育ての両立支援策の継続が必要です。しかし、核家族化が進行する中で、相談相手も少なく子育て不安や育児の孤立感を持っている人の割合は共働き家庭より、保育所を利用せず在宅で子育てしている家庭の方が多く、今後はすべての子育て家庭を対象としていく視点が不可欠です。

- 仕事と子育ての両立支援の継続
- すべての子育て家庭を対象
- 子育てを通じた親の成長
- 多様な家族形態に即した子育て支援
- 障害児の日常生活の支援
- 子どもの健康の維持・増進
- 児童虐待の予防と早期発見・早期対応
- 社会的養護を必要としている子どもへの総合的支援

② 子どもや青少年の自立心・社会性を育む視点

保育所や幼稚園は、地域の子育て支援施設として重要であり、子どもがさまざまな経験を積み自立心・社会性を育む取組を行うことが期待されています。

学齢期の子どもや青少年に関しては、学校等の地域の社会資源を活用し、地域の大人たちと交流できるような取組が必要です。

- 子どもの生きる力の育成
- 学校を活用した子育て支援
- 子どもの社会性を養うための保育所・幼稚園の役割期待
- 世代間交流の推進
- 中高生と乳幼児とのふれあい
- 思春期の課題を受け止め乗り越えるための支援
- 父親の育児参加の推進
- 青少年の自立と成長を促す機会づくり
- 青少年が安心して心豊かに暮らせる環境づくり

③ 地域全体で次世代育成を支援する視点

次世代育成は、当事者だけの課題ではなく、地域全体で子育て家庭を支えることが重要です。地域には、子育て経験者や子育て支援の専門家など次世代育成支援を担う人材がたくさんいます。子育ての「こつ」や子育て支援の「わざ」を子育て当事者や支援グループにつないでいけるような「出会い」の場を作ることも大切です。また、青少年の自立を支援するため、青少年自らが地域活動やボランティア活動に参加できるよう、地域全体で取り組むことが必要です。

- 「子育て支援」というキーワードで地域コミュニティの再生
- 子育ての「こつ」と支援の「わざ」をリレーする
- 多層的なネットワークを構築し、次世代育成支援の市民協働を推進
- 地域特性を踏まえた、身近な行政機関である区役所が中心となった施策の充実
- 青少年の活動を支援するための仕組みづくり

④ 親子が安心・安全に暮らせる街づくりの視点

妊娠中の女性や乳幼児を連れた保護者、また、子ども自身が安心して安全に暮らせるように、さまざまなバリアを克服していかなければなりません。公共交通機関、公共施設、道路などの物理的なバリア、妊娠中の女性や乳幼児を連れた保護者が事実上利用できないような制度や仕組みのバリア、必要な情報を確かな媒体で入手できにくい情報のバリア、地域社会で子どもをあたたく見守る意識が希薄な心のバリアを克服していきます。また、交通安全、子どもを犯罪等の被害から守る視点も重要です。

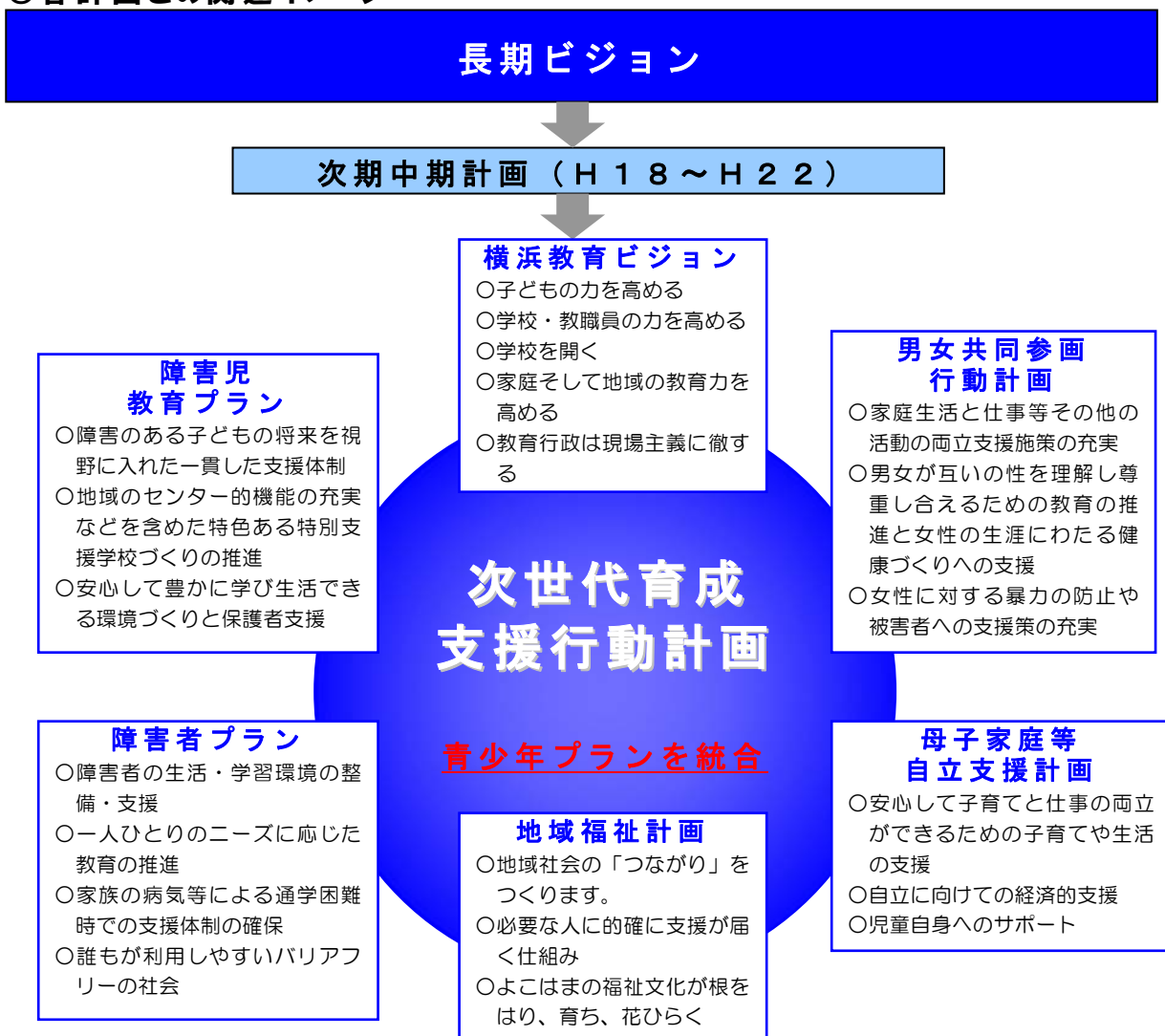
○「子育てバリアフリー」の推進

○子ども等の安全の確保

(3) 本市が策定した他の計画との整合性

対象などが重なる本市の他の計画（地域福祉計画、母子家庭自立支援計画、障害者プラン、障害児教育プラン）に盛り込まれた事業については、基本的に既存の各計画を尊重することとし、これらと整合を図りつつ、独自の領域を中心に計画を策定しました。

◎各計画との関連イメージ



2 行動計画の理念

理念

すべての子育て家庭が、子どもの成長段階に合わせて必要な支援を受けられる「まち」、また、家庭の大切さを認識するとともに、子育ての喜びを地域全体で共有できる「まち」、青少年の主体性と創造性を育み、青少年が思う存分その力を発揮できる「まち」よこはまを市民と行政が協働で実現する。

<理念を構成する考え方>

(1) 「すべての子育て家庭」

次世代育成支援は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成されることが基本であり、育児不安や育児の孤立感を感じる保護者が多い中で、障害の有無や保育所の利用の有無、家族形態にかかわらず子育てをしているすべての家庭を対象とした子育て環境の整備が必要であると考えます。

(2) 「子どもの成長段階に合わせた一貫した支援」

子どもは乳幼児期から学齢期、思春期、青年期まで連続した時間のなかで日々成長していきます。

特に、心の発達の著しい1歳と12歳を基点として、その前後2年間は子どもの成長にとって重要な時期であり、愛着形成や親子の信頼関係を築くうえで子どもの要求に丁寧に応えることが重要です。

また、成長の過程も子どもは一人ひとりが違います。子どもの権利条約にもあるように子どもの生きる権利・育つ権利を保障する意味で、子どもの視点にたって子どもの成長段階に応じた支援策を展開する必要があると考えます。また、「必要な」支援とは、ややもすると行政サービスは押しつけになったり、画一的になり、またパターンリズム(*)に陥りがちですが、必要な人に必要な支援が行き届くように、また利用者が選択したり、判断ができるよう、NPO等、市民との協働により、きめ細かくサービス提供する手法が大切です。

(3) 「家庭の大切さを認識する」

次世代育成支援対策推進法(*)第3条の基本理念にあるように、子育てについての第一義的責任は保護者が有すること、またそのためには家庭の大切さを保護者と共に地域社会も今一度認識し、子どもの育ちを地域全体で支える仕組みが必要です。

産業構造や就労形態の変化により核家族化が進展しており、子育ての負担が保護者、特に母親に重くなっています。祖父母や近隣の人たちの助けを受けながら子育てをしていたような、地域社会のつながりが弱体化した現在では、24時間母子密着の中で子育てのストレスを感じ、育児不安や孤立感を募らせる人が多くなっています。子育てに余裕をもち、子育てとともに父親や母親も「親」として成長できる子育て環境が必要であると考えます。地域は乳幼児をもつ親を積極的に支え、親自身も自発的に地域に関わるような関係が重要です。

(4)「子育ての喜びを地域全体で共有できる「まち」」

地域社会での子育ての助け合いを再生させるためには、さまざまな形で実施されている次世代育成支援施策の充実を図るとともに、市民自らが横につながる支援のネットワークを形成し、地域全体で次世代育成支援を推進するシステムの形成が必要です。

また、保護者が子どもを生き育てることに積極的な価値を見だし、地域社会も地域で子どもたちの笑顔が交差する風景を大切にする意識の醸成が肝要だと考えます。

なお、一般的に、「地域」とは、小学校区、中学校区、日常生活圏域、自治会・町内会単位、ベビーカーで歩いていける範囲等さまざまな表現で一定の距離と面積を指標として特定するのが一般的ですが、そこには、市民が日常生活を送り、区役所や児童相談所をはじめとした行政機関や、保育所・幼稚園などの施設、民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会・町内会役員、子育て支援市民グループ、NPO法人(*)、事業者等が多彩な活動をしています。

つまり、「地域」とは、一定の面積とそこで生活し活動する市民と行政の共同体といえます。また、「地域」は、子育て支援のニーズによりその範囲が伸縮します。交流を通じた仲間づくり、野球やサッカーなどの運動サークル活動、障害のある子どもと保護者への生活支援などさまざまなニーズとそれに応える支援策により妥当する「地域」の広さと地域を構成するメンバーが異なってきます。したがって、「地域」とは固定された静態的なものではなく、動的で非連続的な運動体であると考えます。

(5)「青少年の主体性と創造性を育み、青少年が思う存分その力を発揮できる「まち」」

青少年が、将来に夢と希望を持ち、自主性と創造性を持った人間として健やかに成長し、活動していける社会を目指すには、青少年の声を受け止めるとともに、家庭、地域、企業、行政が一体となって取り組んでいくことが必要です。

そのためには、大人たちの価値観を持って憂慮、批判するのではなく、これまでの青少年に対する社会環境の変化や家庭的事情等を十分に考慮して、かれらの目線に立ってかかわっていくことが求められています。

また、青少年自身も責任を持って自立し、行動していくことが必要であることから、豊かな体験や人とのふれあい、安心して気軽に過ごせる場や青少年が自らの発想でつくりあげていく仕組みを構築していく必要があります。

(6)「市民と行政が協働で実現する」

社会生活を営む上で起因する様々な行政ニーズに対し、きめ細やかなサービスを提供することは行政の責務です。

しかしながら、子育て支援の分野では、育児不安や育児の孤立感を解消するための子育て中の親子の交流の場づくりの要望が高く、NPO法人や市民グループが地域で活躍する場面が増えてきています。

また、増大・多様化する行政ニーズに対し、すべて行政が実施する直接サービスで対応することは膨大な行政経費を要し、また現実的な選択ともいえません。また、サービス供給主体として行政だけではなく民間事業者も適切なサービスを提供できるようになってきており、最適なサービス供給主体の検討・推進が必要であり、介護保険制度はその好例だと考えます。

障害のある子どもへの支援や児童虐待対応など行政がその専門性を発揮し迅速な対応を求められるところは引き続き行政が中心となって担い、広く地域の子育ては市民と行政が協働して取り組む分野と考えられます。

第4章 行動計画の基本目標

1 第1の基本目標

子育てを地域全体で支援する「地域力」を創る

基本目標の背景

(1) 家庭の子育て力の回復

都市化・核家族化の進展、性別による役割分業意識の存在により、子育てにかかる親の負担、特に母親の肉体的・精神的負担が重くなっています。若い世代の多くは、母親だけではなく父親も、子育てに積極的に参加する意識をもちますが、現実には育児休業の取得率をはじめ父親の育児参加は厳しい状況にあります。このため、育児不安や育児の孤立感をもつ保護者（母親）が多くなっており、一面では家庭の子育て力が低下してきているといえます。子育ての責任は第一義的には保護者が有し、家庭の重要性は誰もが認めるところですが、家庭が子育て機能を回復できるよう、父親を含めた働き方の見直しを促進するとともに、地域でサポートする仕組みの創出が必要です。

(2) 仕事と子育ての両立支援の必要性

女性の就労意欲の向上から、保育所の利用意向が高まっています。男女ともに仕事をしながら子育てできるように、仕事と子育ての両立支援のための、一時保育や夜間保育、病児・病後児保育など多様な保育ニーズに応える施策の充実が必要です。また、横浜は平成19年4月時点で576人の待機児童(*)がいるため、待機児童の早期解消と継続した保育定員の拡大や幼稚園預かり保育の推進などに、当分の間取り組まなければなりません。さらに、学齢期の放課後児童育成施策の推進が必要です。

また、企業においても、少子化や共働きの増加などの社会環境の変化への対応が求められており、ワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。このことにより、企業にとっては、人材の確保・定着等企業経営にとっても様々なメリットが期待できます。そのため、すべての従業員が「ワーク・ライフ・バランス」を実現できる職場環境の整備を、市民、企業、行政が一体となって推進していく必要があります。

(3) 在宅子育て家庭への支援の必要性

保育所を利用せず、在宅で子育てをしている家庭に子育て不安が多く、子育てに関する情報提供、身近な場所での相談場所、親子が気軽に交流できる居場所の設置などが求められています。子育ては私的な領域で営まれる部分も多く、これまでは行政が積極的に関与する場合は、児童虐待対応や障害のある子どもへの支援等に限られ、それ以外の子育て家庭への支援は軽視されがちでした。

しかし、今後はすべての子育て家庭を対象に、子育て家庭を地域で支えるネットワークを形成し、あたたかく見守っていく必要があります。

(4) 「地域力」の創出

地域で子育て支援の必要な家庭を支える仕組みを「地域力」として再生させる方向を目指します。地域という生活圏域で、市民が日常生活を送るうえで生起するさまざまな生活課題を、市民自ら、あるいは行政と協力しながら、地域資源を活用し、課題解決を図ることで豊かな地域社会を形成することが可能となります。

子育てニーズは、保護者の年齢、家族構成、子どもの年齢、就労形態、子育て資源の整備状況等により異なりますが、そのニーズの一つひとつにこたえていくためには、ニーズの発生した要因を把握し、最適な支援環境を用意しなければなりません。また、最適の支援環境がなければ、その環境を地域で創造していくことが必要です。これらのことは一人の人間では実現不可能です。

子育て支援は、サポートが必要な人がいることを発信する人がいて、それに対し地域全体で取り組もうと共鳴する人たちがいて初めて可能となります。換言すると、子育ての「地域力」とは、支援者のゆるやかな繋がりや多様な存在と子育て支援の場所や人材、財源、情報など地域資源の整備水準の総和と言えます。

基本目標
を達成する
ための
個別目標

- 1 子育てに関する情報提供、相談、居場所の機能をもつ、地域の子育て支援の総合的な拠点が設置されている。
- 2 市民の自発性を促す地域社会のネットワークがある。
- 3 発達段階に応じた専門的ケアを含めた支援体制がある。
- 4 多様な保育サービスが充実している。



2 第2の基本目標

家庭・学校・地域に見守られ子どもや青少年が豊かな社会的関係を育む「成長空間」を創る

基本目標の背景

(1) 家庭の機能と学校の役割

子どもや青少年が自立心や社会性を身につける場として、家庭・学校・地域（保育所・幼稚園を含む）が重要です。家庭のもつ機能の一つに、子どもが社会生活を営むことができるようになる上で基礎となる人間関係をつくる能力を身につける「社会化」の機能があります。家庭のもつ機能が外部化されてきていますが、家族と過ごす時間の中で社会性を身につけていくことはこれからも重要です。

学校では、教科学習による必要な知識の習得のほかに、同年齢の児童との集団生活や異年齢児との交流により、さまざまな経験をとおり社会性や他者への思いやりを学んでいきます。子どもは、友人関係を大切にして多様な経験を積むことが学ぶことであり、そこには受け身ではなく主体的な学びの姿勢が求められています。

(2) 地域活動の重要性

子どもや青少年の日常生活が、家庭や学校の往復だけだとすると、そこで接する大人は親と学校の先生に限られ、子どもや青少年が成長する空間としては非常に限定されてしまいます。本来、子どもは学校以外に地域で遊びを通じて時間を過ごす空間をもちます。しかし、都市化が進んだ横浜では、子どもが自由に遊べる物理的空間は少なくなってきたのが現状です。

そこで、家庭や学校での生活の充実とともに、地域でのさまざまな事業に子どもや青少年が参加し、そこで経験する同世代との交流、大人世代とのコミュニケーションを通じて成長する場を形成することが重要です。

(3) 社会的関係を育む成長空間を創る

子どもや青少年が社会性を身につけ、自ら考え行動する人間として成長するためには、学校での教科学習で知識の習得に努めるとともに、学校内外でさまざまな経験を重ねることにより自分で考える力をつけることが重要です。学校は、子どもや青少年にとって知識習得を重視した機能的空間ですが、同時に、友人との遊び等を通じて自立心を培ったり、社会性を育むことができる多義的な空間でもあります。

しかし、子どもや青少年の自立心を育むためには、地域においても、大人が子どもや青少年たちと多様な体験学習や文化・スポーツ活動をはじめ、地域の美化活動等の社会活動を実施する場を設定することも重要です。学校と地域を含めて、子どもや青少年の成長を支援する場を設定できる空間「成長空間」を創る必要があります。

このような「成長空間」を地域のさまざまなところで現出させるには、学校と地域及び家庭で、保護者や学校の先生だけではなく、地域の大人が子どもや青少年に関心を持ち、見守るとともに、積極的に関わるような雰囲気醸成することが必要です。そこには、大人と大人、大人と子ども、年齢の違う子どもや青少年など多様なコミュニケーションの成立が不可欠です。子どもや青少年が、同年齢・異年齢の仲間たちと、あるいは親や学校の先生以外のさまざまな大人との〈対話〉あるいは〈かかわり合い〉の中で、自分の頭で考え、自分の体全体で体験し、自分の言葉で自分の意思を表現することは、子どもや青少年の成長にとって重要な役割を果たします。

(4) 思春期をめぐる子育ての重要性

近年の重要課題として、思春期対策が指摘されています。思春期を迎えた青少年が、体の発達と心の発達の中で、「性」の課題や「生きる」ということに真摯に向き合うときのさまざまな悩みを相談できる体制を整えることや、青少年自らが解決できる力をつけられるような仕組みを検討するとともに、青少年を日常においてサポートする親も子どもの悩みを正面から受け止められるように親自身も成長できるような施策の充実が求められています。

(5) 青少年の自立支援の推進

青少年が将来に夢と希望を持ち、自主性と創造性を持った人間として健やかに成長し、活動していける社会を構築するにあたり、青少年が安心して気軽にくつろげる居場所をつくとともに、職業意識や社会への関心を高め、社会参加を支援していくことが必要です。

そのためには、家庭、地域、学校、企業、行政が連携することによって、青少年一人ひとりの成長や状況に応じた支援を行うとともに、連携することにより、青少年が主体性を持って活動できる場や機会を持てる環境をつくりあげていくことが求められています。

基本目標
を達成する
ための
個別目標

- ⑤家庭教育を支援する仕組みができています。
- ⑥子どもの成長や青少年の自立に役立つさまざまな体験機会が充実している。
- ⑦地域の大人たちが地域の子どもや青少年たちの成長に関心をもち、見守り、積極的に支援する仕組みができています。
- ⑧青少年の居場所や活動場所が地域で確保されている。
- ⑨思春期の青少年への支援ができています。
- ⑩青少年の自立や成長を促す取組が推進されている。

3 第3の基本目標

子育てに積極的な価値を見いだせる「共生社会」を創る

<基本目標の背景>

(1) 子育ての意義の共有

子どもを産み育てることに関する考え方は個々人によって異なりますが、日々の子どもの育ちに接して子育ての喜びを実感すること、子育ての責任を自覚すること、子育ての中で保護者自身が「親」として育っていくことなど、子どもを産み育てることの意義を、保護者ととも地域が積極的に認識することができる社会を目指し、そのために必要な施策を実施することが重要です。

(2) 共生社会の創造

地域には、若者から高齢者や障害のある人、外国人など、さまざまな人がそれぞれの人生を送っています。当然そこには子育て家庭も存在します。流動性の高い都市部では、地縁関係が希薄なため、同一の地域で生活していることだけでは地域の一体感がなかなか醸成されにくい状況があります。したがって、地域のさまざまな行事を通じた結びつきや、地域の生活課題を地域で解決するような結びつきをつくるのが大切ですが、子育てもその一つです。

子どもは地域で生まれ地域で成長していきます。保育所や幼稚園、学校、医療機関等、子どもが成長するための資源が地域に整備され、地域で子どもの成長を見守る仕組みづくりが必要になっています。子育てという視点で地域コミュニティの再生を目指すことが大切です。自治会・町内会、公的な施設、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援のNPO法人(*)及び市民グループ、行政など、公的機関や人材を有効活用しながら、広く多様な子育て支援を展開し、「新たな公共」の仕組みづくりを目指していきます。

さらに、地域コミュニティの再生をめざすには、企業の取り組みも重要です。企業も地域の一員であり、そこで働く従業員も仕事が終われば地域住民に戻るからです。企業内の従業員向けの子育てしやすい環境整備の施策を実施し、なかでも、従業員自らが働き方の見直しを図れるような職場環境の改善や、企業の地域貢献活動として地域の子育て支援に取り組むことが期待されています。

(3) 子育てバリアフリーの推進

地域で誰もが安全に安心して暮らし続けるためには、高齢者や障害のある人にとってバリアフリーの街づくりを推進していくことは重要な施策です。同様のことが、子育て中の家庭にとっても重要になります。ベビーカーのまま交通機関が利用できることや、公共施設等に授乳コーナーが設置されていたり、オムツ交換できるスペースが確保されていること等、小さな子どもを連れた保護者を支援する子育てバリアフリーを推進することが必要です。また、各種講座や講演会などに子どもを連れてでは参加できないなど、社会参加に支障がある制度的バリアがあればそれを払拭することが必要です。さらには、地域社会に子どもたちの笑い声がこだまし、子育て家庭をあたたく包み込むような市民意識の醸成が重要です。

(4) 子どもの成長を健康面で支える

こどもが健やかに育つために、親子の健康面での支援の充実を図るとともに、保護者が緊急時の対応を学ぶ環境づくりが必要です。乳幼児健診の充実や小児救急医療施策の推進を図りながら、健康面での情報提供や相談体制を充実させなければなりません。相談をとおして日常の健康管理について学び、心身ともに健康であることの大切さを実感するとともに、いざというときに安心して医療が受けられるような体制を構築していくことが重要です。

(5) 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもとその保護者の地域生活支援を、障害の発見の場面・受容の場面・支援の場面・地域で共に生きていく仕組みをつくる場面等、子どもの成長段階に合わせて必要な支援策を用意し、子ども自身の自己実現が可能となるサポート体制の構築が必要です。

また、保育所や幼稚園では障害のある子どもを受け入れており、地域には障害のある子どもがいて当然であることを学ぶ機会を増やしていくことも必要です。

基本目標
を達成する
ための
個別目標

- ⑪働き方の見直しが進み、父親の育児参加が進んでいる。
- ⑫企業の子育て支援が推進されている。
- ⑬子育てバリアフリーのまちづくりが推進されている。
- ⑭小児医療や乳幼児健診などの充実が図られている。
- ⑮新生児期の保護者への支援が充実している。
- ⑯障害のある子どもが安心して過ごせる居場所が確保されている。
- ⑰学習障害（LD）（*） や注意欠陥／多動性障害（ADHD）（*）、高機能自閉症（*） 等の子どもへの支援が確保されている。

第5章 目標達成のための施策体系

第1の基本目標 「子育てを地域全体で支援する地域力を創る」

個別目標①

子育てに関する情報提供・相談・居場所の機能をもつ、
地域の子育て支援の総合的な拠点が設置されている。

【現状及び課題】

市民と行政の協働により、様々な親子が交流できる場づくりの取組が広がりつつあります。

しかしながら、次世代育成支援に関するニーズ調査では、“子どもを遊ばせる場”“親のリフレッシュの場”“子育て中の親同士の仲間づくり”“親の不安や悩みの相談”等についての意見・要望が多く出されています。

まだまだ身近なところで、子育て相談や情報の提供、常設に近い親子の交流や仲間づくりが可能な場や機会が十分とは言えない状況です。

また、様々な子育て支援の取組に関する情報が集約されず、不便であるなど、子育て支援に関する総合的な情報を提供できる子育て支援施設が望まれています。

【達成された姿】

- 小学校区に1か所程度に子育て相談、情報提供、交流・仲間づくりができる場や機会がある。
- いつでも親子が交流できる居場所、子育て情報の収集及び提供、さらに、子育てを支えるネットワーク体制の中心となり、行政とも連携する総合的な拠点ができている。
- 子育て情報の提供は、広報や情報誌だけではなく、メールマガジンなど多様な情報提供の仕組みを見当されている。

【施策形成の方向】

1 地域子育て支援拠点の設置【こども青少年局※注】

子育て支援の総合的な拠点を各区1か所設置します。主な機能として①親子の交流の場、子育て相談、情報提供等さまざまな子育て支援、②区内の子育て支援の場や活動のネットワーク化、③人材育成等を行います。

【対象年齢】 0歳～6歳（未就学児）と保護者

【実施主体】 NPO法人（*）、社会福祉法人等

【実施場所】 各区1か所

【目標水準】

H16年度の状況

—

H21年度末の状況

18か所

※注【】は予算所管局を示しますが、事業の推進にあたっては区役所も重要な役割を果たします。

2 子育て支援者の子育て相談の会場増設【こども青少年局】

親同士の交流や子育ての不安を解消できるよう、子育ての「先輩」として、地域の身近な相談役である子育て支援者による子育て相談の会場を増設します。

- 【対象年齢】0歳～6歳（未就学児）と保護者
- 【実施場所】市内 145 か所の公的施設（地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ（*）等）

【目標水準】

H16年度の状況
108か所

H21年度の状況
145か所

3 保育所・幼稚園の子育て相談の充実【こども青少年局】

地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、子育ての不安を解消できるよう、相談を充実します。

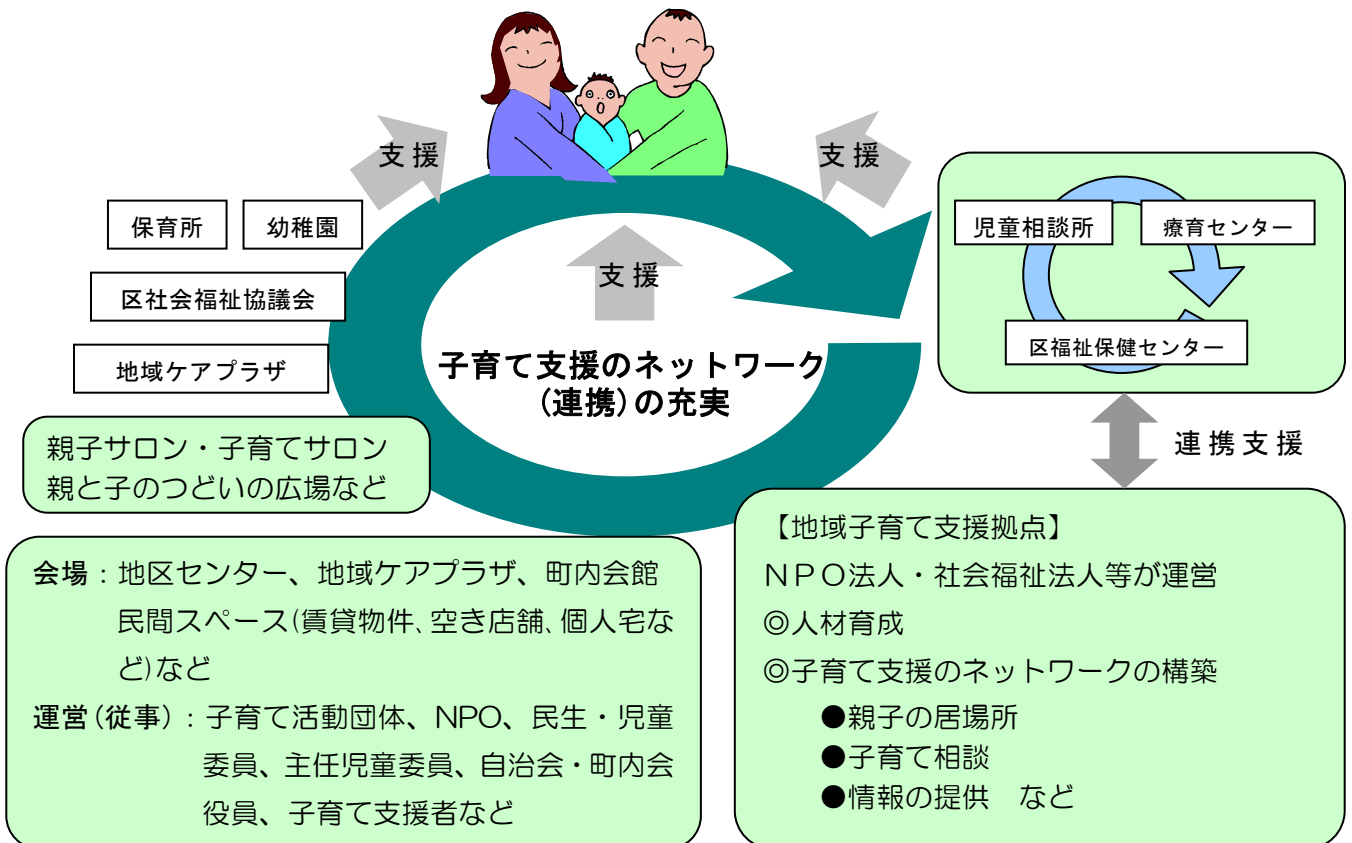
- 【対象年齢】0歳～6歳（未就学児）と保護者
- 【実施主体】保育所及び幼稚園
- 【実施場所】市立・私立保育所、幼稚園

【目標水準】

H16年度の状況
18か所

H21年度の状況
36か所

子育て支援のネットワークの充実



4 保育所の施設開放及び幼稚園はまっ子広場の拡充【こども青少年局】

地域の身近な施設である保育所・幼稚園の施設の一部を開放することで、親子が交流できる場を充実します。

【対象年齢】0歳～6歳（未就学児）と保護者

【実施主体】保育所及び幼稚園

【実施場所】市立・私立保育所、幼稚園

【目標水準】

H16年度末の状況
(保育所)
121か所
(幼稚園はまっ子広場)
12か所

H21年度末の状況
(保育所)
119か所
(幼稚園はまっ子広場)
35か所

5 親と子のつどいの広場の拡充【こども青少年局】

地域の中で、子育て相談や親子の交流の場、子育て情報の提供などを行う市民活動団体が開催する広場を充実します。

【対象年齢】0歳～6歳（未就学児）と保護者

【実施主体】横浜市社会福祉協議会が委託するNPO法人等

【実施場所】空き店舗、民間ビル等

【目標水準】

H16年度末の状況
9か所

H21年度末の状況
24か所

6 横浜子育てサポートシステムの拡充【こども青少年局】

地域の中で子どもを預け、預かりあい、市民同士の連携により子育てをサポートする子育てサポートシステムを拡充します。

【対象年齢】生後57日以上小学校6年生まで

【実施主体】横浜市社会福祉協議会

【目標水準】

H16年度末の状況
会員数
4,837人

H21年度末の状況
拡充

7 地域育児教室の開催【区役所】

第1子の0歳児を持つ保護者を対象とした交流及び子育てに関する学習の場である育児教室を身近な場で開催します。

【対象年齢】0歳と保護者

【実施主体】福祉保健センター

【実施場所】町内会館、地区センター、
地域ケアプラザ、保育所等

【目標水準】

H16年度末の状況
各区の特性に応じて実施

H21年度末の状況
各区の特性に応じて実施

8 子育てサロンの開催会場の拡充【区役所】

地域の身近な場で親子が交流できるよう、町内会や市民活動団体等が開催する親子の居場所づくりを拡充します。

- 【対象年齢】0歳～6歳（未就学児）と保護者
- 【実施主体】町内会、地域ケアプラザ、市民活動団体等
- 【実施場所】町内会館、地域ケアプラザ、公的施設、民間ビル等

【目標水準】

H16年度末の状況
各区の特性に応じて実施

H21年度末の状況
各区の特性に応じて実施

9 子育て支援関連情報の提供【こども青少年局・区役所】

ホームページヨコハマはびねすぽっとや、各区のホームページ、メーリングリスト(*)、情報誌等により、子育て情報の提供の充実を図ります。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

10 教育総合相談センターの子育て相談【教育委員会事務局】

教育総合相談センターにおいて、幼児期の子どもの教育に関する悩みを解決できるよう相談事業を実施します。

- 【対象年齢】3歳～6歳（未就学児）と保護者
- 【実施主体】教育総合相談センター
- 【実施場所】教育総合相談センター

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

11 地域ケアプラザにおける子育て支援事業の実施【こども青少年局・健康福祉局】

地域における福祉保健活動やサービスの拠点として、地域で子育てをしている保護者を支援するための交流事業等を各地域ケアプラザで順次行っていきます。

- 【対象年齢】おおむね0歳～6歳
(未就学児、一部学童も含む)と保護者
- 【実施主体】地域ケアプラザ
- 【実施場所】地域ケアプラザ

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

個別目標②

市民の自発性を活かす地域社会のネットワーク体制がある。

【現状及び課題】

育児不安が強く支援を必要とする保護者に対する支援や児童虐待を予防するためのネットワークは、現在のところ、児童相談所や区役所等の公的機関と専門機関を中心に作られています。

しかし、日々の生活を支える体制や継続的な支援のためには、今後、地域の市民活動団体及び組織を中心としたネットワークとの連携も重要です。

また、市民自らが様々な子育て支援活動に関わる人や団体も増えていますが、全市的な取組として、それぞれの活動を共有し連携する機会がありません。

【達成された姿】

- 支援が必要な家庭のために専門聴かんだけではなく、地域の支援も含めたネットワークが各区で形成されている。
- 子育て支援に携わる市民が相互の連携（ネットワーク）をはかり、多くの市民が地域の子育て環境の現状及び課題を捉えている。

【施策形成の方向】

1 児童虐待防止ネットワークの充実【こども青少年局】

児童虐待防止等を図るネットワークとして、「横浜市子育てSOS連絡会」があります。この連絡会は、横浜市における児童虐待防止のための啓発、ネットワークづくりなどの児童虐待対策事業の推進と関連事業の総合調整を目的として、平成8年6月に設置されました。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

現在の委員構成は、医師会、弁護士会、横浜家庭裁判所、県警察本部、学識経験者、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員、小・中学校長会、福祉保健センター、児童相談所の各代表となっています。

さらに、この「横浜市子育てSOS連絡会」のもと、全区に「児童虐待防止連絡会」が設置されています。

ここでは、児童相談所や区福祉保健センターが中心となり、民生委員・児童委員、主任児童委員、幼稚園、保育園、小学校等の関係機関の連携を図り早期発見・早期対応に尽力しています。

なお、平成17年4月1日の児童福祉法の改正を受け、「横浜市子育てSOS連絡会」を「要保護児童対策地域協議会」の代表者会議と位置づけ、事務局を中央児童相談所におくとともに、「児童虐待防止連絡会」を実務者会議と位置づけ、区と児童相談所が共同で事務局を担っており、これまで以上に、詳細な情報交換や密接な連携を行っています。

2 要保護児童(*)とその家族を支える地域ネットワークの推進【こども青少年局】

すべての児童の心身が健全に成長し、ひいては社会的自立を果たすため、関係機関の協力と地域のネットワークにより、虐待の発生を予防し、早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの切れ目のない支援が行われることが不可欠です。

【目標水準】

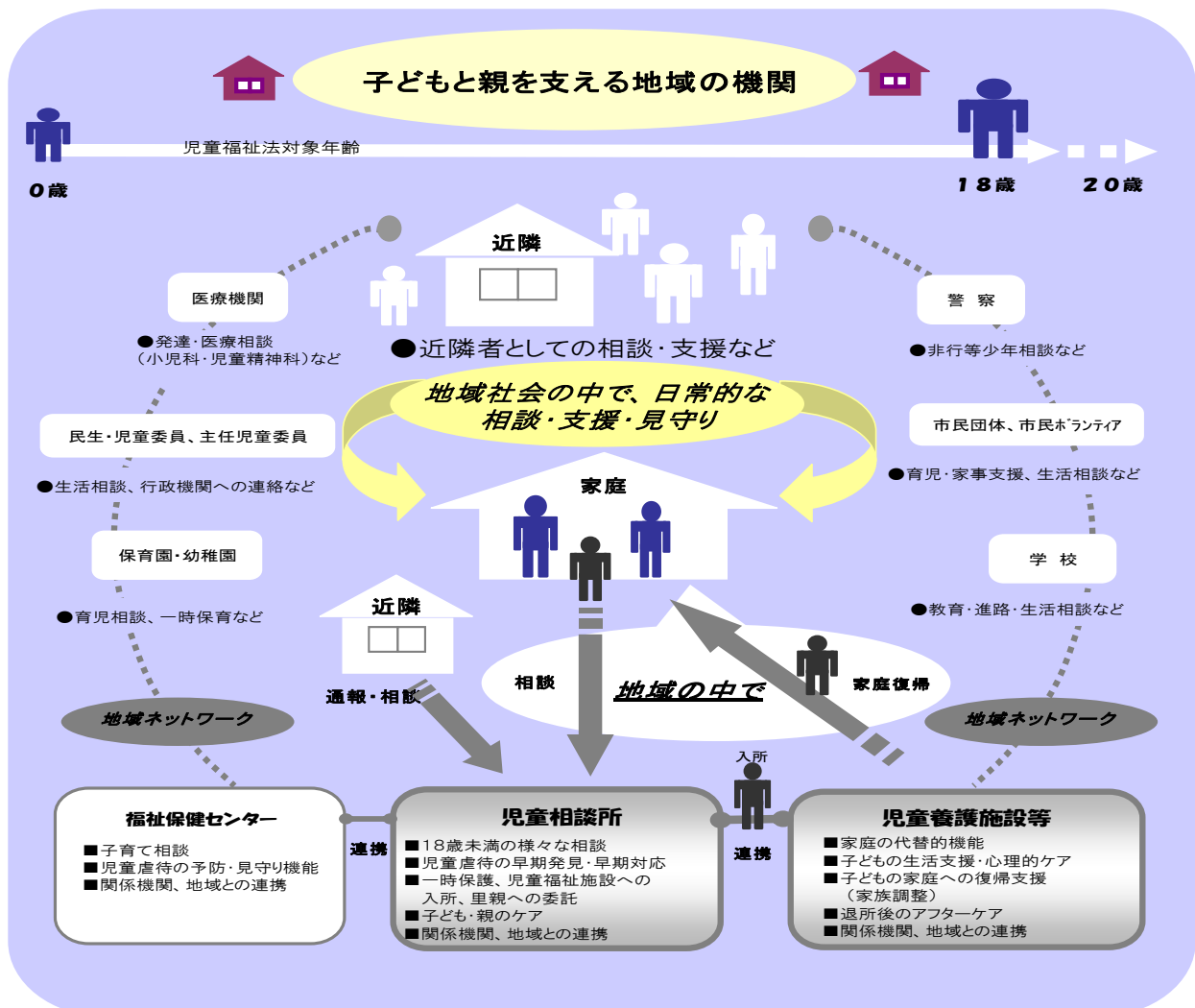
H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

地域の中であって、虐待等の不適切な養育を受けた児童が専門的支援や地域の日常の見守りや支援を受けながら、引き続き、安心して家庭で生活できるように、また、児童がやむを得ず一定期間、家族と離れて施設入所することがあっても、再び一緒に暮らせるようにその児童の家族が適切な養育が行えるよう支援していくことが一層重要となります。

今後は、児童相談所等の専門機関が情報提供や実務研修会などを開催することにより、地域の支援力向上とネットワークの推進につとめます。

要保護児童とその家族を支える地域ネットワーク



3 児童福祉施設等と地域支援【こども青少年局】

児童虐待等により、やむを得ず家族と離れて暮らす児童の入所施設では、入所児童に対し必要とされるケアや自立支援を行っていますが、今後は、ショートステイやトワイライトステイ(*) など在宅での養育を支援するため、その専門性を地域のネットワークのなかで還元していきます。

また、地域の中で家庭的養育を担っているファミリーグループホームや里親も拡充を図り、地域の中でネットワークの一員として支え合います。

【目標水準】

H16年度末の状況
ショートステイ、トワイライトステイ
各1

H21年度末の状況
ショートステイ、トワイライトステイ
各3

4 児童相談所及び福祉保健センターの人材育成及び連携強化【こども青少年局】

児童虐待や支援困難事例に対応できるように児童相談所及び福祉保健センターの専門性を高める人材育成を進めるとともに、両者による連携を一層強化します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

5 児童相談所の機能強化と増設【こども青少年局】

市内で4か所目となる児童相談所を開設します。この児童相談所には、新たに自立支援部門を設置し、各児童養護施設等での生活に適応が難しい児童の支援や在宅を含めた児童に対する就労等に向けた生活指導を行う体制を整備します。

また、育児支援家庭訪問の実施、一時保護所の体制強化、家族再統合の推進等児童虐待への対応を強化します。

【目標水準】

H16年度末の状況
3か所

H21年度末の状況
4か所

6 児童養護施設等の整備拡充【こども青少年局】

増加する児童虐待等により、児童養護施設等への入所が必要とされる児童が増えているとともに、個別処遇や心理治療等のきめ細やかなケアなど、施設に求められる機能は多様化していることから、これらの入所ニーズに、質、量、ともに対応していくため児童養護施設等の整備拡充を進めます。

併せて、老朽化した施設等については、順次改築を進め機能強化に努めます。

【目標水準】

H16年度末の状況
7か所

H21年度末の状況
充実

7 地域福祉人材の育成【健康福祉局】

地域福祉推進のため、民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア、施設職員、行政職員などの公民あわせた人材育成を目指し、行政・福祉系大学、専門研究機関、NPO等で実施している人材育成のプログラムやシステムを有機的に結びつけ、豊かな人間性と専門性を備えた地域福祉人材の育成を目指す「よこはま福祉・保健力レッジ事業」を実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施

H21年度末の状況
拡充

個別目標③

発達段階に応じた専門的ケアを含めた支援体制がある。

【現状及び課題】

現在の支援体制は、専門的なケアを必要とする家庭に対応する支援が多く、在宅で子育てする家庭の子育ての不安を解消することや孤立を予防するための支援が十分ではありません。

そのため、家庭や保護者からの訴えがないと近隣や専門機関等からの支援につながらず、孤立していることもあります。

さらに、各区の福祉保健センターが行う、母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査などはじめとする事業が、子育て支援の機会として十分に活用できていないことも課題としてあげられます。

【達成された姿】

- 子育て不安が強い時期や支援を必要とする家庭に対し、家庭訪問等の個別的な継続性のある支援を充実し、育児の孤立感が解消され親子の信頼関係が築かれている。
- 母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査等は、親子の健康支援のみならず、子育て支援も含めた事業の展開がなされている。

【施策形成の方向】

1 家庭への支援体制の充実【こども青少年局】

子育て不安や支援を必要とする家庭に看護職のみならず、ケースワーカー、保育士等の多職種による家庭訪問を実施するとともに、地域の子育て支援人材との連携体制を充実します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
充実

2 妊娠期から新生児期の支援の充実【こども青少年局】

妊娠期から出産後間もない頃に、継続的な支援ができるようなシステムを充実していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
充実

3 母子健康手帳交付時の面接の充実【こども青少年局】

妊娠期から支援が必要な家庭を把握し支援できるよう、母子健康手帳の交付時における妊婦や家族への面接を充実します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
充実

4 乳幼児健康診査を活用した子育て支援【こども青少年局】

乳幼児健康診査の場を利用して、絵本の読み聞かせ、手作りおもちゃ等、地域の子育て支援を担っている人材の協力を得ながら、子育て支援策の一つとして充実します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

5 難病等の疾病をもつ子どもへの支援【健康福祉局・こども青少年局】

難病や慢性疾患等の疾病をもつ子どもを養育する保護者が、日常生活の不安や悩みを軽減できる支援のありかたを検討します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

6 関連機関相互の連携強化【こども青少年局】

子どもの成長・発達はずねに連続性をもって進みますが、子どもの成長の速度は個々人で違うため、一人ひとりの成長段階に合わせて、健康への支援や人間関係を形成するための支援など、必要な支援をきめ細かく行うことが重要です。そのため、福祉保健センター、児童相談所、保育園・幼稚園等の関係機関での情報の共有に努め、支援体制を強化するとともに、地域の子育て支援団体との連携も推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

また、連携する機関や団体が、家庭や個人に関する情報について、情報の保護も含めた取り扱いのルールを確立します。

7 不登校の対策の推進【教育委員会事務局】

カウンセラーの増員により学校の相談機能を高めるとともに、ハートフルスペース（適応指導教室）及びハートフルルーム（相談指導学級）の活動により不登校児童生徒の教育支援の充実を図るなど、不登校の予防対策・対応策を強化していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
充実

8 保健室登校子ども支援事業【教育委員会事務局】

心身の不調を抱えて学校の保健室を拠りどころとする「保健室登校」児童生徒について、養護教諭経験者等の協力を得ながら、個々のケースに応じた、きめ細かい対応により、これら児童生徒の教室への復帰を目指します。

【目標水準】

H16年度末の状況
24校

H21年度末の状況
推進

個別目標④

多様な保育サービスが充実している

【現状及び課題】

就学前の児童の増加傾向や女性の社会進出、近年の経済不況の影響による女性の就業志向の強まりなど、働き方の多様化により大幅に保育所の申込数が増加し、待機児童の解消に向けさまざまな手法で整備に取り組み、定員増を図っていますが、待機児童(*)数が、平成19年4月1日現在、市全体で576人となっています。

また、在宅で子育てしている家庭が、子育ての負担感を解消するために利用するなど、保育所・横浜保育室(*)等が実施している一時保育サービスについては、地域によっては利用が難しいところもあります。

【達成された姿】

- 保育所待機児童が解消している。
- 在宅の子育て家庭が利用できるように、保育所、横浜保育室等の一時保育サービスが充実している。
- 多様な保育ニーズに対応できるよう、保育サービスの内容と必要な提供量が確保されている。

【施策形成の方向】

1 待機児童の解消【こども青少年局】

(1) 保育所の整備【こども青少年局】

増加する入所申し込みや多様な保育ニーズに対応するため、保育所の新設・増築等の定員枠拡大を行い、待機児童の解消を目指します。

【目標水準】

H16年度末の状況
26,700人

H21年度末の状況
35,000人

(2) 横浜保育室を推進します。【こども青少年局】

ア 低年齢児の保育ニーズに対応するため、引き続き運営費助成を行います。
イ 新規認定については、地域毎のニーズを十分見極めながら進めます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

(3) 幼稚園預かり保育を推進します。【こども青少年局】

幼稚園預かり保育利用者の約7割が保育所利要件に該当すると考えられることから、待機児童対策として引き続き推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
1,262人

H21年度末の状況
1,560人

2 多様な保育ニーズに対応するための延長保育・一時保育・休日保育などのサービスの充実

(1) 保育時間の延長【こども青少年局】

就労形態の多様化などに柔軟に対応していくために、ニーズに応じた保育時間の延長実施園の拡充を図ります。

(2) 休日・年末年始保育の実施【こども青少年局】

需要の規模や必要度が地域的に散在する傾向があると思われるため、広域的な利用が可能となるよう、ターミナル駅等利便性の高い場所を念頭に実施施設を拡充します。

(3) 一時保育の拡充【こども青少年局】

核家族化の進展や育児ストレスの増大などから、一時保育のニーズは大きくなっており、実施施設の拡充を図ります。

(4) 24時間型緊急一時保育【こども青少年局】

今後のニーズを見極めながら推進していきます。

(5) 病児・病後児保育【こども青少年局】

就労世帯などの保護者のニーズに対応するため、病気または病気の回復期にある子どもを一時的に預かる病児・病後児保育施設の設置推進に努めます。

(6) 障害児保育【こども青少年局】

障害児の受け入れが保育所全園で行われるよう促進策の検討を進めます。

(7) 外国人児童保育【こども青少年局】

保育を行う上で特に配慮が必要とされる外国人児童が多数入所している保育所に対し、引き続き保育士の加配などの対応を行います。

(8) 産休明け保育【こども青少年局】

「産休明け保育マニュアル」の整備や研修の充実等により、産休明け保育を推進します。

【目標水準】

	H16年度末の状況	H21年度末の状況
時間延長サービスや夜間保育を含む長時間保育	196 か所	325 か所
休日・年末年始保育	1 か所	15 か所
一時保育	82 か所	227 か所
24時間型緊急一時保育	2 か所	推進
病児保育	1 か所	14 か所
障害児保育	201 か所	推進
外国人児童保育	5 か所	推進
産休明け保育	110 か所	推進

3 保育の質の向上

(1) 研修の充実【こども青少年局】

保育の質の向上のためには、市立・民間保育所、横浜保育室等における人材育成が重要であり、福祉を担う者としての意識の向上やスキルアップなど、資質の向上が求められます。

また、入所児童の保育だけではなく、保護者や地域に対する子育て支援も保育士の業務と位置づけられたことにより、地域の子育て資源である保育所に求められるさまざまなニーズに応えられる保育士の育成が求められています。

保育所等の人材育成において研修が果たす役割は大きく、より一層の充実を図ります。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

(2) 苦情解決や第三者評価事業【こども青少年局】

苦情解決責任者や第三者委員など苦情解決の制度がありますが、引き続き苦情や要望に早期解決が図れるように制度の充実に努めます。

また、より一層の保育の質の向上につながる課題を提示すること、及び利用者による保育所等の選択に資することを目的とした第三者評価事業を推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

(3) 食育（※）の推進【こども青少年局】

乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を目指し、食を通じた人間性の形成や、心身の健全育成を図るため、保育計画の中に食育を位置付け、保育の一環として取り組むよう推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
161か所
(食育計画策定保育所数)

H21年度末の状況
推進

※食育とは

子どもの健やかな成長のために、小さい頃から様々なものを食べるという経験を通じて、食べ物の大切さや体に良い食事はどのようなものかがわかり、食べられるように、家族や周りの大人が育てていくこと。

4 市立保育所の民間移管の推進【こども青少年局】

延長保育など多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、市立保育所の民間移管を進めます。

また、市立保育所については、今ある保育の体制や資源を活用しながら、地域の子育て支援や一時保育などの保育サービスを充実させていきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
4か所

H21年度末の状況
4か所

第2の基本目標 「家庭・学校・地域に見守られ子どもや青少年が豊かな社会的関係を育む成長空間を創る」

個別目標⑤

家庭教育を支援する仕組みができています。

【現状及び課題】

地域の環境が著しく変化する中で、親と学校に子育てに関する過重な負担がかかりがちであり、子育てを楽しむ心境になれない現状があります。困った場合の相談場所や相談相手が近所にいないことが問題で、地域の中に支援するネットワークを構築していく必要があります。また、家庭や家族が変容し、個別化、多様化しているため、それぞれの家庭や家族の状況に見合った、きめ細やかな対応を行うことが重要な課題です。

【達成された姿】

- 家庭の育児力の向上に向けた取組が充実されている。
- 気軽に集える場の確保、情報提供等支援体制が充実している。
- 幼児教育環境がより充実している。

【施策形成の方向】

1 公共施設等を活用した親子の居場所の拡充 【市民活力推進局・こども青少年局】

子育て中の親子が気軽に集い、同じ悩みを持つ仲間と団らんや交流を通じて、子育ての精神的負担の解消を図る「親子の居場所づくり」を、公共施設などを利用して拡充することを検討します。

【目標水準】

H16年度末の状況
拡充

H21年度末の状況
拡充

2 放課後児童育成施策の場を活用したサロンなどの交流の場の拡充【こども青少年局】

放課後キッズクラブやはまっ子ふれあいスクールが始まるまでの午前中の中、その施設を有効活用し、地域の子育て支援を行います。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

3 家庭教育学級開設事業の推進【教育委員会事務局】

子どもの健全育成を目指し、児童生徒の保護者や地域住民に対し、子どもの発達段階に応じた家庭教育の意義と役割を学習する機会を提供します。

【目標水準】

H16年度末の状況
全校

H21年度末の状況
20区部
145中学校区

4 認定こども園（幼保連携型）【こども青少年局】

就学前の教育・保育を一体として提供する認定こども園について、制度の周知を図るとともに、幼保連携型の認定こども園を目指した保育所整備を推進するなど、制度の活用が図られるように取り組みます。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

5 幼・保・小の連携充実【こども青少年局】

幼稚園や保育所に通う子どもと保護者が、小学校以降の教育へ円滑に移行できるよう、教員等の交流及び児童相互の交流を図るとともに、関係機関のネットワークを強化します。

【目標水準】

H16年度末の状況
2モデル地区
18区で実行委員会

H21年度末の状況
18区で
連携推進地区

6 母子家庭等への子育て支援の充実【こども青少年局】

母子家庭等については、生計維持と子育てという役割を一人で担うという状況にあるので、児童の相談相手となるホームフレンド派遣や電話などによる相談事業、ショートステイ・トワイライトステイ(*)などの一時的預かり、また家庭支援員を派遣する日常生活支援事業など、横浜市母子家庭等自立支援計画に基づき支援の充実を図ります。

【目標水準】 ②-4と同じ

H16年度末の状況
ショートステイ・トワイライトステイ
各1

H21年度末の状況
ショートステイ・トワイライトステイ
各3

また、母子が安心して生活できるよう母子生活支援施設（緊急一時保護併設）の改築を促進していきます。

7 私立幼稚園就園奨励事業の充実【こども青少年局】

幼稚園児の保護者への就園奨励事業の充実を図ります。

【目標水準】

H16年度末の状況
66,049人

H21年度末の状況
充実

個別目標⑥

子どもや青少年の自立や成長を促すさまざまな体験機会が充実している。

【現状及び課題】

子どもや青少年が集団遊びや大人との交流、自然とのふれあいなどを通じて、自主性や創造性、社会性を育てていくことが重要ですが、少子化、核家族化、「遊びの場」が消失していることにより、ひとりで遊ぶ機会・時間が多くなっています。

また、若年無業者や社会的ひきこもりの問題も顕在化しており、学齢期からの早急な対応が求められています。

【達成された姿】

- 学校教育においては、小学生の総合学習、中学生の福祉体験が充実している。また、教育改革が推進されている。
- 放課後の時間帯に、すべての子どもたちを視野に入れた、成長発達段階に応じたプログラム等が提供されている。
- 学校や地域において、職業意識や社会への関心が高まるための機会が充実している。

【施策形成の方向】

1 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブ【こども青少年局】

放課後キッズクラブでは、学校と十分な連携のもとに、学校教育との役割分担を図りながら、成長発達段階に応じたプログラムを提供し、学校教育では得られないような体験を重ねられるようにします。また、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブでは、豊富な体験が得られるプログラムの工夫を推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施

H21年度末の状況
充実

2 プレイパークの推進【こども青少年局・環境創造局】

公園において子どもの創造力を活かした自由な遊びができるプレイパークを推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
15か所

3 体験学習の充実【教育委員会事務局】

子どもたちの豊かな心やたくましさを育むため、さまざまな自然・社会体験学習などの機会を充実します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

4 乳幼児ふれあい体験事業【教育委員会事務局・こども青少年局】

核家族化等により、赤ちゃんにふれた経験のない子どもも多く、赤ちゃんとふれあう機会を設け、幼いものへの愛情形成、命の大切さを感じる機会を充実します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

現在、一部の福祉保健センターが自主企画事業として学校と連携し小・中学校の児童・生徒と赤ちゃんとの交流事業を行っています。

今後は、この先行事例を参考に全区展開できるように、学校・地域・子育て支援グループ等と協働するとともに、学校教育活動においても、乳幼児とのふれあいを進めることにより、命の尊さや家族、子育ての意義などの内容を一層充実させます。

5 地域のふれあい料理教室等への支援【健康福祉局】

地域の子どもたちを対象に、「食」の大切さを体験する料理教室などの事業を支援していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

6 企業との連携によるキャリア教育の推進【こども青少年局・教育委員会事務局】

子どもたちが望ましい勤労観・職業観を育ていけるよう、小・中学校における社会体験や職業体験を推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

中学校においては、地元の企業等との連携のもと、職場体験の全校展開を目指します。

また、企業による夏休みの子ども工作教室、保育所、幼稚園、学校等への出張教室などの各種教室の実施、週単位での職業体験を推進していくための仕組みづくりを行います。

個別目標⑦

地域の大人たちが子どもの成長に関心を持ち、見守り、積極的に支援する仕組みができている。

【現状及び課題】

地域のコミュニティ意識が希薄になっているため、子育てを支援する人のネットワークの構築が求められています。「地域で育ち守られる子ども」という考え方が必要です。

学校、幼稚園、保育所、地区センター等の施設が、地域の子育て拠点となり得るような検討が必要です。

また現在、保護者は地域へ関わることが少なくなっている状況ですが、地域に目を向けて活動することにより、他の子どもにも関心を持つ機会もでき、地域全体での防犯意識の高まりなど、さまざまな効果が期待できます。

【達成された姿】

- 地域全体で、子どもたちを見守り、子育てを積極的に支援していくため地域力を高めます。そのために、地域施設を拠点とした、支援者、専門機関等のネットワークが構築されている。
- 地域全体で、犯罪から子どもたちを守りかつ子どもたちから加害者を出さない地域社会が構築されている。

【施策形成の方向】

1 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブ

【こども青少年局】

実施にあたっては、地域との関わりを重視し、中学生から高齢者にいたるまで、さまざまな世代の方々との交流の場となるよう活動を充実します。また、放課後児童施策に係わる人材の育成を行います。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施

H21年度末の状況
充実

2 地域コーディネーターの養成【教育委員会事務局】

地域の学校の連携活動の拠点として、小中学校に「地域交流活動拠点」を設置し、その運営や地域とのパイプ役となる「学校・地域コーディネーター」の育成を進めます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
活動する人や場の
充実

3 青少年指導員活動の推進【こども青少年局】

地域社会における青少年育成活動を充実し、非行防止・社会環境浄化活動を推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

4 開かれた学校づくりの推進【教育委員会事務局】

学校評議員や学校運営協議会の設置などにより、学校運営への地域参画を推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
市立小中学校
全校499校

H21年度末の状況
推進

5 地域防犯拠点設置支援事業【安全管理局】

急増する犯罪に対応して、地域の防犯力の強化を図るため、商店街の空店舗等を活用して、地域における防犯拠点を設置し、地域住民による日常的な防犯活動について積極的に支援し情報・交流の拠点を整備します。

【目標水準】

H16年度末の状況
5区

H21年度末の状況
各区で展開

なお、拠点の設置場所は区役所が中心となり、地域住民と調整し選定します。

6 学校の安全対策事業の推進【教育委員会事務局】

児童の安全確保を進めるために、外部からの不審者の侵入を抑止するとともに、校内に侵入された場合の対策等を実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況
防犯カメラ、緊急時
校内連絡システム(全校)

H21年度末の状況
よこはま学援隊活動校の拡大、防犯設備の充実、崖・擁壁の施行5校

7 地区センターを拠点とした地域コミュニティの醸成【市民活力推進局】

地区センターやコミュニティハウスを拠点として、異世代間交流を進めていくことにより、地域の子育て力を高めます。

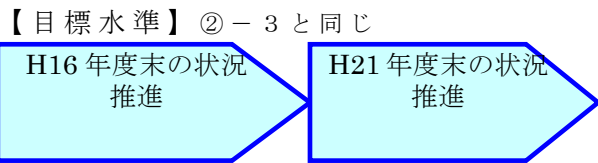
【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

8 要保護児童とその家族を支える地域ネットワークの推進【こども青少年局・区役所】

すべての児童の心身が健全に成長し、
ひいては社会的自立を果たすため、関係機関の協力と地域のネットワークにより、虐待の発生を予防し、早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの切れ目のない支援が行われることが不可欠です。



地域の中であって、虐待等の不適切な養育を受けた児童が専門的支援や地域の日常的見守りや支援を受けながら、引き続き、安心して家庭で生活できるように、また、児童がやむを得ず一定期間家族と離れて施設入所することがあっても、再び一緒に暮らせるようにその児童の家族が適切な養育が行えるよう支援していくことが一層重要となります。今後は、児童相談所等の専門機関が情報提供や実務研修会などを開催することにより、地域の支援力向上とネットワークの推進につとめます。

個別目標⑧

こどもや青少年の居場所や活動場所が地域で確保されている。

【現状及び課題】

都市化に伴い、子どもたちが自由に集まって安全に遊べる路地、原っぱなどの「遊びの場」が消失してきています。

また、青少年自身が主体性と創造性を育てていくために、青少年が安心して気軽に集え、仲間や異世代との交流ができる居場所や、さまざまな活動に参画する機会を提供していくことが求められています。

【達成された姿】

- 学齢期の子どもたちにとって、安全で快適な放課後の居場所がある。
- 地域の中に、自然とふれることができ、思いきり遊べる公園がある。
- 青少年が気軽に集える居場所や、様々な活動に参画できる機会が充実している。

【施策形成の方向】

1 放課後児童育成施策の推進【こども青少年局】

放課後キッズクラブ事業の検証結果に基づき、放課後キッズクラブの拡充を図るとともに、放課後児童育成施策全体が安全で快適な居場所につながるよう改善をすすめます。また、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもたちを含めて、すべての子どもたちにとって安全で快適な放課後の居場所づくりを推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
横浜市放課後児童
育成施策
登録者数 94,524 人
小学1~3年生の
留守家庭児童数
19,846 人

H21年度末の状況
横浜市放課後児童
育成施策
登録者数 98,673 人
小学1~3年生の
留守家庭児童数
24,515 人

2 プレイパークの推進【こども青少年局・環境創造局】

公園において子どもの創造力を活かした、自由な遊びができるプレイパークを推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
15か所

3 子どもログハウスの活用の促進【こども青少年局】

学齢期の子どもたちの放課後の居場所の一つとして、安全に楽しく遊べるよう活用を促進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

4 青少年の地域活動拠点づくり【こども青少年局】

中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、仲間や地域の大人との交流、さまざまな体験等を行うことのできる「青少年の地域活動拠点」を設置します。

【目標水準】

H16年度末の状況
—

H21年度末の状況
18か所

5 「みんなで育てるハマの子ども」推進事業【教育委員会事務局】

放課後や休日に、子どもたちに多様な学習機会を提供する各種団体の事業や活動に対して、普及啓発やネットワーク化支援などを行います。

【目標水準】

H16年度末の状況
—

H21年度末の状況
推進

個別目標⑨

思春期の青少年に対する支援ができている。

【現状及び課題】

小学校の高学年から中学年、高校生と、思春期を迎えた青少年達の孤独感や不安感是非常に強く、本人がそれにうまく対応できていないばかりでなく、親も対応できない状況が一般的になっています。マスコミによる情報の氾濫、お金に高い価値を見いだす風潮、新しいインターネット社会への対応等、思春期の課題は山積しています。こうした思春期の青少年達の「生」と「性」の課題について、親も含めたまわりの大人と一緒に考え、青少年自身が自らの力でこれらの課題を乗り越えて、もう一段の成長段階へ進むための支援を行うことが重要です。

特に、10代の人工妊娠中絶、性感染症等の問題は深刻です。「人を愛すること」「自分を愛すること」について正しい理解を深めるとともに、性感染症に関する正しい知識の普及をはかることが求められています。

また、長期間自宅にひきこもって他者と交流しない状態となる「社会的ひきこもり」も、思春期にある本人やその家族にとって大きな課題となっており、相談機関や家族の会等による相談・支援が必要です。さらに、思春期の子どもを持つ親に対して、青少年の思春期の現状について、正しい認識と対応が図れるような啓発活動も求められています。

【達成された姿】

- 青少年が「自分の身体は自分で守り育てる」ことの大切さを学ぶ機会が確保されている。
- 身体の気がかりについて相談できる場が確保されている。
- 同じ年代の人間による相談ができる体制ができている。
- 思春期の青少年を持つ親が悩みを語り合える場が確保されている。
- 青少年の発達段階に応じた親への性教育が実施されている。
- 親から青少年に対する性教育を実施する際の有効な手段が用意されている。
- ITによる思春期や性教育に関する相談や情報提供ができるようになっている。
- 「社会的ひきこもり」について相談できる場が確保されている。

【施策形成の方向】

1 思春期啓発（思春期問題連絡会）【こども青少年局】

思春期を迎えた青少年の現状と抱える課題を把握し、問題行動に対応するため、学識経験者、関係機関、行政関係者で構成する連絡会を設置します。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況
回数4回

2 発達段階に応じた教育の推進【こども青少年局】

幼稚園、学校などでその発達に沿った教育効果が上がる方法での指導を行っていきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

3 思春期電話相談事業の拡充【こども青少年局】

思春期電話相談事業は、主に性に関する悩みに対して助産師が相談に応じていますが、その中で精神的な相談も多く、今後は、「こころの健康相談センター(*)」など、精神的な相談を行っている機関とも連携して、より相談者のニーズに対応できる相談を行っていきます。

また、相談者は男性が多いことから、女性が相談しやすい体制の整備を図るとともに、広報にも工夫をしていきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
充実

4 ピアカウンセリング(*)の実施の検討【こども青少年局】

子どもたちの力を活かした取組として、思春期の子どもが同年代の子どもの相談に対応できるよう検討していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
—

H21年度末の状況
推進

5 学校における性教育の適正な取組の推進【教育委員会事務局】

市立学校において、教職員対象の指針「横浜市 学校における性教育の考え方、進め方」を参考に、学習指導要領に則り、系統的な指導計画を立案し、保護者等の理解を得て、関係機関と連携しながら、適正に性教育に取り組みます。

また、個別指導が必要な事例に関しては、必要に応じて福祉保健センターや各相談機関等と連携し対応していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

6 思春期啓発（講座・シンポジウムの開催）【こども青少年局】

思春期の青少年の抱える課題の理解と解決に向け、青少年自身やその保護者、地域の方々等を対象とした講座・シンポジウム等を開催します。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施

H21年度末の状況
参加者数 2,000人

7 家庭における性教育のための教材の発行【こども青少年局】

保護者向けの講座を受けた親が、帰宅した後に子どもに渡せるように、マンガ等による啓発冊子を発行します。また、作成した冊子は、思春期の子どもたちが集まる場所に置き、いつでも読めるように配慮します。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況
実施

8 ホームページによる相談、情報の提供【こども青少年局】

現在のホームページの中に、思春期・性教育に関する相談コーナーや情報コーナーを開設できるように検討します。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況
実施

9 ひきこもり状態にある青少年の社会参加促進【こども青少年局】

青少年相談センターの機能を強化し、青少年の社会参加や自立へ向けた施策を展開します。また、地域に密着した青少年の自立支援を行うため、「地域ユースプラザ」を設置します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

—

H21年度末の状況
青少年相談センター
機能強化
推進
地域ユースプラザ
の設置
3か所

個別目標⑩

青少年の自立や成長を促す取組が推進されている。

【現状及び課題】

平成17年国勢調査では、平成12年国勢調査に比べ、若年無業者の数は若干減っているものの、若年者人口（15歳～34歳）に占める割合は増加しています。

一方、横浜市が平成18年度に実施した若年無業者についての実態調査からは、若年者がひきこもりや無業状態に陥る理由や経過は様々であるといった結果が出ています。また、市内企業の若年無業者の雇用意向も低く、若者一人ひとりに応じた多様な自立支援策に取り組んでいくことが求められています。

【達成された姿】

- 若者一人ひとりの状況に合わせた、多様な支援が提供されている。
- こどもの時から社会や仕事に触れて、自らキャリアを描き出すためのプログラム等が提供されている。
- 多様な社会セクターの連携によって若者の自立支援が行われている。

【施策形成の方向】

1 若年無業者の職業的自立に向けた支援【こども青少年局】

「よこはま若者サポートステーション」、「若者自立塾」及び他の支援機関・団体とのネットワークにより、若年無業者一人ひとりの状況にあわせた様々な支援メニューを提供します。

また、小・中・高校生等を対象に職業体験事業を実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

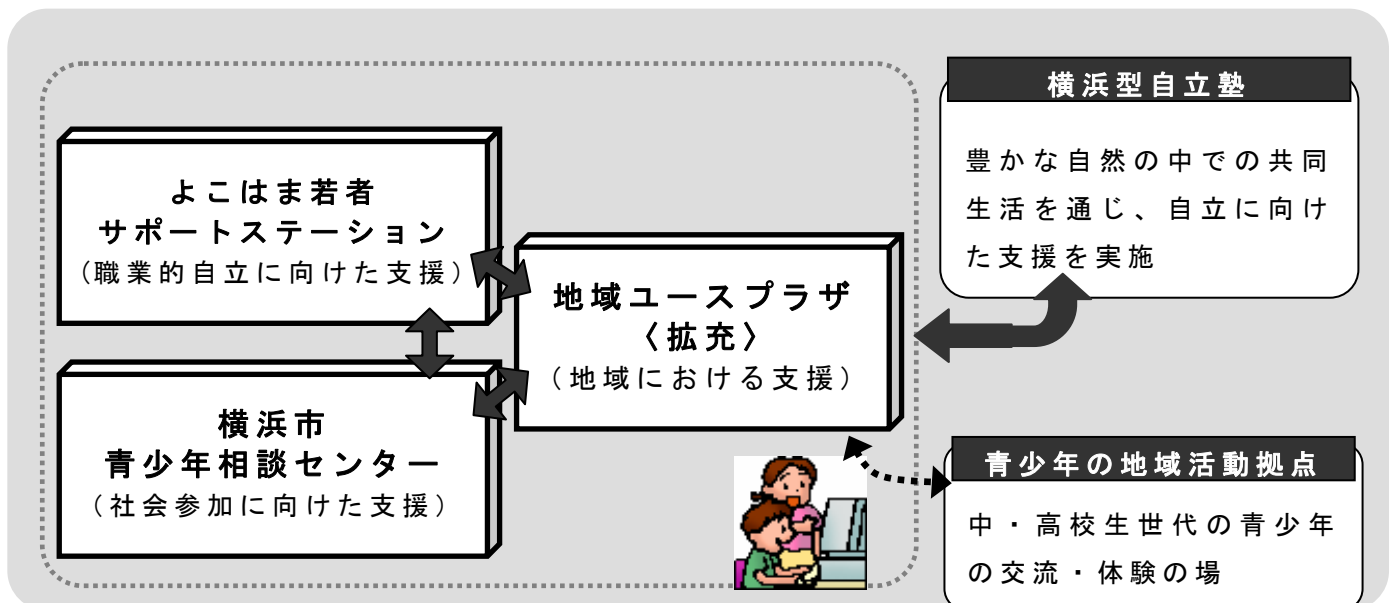
H21年度末の状況

サポートステーション利用者

10,400人

ユースプラザ利用者数

13,500人



2 企業との連携によるキャリア教育の推進(再掲)【こども青少年局・教育委員会事務局】

子どもたちが望ましい勤労観・職業観を育ていけるよう、小・中学校における社会体験や職業体験を推進します。

中学校においては、地元の企業等との連携のもと、職場体験の全校展開を目指します。

また、企業による夏休みの子ども工作教室、保育所、幼稚園、学校等への出張教室などの各種教室の実施、週単位での職業体験を推進していくための仕組みづくりを行います。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

3 ひきこもり状態にある青少年の社会参加促進(再掲)【こども青少年局】

青少年相談センターの機能を強化し、青少年の社会参加や自立へ向けた施策を展開します。また、地域に密着した青少年の自立支援を行うため、「地域ユースプラザ」を設置します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
青少年相談センター
機能強化
推進
地域ユースプラザ
の設置
3か所

4 青少年の地域活動拠点づくり【こども青少年局】

中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、仲間や地域の大人との交流、さまざまな体験等を行うことのできる「青少年の地域活動拠点」を設置します。

【目標水準】

H16年度末の状況
—

H21年度末の状況
18か所

第3の基本目標 「子育てに積極的な価値を見いだせる共生社会を創る」

個別目標⑪

働き方の見直しが進み、父親の育児参加が進んでいる。

【現状及び課題】

父親の労働時間が長く、子どもとふれあう時間が十分とれていません。育児休暇・休業をとる父親が少なく、また、取りづらい実情があります。したがって、父親が参加できる場や機会が不足しています。

また、乳幼児と接した経験が少なく、父親・母親としての自覚が持ちにくい親も増加しており、子どもが生まれ、初めて経験することに戸惑うこともあります。

【達成された姿】

- 家庭だけではなく、地域社会が両親とともに子育てを考え、あたたかく見守っていく機会が増加している。
- 両親が参加する子育てに関する学習機会が増加している。
- 幼稚園・保育所・学校等の教育機関及び町内会で、父親が参加できる行事等の機会が増えている。
- 子どもの頃から男女がともに子育てを行うことの大切さについて学ぶ機会がある。

【施策形成の方向】

1 子育てに関する学習機会の充実【こども青少年局】

平日だけではなく、土日に両親がともに参加できるよう両親教室、家庭教育学級等の子育てに関する学習の機会を増やします。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

2 家庭・地域における男女共同参画の推進【市民活力推進局・こども青少年局】

子育てへの男性の参画や地域における子育て支援等について、子どもの頃から理解を深めるための情報や学習機会を提供します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

3 家庭の日の普及啓発【こども青少年局】

現在、全国のさまざまな都市で、家族の団らんを推進する日として毎月第3日曜日を「家庭の日」に制定していますが、本市においても同様の取り組みを実施し、市内の企業の協力も得ながら、広く周知啓発に努めます。

【目標水準】

H16年度末の状況
—

H21年度末の状況
推進

個別目標⑫

企業の子育て支援が推進されている。

【現状及び課題】

横浜市内にある企業でも、そこで働く人たちに子育て中の市民がたくさんいます。出産、育児に関する諸施策の充実、働く父親の育児参加を支援する施策等、企業が果たすべき課題も多くあります。

また、企業は従業員への支援だけでなく、地域の一員としての立場から、地域の中で子育て支援にかかわることが期待されています。

【達成された姿】

- 市内の企業が、従業員の子育てを支援するための多様な取組みを実施している。
- 市内の企業が、父親の育児参加を促進するための施策の実施や啓発に積極的に取り組んでいる。
- 地域での子育て支援施策として、企業による各種教室の開催や職業体験が実施されている。
- 市内の企業が、有害図書類・酒・たばこなどを扱うにあたり、自主規制を行う等、社会環境健全化等の青少年育成に取り組んでいる。

【施策形成の方向】

1 企業による従業員のための子育て支援の推進【こども青少年局・市民活力推進局】

出産に伴う父親の休暇や育児時間、子どもの看護休暇、育児休業制度、従業員の諸権利を尊重したワークシェアリング、短時間勤務制度、職場復帰プログラム等の普及や子どもが親の職場に訪問をするなど、子育て支援の推進に貢献した企業に対する表彰制度を検討します。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況
横浜モデルの普及・拡大

2 企業との連携によるキャリア教育の推進(再掲)【こども青少年局・教育委員会事務局】

子どもたちが望ましい勤労観・職業観を育ていけるよう、小・中学校における社会体験や職業体験を推進します。

中学校においては、地元の企業等との連携のもと、職場体験の全校展開を目指します。

また、企業による夏休みの子ども工作教室、保育所、幼稚園、学校等への出張教室などの各種教室の実施、週単位での職業体験を推進していくための仕組みづくりを行います。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

3 企業の子育て貢献活動のための懇談会【こども青少年局】

企業による子育てへの貢献活動について、行政との懇談会を設置し、様々な方策を検討していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況
実施

個別目標⑬

子育てバリアフリーのまちづくりが推進されている。

【現状及び課題】

妊婦や乳幼児をつれた人たちが外出するには、物理的なバリア、周囲の人の理解のバリア、情報のバリア等、安心して外出することを阻むさまざまなバリアが存在しています。公共施設、公共交通機関、建築物等における物理的なバリア、子ども連れの入場等を不必要に拒否したり、託児サービスがないなどの周囲の理解のバリア、子ども連れで安心して行ける場所の紹介などが不十分である情報提供のバリア等を解消する取組が必要です。また、子どもの安全確保の観点から、交通安全に対する取組も大切です。

【達成された姿】

- 妊婦や子育て中の人を含む、だれもが暮らしやすい社会の構築や子育て世帯にやさしい公営住宅供給等の施策が充実している。

【施策形成の方向】

1 情報提供の充実【こども青少年局】

ヨコハマはびねすぽっとの充実を図るなど、情報のバリアを解消し、より質の高い情報を一元的に提供できるようにします。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

2 だれにもやさしい福祉のまちづくりの推進【健康福祉局】

妊婦や子育て中の人を含む、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

3 ヨコハマ・リブいん事業(*)、公営住宅供給事業、安全・安心住宅相談事業の推進【まちづくり調整局】

子育て世帯が安心して暮らせる住宅の供給、相談等について推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

4 幼児交通安全教育訪問指導事業の推進【道路局】

幼稚園・保育所等を訪問し、園児に教育機材を活用した交通安全の実技指導を行います。また、園に対しても、日常保育の中での交通安全指導の進め方について指導助言を行います。

【目標水準】

H16年度末の状況
訪問指導 150園

H21年度末の状況
推進

5 はまっ子交通あんぜん教育【道路局】

小学校の児童を対象に、正しい道路の歩き方や自転車の乗り方教室、ダミー人形による巻き込み・衝突事故を行う参加実践型交通安全教室「こども・セーフティ・スクール」を実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況
年36回

H21年度末の状況
年120回

6 スクールゾーン対策【道路局】

子どもの安全を最優先させるという見地から、学校を中心とした一定範囲の地域を重点地域としてとらえ、スクールゾーン対策協議会からの要望をもとに運転者に安全運転の励行を促すとともに、通学路の安全確保を図るため、通学路標識、路面表示等の整備等を行います。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

7 バリアフリー化推進調査【道路局】

「バリアフリー新法」に基づき、主要駅とその周辺地区で、重点的・一体的にバリアフリー化を進めるための基本計画である「バリアフリー基本構想」を策定します。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施2地区

H21年度末の状況
推進

8 子どもを大切にするコミュニティづくりに向けた啓発【こども青少年局】

地域が自主的に行う子育て支援行事への支援を強め、さまざまな機会を通じて、地域全体で子どもの成長を見守ることの大切さを広報するなど啓発活動を推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
充実

個別目標⑭

小児医療や乳幼児健診など充実が図られている。

【現状及び課題】

近年、小児医療の不採算性等を背景として、小児医療機関やそこに勤務する小児科医が減少しており、小児医療を取り巻く環境は厳しさを増している半面、少子化や核家族化、女性の社会進出などが進み、多くの保護者が子どもの急病時などの対応に不安を抱えており、休日・夜間の小児救急に寄せる市民ニーズはますます高まっています。

一方、病状にかかわらず、大きな病院や専門医に受診するケースも多く、本来入院患者に対応する救急医療機関の負担が大きくなっています。また、南部方面の初期救急医療体制(*)の拡充に対する市民ニーズもあります。

こうした中で、横浜市は、市医師会など医療関係団体の協力を得て、子どもの病状に合わせた初期救急から三次救急までの小児救急医療体制の整備を進めてきています。

外来による診療や投薬で帰宅できる、比較的軽症の初期救急については、市内18区の休日急患診療所や市内3か所の夜間急病センターで診療にあたっています。

- 休日急患診療所 市内18か所
- 夜間急病センター 市内 3か所（中区桜木町、都筑区牛久保、泉区中田町）

入院して治療の必要がある二次救急については、市内を3ブロックに分け、それぞれのブロックで、病院の持ち回りによる「病院群輪番制」により、休日・夜間の診療にあたっています。

また、24時間365日小児科の専門医による診療体制を確保している「小児救急の拠点病院」が「病院群輪番制」と連携を図り診療にあたっています。

生命に危険のある重篤な症状の三次救急については、県立こども医療センターと聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院が診療にあたっています。

家庭において、受診のめやすがわかるような、最新の小児医療情報の提供も重要です。さらに、子どもが入院した場合の保育や家族が世話や見舞いに行く場合の兄弟姉妹や保護者への支援も十分とはいえません。

乳幼児健康診査について、増加する育児不安に対応できる内容に充実していかねなければなりません。

予防接種について、現在、本市では平成6年から、三種混合、麻しん（はしか）、風しん及び日本脳炎等については、医療機関（個別接種）で実施していますが、急性灰白髄炎（ポリオ）及びBCGについては、福祉保健センターで実施（集団接種）しています。予防接種の個別化が推進されている中、集団接種の個別化が課題になっています。

また、小児科を標榜する医療機関や小児科医が減少傾向にあり、現在の小児科医の負担が大きくなって小児科医がやめていく現状があります。産婦人科についても同様に減少傾向となっています。

近年の医療技術の発展により、不妊に悩む夫婦が不妊治療（体外受精や顕微授精）を行うことが増えていますが、治療を行っても出産にいたる可能性は約2割程度となっており、治療を受けても子どもができなかった人も多い状況です。また、治療を始めたり終了したりする際には悩みも大きいため、これらに対応できる相談体制の充実が求められています。

【達成された姿】

- 小児救急医療体制が拡充され、24時間365日小児救急体制が確保されている。
- 小児科医の確保と小児科医は女性が多いことから、働く上での支援策ができています。
- 市民が必要な医療情報を提供する仕組みができています。
- 市民を対象とした小児救急看護の啓発活動が充実している。
- ボランティア等との連携による病棟保育の推進や兄弟姉妹に対する病棟保育が実施されている。また、保護者への支援策ができています。
- かかりつけ医を持つことの大切さが理解され、かかりつけ医を持つ市民が増えている。
- 市民にとって必要とされる医療情報を提供する仕組みができています。
- 集団で実施している予防接種の個別化が進んでいる。
- 福祉保健センター及び医療機関において行われている乳幼児健康診査の中で、養育支援、育児相談の機能が充実している。
- 不妊に対する悩みに対応できる相談体制が充実している。
- 子育て中の女性が自らの健康管理について気軽に相談できる場が確保されている。

【施策形成の方向】

1 小児救急医療体制の確保・拡充【健康福祉局】

24時間365日体制で小児二次救急医療を提供する、小児救急医療中核病院を整備するとともに、これら中核病院と連携する小児科病院群輪番体制を整備し、小児救急医療体制の確保・拡充を図ります。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

- (1) 夜間急病センターの地理的配置を考慮して、市内南部方面の初期救急医療の充実策を検討していきます。
- (2) 24時間365日小児科専門医の診療体制を確保している「小児救急の拠点病院」を、現在の3病院から6病院に拡充します。
- (3) 横浜市立大学附属市民総合医療センター内の「小児総合医療センター」において三次救急に対応するとともに、「病院群輪番制」の参加病院や「小児救急の拠点病院」への支援体制を構築します。
- (4) 症状に応じた適切な救急医療機関を受診できるよう、子どもの病気や受診方法などについての啓発を行います。

2 市民への医療情報の提供【健康福祉局】

医療機関、病気、薬などの医療関係情報を蓄積し、市民が必要な情報を検索できるシステム化を進めるとともに、病院図書館の設置など、市民・患者が医療を学べる環境づくりを推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

3 身近な場所での小児救急看護講座の開催【健康福祉局】

地域の子育てグループが、身近な場所で少人数でも学べるよう、福祉保健センター、日本赤十字社や消防署に等よる小児救急看護講座を推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

4 ボランティア等との連携による支援策の充実【こども青少年局】

入院中の児童の保護者が、付き添いのためにきょうだい児の面倒を見れない場合、病院内でそのきょうだい児の一時保育を行うモデル事業を実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
—

5 かかりつけ医の普及・促進【健康福祉局】

かかりつけ医を持つことの大切さをホームページ等で市民に広報するとともに、医療関係団体とも協力しながら、かかりつけ医の普及・促進を図っていきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

6 乳幼児健康診査の内容の充実【こども青少年局】

福祉保健センターや医療機関での乳幼児健康診査が、気軽な子育て相談や地域の子育て情報を知る機会として活用されるよう内容の充実を検討します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

7 結核医療・健康管理事業【健康福祉局】

平成16年に結核予防法が改正され、17年度から、ツベルクリン反応検査を省略し、直接、BCGを接種するなど大幅な制度改正がされます。そこで、より一層確実に接種する必要があることや、集団接種は実施日が限られていることから、BCG接種率の確保及び市民サービスの向上を図るため、17年度から2区において、かかりつけ医などの医療機関におけるBCG個別接種をモデル実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
—

8 集団予防接種事業【健康福祉局】

急性灰白髄炎（ポリオ）の個別接種化については、国等の動向を踏まえながら検討していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

9 不妊相談事業【こども青少年局】

福祉保健センターで実施している不妊相談を充実するとともに、専門医師や不妊専門看護師による専門相談を実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

10 女性の健康相談事業の充実【こども青少年局】

子育て中の女性が自らの健康に対する不安や悩みを気軽に相談できるように、現在各区で実施している、「女性の健康相談」の内容を充実していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

個別目標⑮

新生児期の保護者に対する支援が充実している。

【現状及び課題】

妊娠期から出産期、新生児期の間は非常に不安定であり、特に産後1年の間は、マタニティブルー等の症状や育児の疲れ、不安等が大きく、厚生労働省の調査でも、児童虐待の死亡事例はこの時期が最も多くなっています。母親の養育不安に対応する施策の充実は、不安の解消だけでなく、児童虐待の発生予防の観点からも重要であり、地域における子育て支援の充実を図るだけでなく、専門機関を中心とした、妊娠期からの継続した支援体制の整備が求められています。

【達成された姿】

- 出産前のまだ余裕のある時期に、かかりつけ医を決められる仕組みができています。
- 産科や小児科などの医療機関で支援が必要だと判断した場合に、的確な支援ができる体制が確立されている。
- 出産後間もない時期の家事・育児の支援ができています。
- 育児ノイローゼ等の支援が必要な家庭に対して、出産後1年程度まで、継続的に支援する仕組みが充実している。
- 乳幼児健康診査の内容が充実され、養育支援に役立っている。

【施策形成の方向】

1 プレネイタル・ビジット（出産前小児保健指導）（*）の検討【こども青少年局】

出産前にかかりつけ医を見つけることができるような仕組みを検討していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況
実施

2 医療機関からの診療情報提供の仕組みの確立【こども青少年局】

産科や小児科の医療機関から福祉保健センターへの診療情報提供を受け、支援につなげるシステムを確立します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

3 産後支援ヘルパーの派遣【こども青少年局】

出産後2か月の間、家事・育児支援が必要な家庭に産後支援ヘルパーを派遣します。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施

H21年度末の状況
推進

4 育児支援家庭訪問事業の実施【こども青少年局】

出産後から就学前までの間、保健師・助産師等の専門家などによる継続的な訪問支援体制を構築します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

5 乳幼児健康診査の内容の充実【こども青少年局】

福祉保健センターや医療機関での乳幼児健康診査が、気軽な子育て相談や地域の子育て情報を知る機会として活用されるよう内容の充実を検討します。特に、福祉保健センターでの乳幼児健診は、絵本の読み聞かせ、手作りおもちゃ等、地域の子育て支援の人材を活用しながら子育て支援の場の一つとして活用していきます。

【目標水準】⑬-6と同じ

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

6 家庭への支援体制の充実【こども青少年】

子育て不安や支援を必要とする家庭に、看護職のみならず、ケースワーカー、保育士等の多職種による家庭訪問の充実を図るとともに、地域で子育て支援を実施している人たちとの連携により、多層で重層的な支援が行えるよう、検討していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
充実

個別目標⑯

発達段階に応じた専門的ケアを含めた支援体制がある。

【現状及び課題】

保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な実施により、障害のある子どもの成長・発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようになることが求められています。同時に、家族への支援も併せて行うことが求められています。

特に、学齢期の子どもについては、放課後や夏休みなどの余暇支援の充実及び通学支援（送迎等）についての意見・要望が、福祉局障害福祉部が平成15年に実施したアンケート調査でも多く出されています。

【達成された姿】

- 幼稚園や保育所において障害のある子どもの入園・入所が促進されている。
- 学齢期以降の障害のある児童の放課後の居場所が確保されている。
- 幼稚園や学校が夏休みの場合でも、障害のある子ども達が一日を過ごせる場が拡充されている。

【施策形成の方向】

1 幼稚園・保育所に入園している障害のある子どもに対する支援【こども青少年局】

障害児地域療育センターによる地域支援の一つとして、職員に対する技術支援を目的に、幼稚園・保育所等への巡回訪問を引き続き実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況
巡回訪問 800回
延べ 1,200人

H21年度末の状況
拡充

2 放課後児童育成施策における居場所の確保【こども青少年局】

放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブの放課後児童育成施策において、障害のある児童の居場所を確保していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施

H21年度末の状況
推進

3 障害児の居場所づくり【こども青少年局】

障害児と家族の安定した生活と社会参加が実現できるよう、主に学齢期の障害児が放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことができる居場所を増やします。

【目標水準】

H16年度末の状況
2か所

H21年度末の状況
17か所

4 学齢障害児余暇支援事業【健康福祉局】

学齢期の障害児がいる家族への支援と障害児の余暇支援のため、市と市・区社会福祉協議会が連携して、障害児が安心して過せる「場」づくりを進めます。また、長期休み以外の土日に支援の範囲を広げるなど、居場所づくりの拡充に努めます。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施

H21年度末の状況
18か所

5 特別支援学校における余暇活動支援の充実【教育委員会事務局・こども青少年局】

特別支援学校での「学齢障害児夏休み支援事業」（横浜市立と区別支援学校において、夏休み期間中に学校施設を利用して、プール指導・開放、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等を実施。地域の小・中学校個別支援学級・福祉施設等に在籍する学齢障害児の参加や、地域住民ボランティアの協力を得て実施する。）の拡充や「はまっ子ふれあいスクール」の充実により、夏休みや放課後の余暇活動支援を強化していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

6 障害児の通学・校内生活・校外学習における支援の充実【教育委員会事務局】

横浜市立特別支援学校に通う障害児の介助をしている保護者が病気・通院・入院した場合や学校の介護等で支援できない場合に、障害児の通学・校内生活・校外学習における支援として「障害児学校生活支援事業」（支援員を配置して児童・生徒の通学時・校内生活・校外学習の支援を行います。特別支援学校の児童・生徒に対しては、登下校のみ実施）がありますが、地域の協力を得て、これをさらに充実していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

7 各区独自の取組の強化【区役所】

各区の社会福祉協議会や地域活動ホームを中心にして、様々な方法で実施されている夏休みや放課後の支援の取組を拡充していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
各区で特性に応じて実施

H21年度末の状況
各区で特性に応じて実施

個別目標⑰

学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもへの支援が確保されている。

【現状及び課題】

障害児への支援につきましては、障害者プランや障害児教育プランなどで、様々な施策を実施しておりますが、注意欠陥/多動性障害(ADHD)(*)や高機能自閉症(*)等の子どもは、従来の障害の概念に入らないケースも多く、療育体制そのものが十分に整備されていないため、継続的に支援していく場や専門的な相談が不十分です。

また、知的な発達遅滞がないことなどから、保護者のみならず周囲も障害の認識を持ちにくく、育て方の問題として保護者に責任を押し付けたり、子どもに適切な対応がとれない現状などがあります。

【達成された姿】

- 保護者が障害であることを認識し、受容できるように、専門家による診断体制及び精神的に支える体制が確保されている。
- 幼稚園、保育所だけでなく、さまざまな居場所で学習障害(LD)(*)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもも他の子ども達と一緒に生活している。
- 幼稚園、保育所、地域の居場所のスタッフや学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもの保護者などが、専門家による相談を必要に応じて受けられるようになっている。
- 療育等が必要な学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもの場合は、周囲が障害の特性であることを理解し、地域で共に生活する上での困難を軽減できるよう、適切な配慮がなされている。

【施策形成の方向】

1 学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもへの支援策の検討【健康福祉局・子ども青少年局】

これまでの障害認定基準ではとらえきれない学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等へのソーシャル・スキル・トレーニング(*)

や福祉等の対応を求める新たなニーズに対する支援策の検討を行います。

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況

充実

2 関係機関への研修の充実と相談事業の実施【健康福祉局】

幼稚園、保育所、地域子育て支援センター、親と子のつどいの広場等、さまざまな居場所の職員に対して、研修を拡充するとともに、学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもの保護者を対象として相談事業を実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況

充実

3 市民への啓発の推進【健康福祉局】

学習障害(LD)や注意欠陥／多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもに限らず、障害や疾病の正しい理解を進めるために普及啓発のさらなる充実を図ります。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

4 学齢期の学習障害(LD)や注意欠陥／多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもへの教育的支援【教育委員会事務局】

学齢期の学習障害(LD)や注意欠陥／多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもへの教育的支援については、学校における支援体制の状況を見ながら、アシスタントティーチャーの配置、支援チームの拡充、特別支援教育推進検討会議での検討等により充実していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

第6章 計画の推進

次世代育成支援の行動計画は、平成17年度から平成21年度までの5か年間の計画ですが、行動計画を着実に推進していくためには推進体制の構築が必要です。

行動計画は行政計画ですが、施策の実施主体はすべて行政が実施するものではなく、市民や事業者と協力のもとに進めていかなければなりません。行動計画の推進力を維持・発展させていくためには市民・事業者・行政の連携が不可欠です。

1 計画の推進体制

(1) 計画推進の視点

ア 効果的・効率的な事業執行

施策の推進は、その事業の財源の裏付けが重要な要素になります。厳しい財政状況の中で事業費予算が十分確保できないとそのまま事業推進にブレーキがかかる場合がありますが、事業の効果的・効率的な執行により費用の縮減を図り、新たに捻出した財源で新規施策への取り組みが可能となります。したがって、計画の推進には事業の民間度チェック等を実施し効果的な事業の執行を心がけます。

イ 事業評価の推進

社会情勢の変化により多様化する市民ニーズに corres 応するため、事業執行にあたっては事業効果として利用者がどれくらい満足したのか、事業評価の手法を導入し、必要に応じて計画に修正を加えていくような柔軟性を確保します。

ウ 地域特性を活かした事業の推進

計画に盛り込まれる事業は、具体的には地域で行う事業が多いため、区役所を軸にした地域主体の推進体制を組んで事業の進捗を図ります。

(2) 推進組織

行動計画の事業内容は、市民・事業者・行政が協働して取り組むものが多く、推進体制についても3者がそれぞれの立場から計画の進捗状況を検証できるようにするため、3者で構成する「次世代育成支援行動計画推進協議会」を設置します。なお、この度、青少年プランを統合したことから、推進協議会の委員に、青少年育成支援関係者を増員することとします。

また、今後、内容の検討を要する施策については、庁内において、具体的レベルでの施策の調整を行うプロジェクトを設置して、実現化を図ります。(例：思春期など)

なお、行動計画は全市計画ですので、推進協議会も全市的な組織とし計画の進捗状況を検証します。区別計画は策定しませんので推進協議会も区ごとには設置しませんが、行動計画をガイドラインとして、推進する各区の取組は協議会に反映していきます。

(3) 「次世代育成支援行動計画推進協議会」の役割

次世代育成支援対策推進法*第8条第5項にあるように、市は毎年計画の実施状況について把握し公表しなければなりません。

次世代育成支援行動計画推進協議会は、実施内容を点検し意見交換を行います。実施内容については、実績数値だけではなく、実施内容について利用者はどのように評価しているのか、事業実施者がアンケート調査を行い、それを協議会で評価するなどの手法を導入します。

※＜参考＞次世代育成支援対策推進法第21条第1項

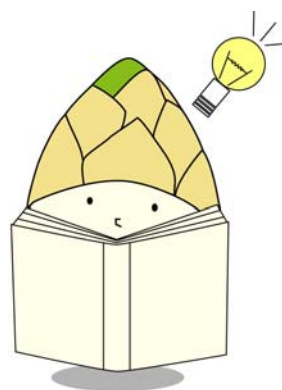
「地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができる。」

2 実施状況の公表

毎年、行動計画の実施状況についてホームページその他で公表します。

※＜参考＞次世代育成支援対策推進法第8条第5項

「市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。」



横浜市次世代育成支援行動計画(統合後)の目標水準一覧表

個別 目標	事業名	平成16年度末の 状況	平成21年度末の 状況
①	1 地域子育て支援拠点の設置	—	18か所
	2 子育て支援者の子育て相談の会場増設	108か所	145か所
	3 保育所・幼稚園の子育て相談の充実	【保育所育児支援センター】 18か所	36か所
	4 保育所の施設開放及び幼稚園はまっ子広場の拡充	【保育所】 121か所 【幼稚園】 12か所	119か所 35か所
	5 親と子のつどいの広場の拡充	9か所	24か所
	6 横浜子育てサポートシステムの拡充	【会員数】 4,837人	拡充
	7 地域育児教室の開催	各区で特性に応じて実施	
	8 子育てサロンの開催会場の拡充	各区で特性に応じて実施	
	9 子育て支援関連情報の提供	推進	推進
	10 教育総合相談センターの子育て相談	推進	推進
	11 地域ケアプラザにおける子育て支援事業の実施	推進	推進
②	1 児童虐待防止ネットワークの充実	推進	推進
	2 要保護児童とその家族を支える地域ネットワークの推進	推進	推進
	3 児童福祉施設等と地域支援	【ショートステイ、トワイライト】 各1か所	各3か所
	4 児童相談所及び福祉保健センターの人材育成及び連携強化	推進	推進
	5 児童相談所の機能強化と増設	3か所	4か所
	6 児童養護施設等の整備拡充	7か所	充実
	7 地域福祉人材の育成	実施	拡充
③	1 家庭への支援体制の充実	検討	充実
	2 妊娠期から新生児期の支援の充実	検討	充実
	3 母子健康手帳交付時の面接の充実	検討	充実
	4 乳幼児健康診査を活用した子育て支援	検討	推進
	5 難病等の疾病をもつ子どもへの支援	検討	推進
	6 関連機関相互の連携強化	検討	推進
	7 不登校の対策の推進	推進	充実
	8 保健室登校子ども支援事業	24校	推進

横浜市次世代育成支援行動計画(統合後)の目標水準一覧表

個別目標	事業名	平成16年度末の状況	平成21年度末の状況
④	1-(1) 保育所の整備	26,700人	35,000人
	1-(2) 横浜保育室の推進	推進	推進
	1-(3) 幼稚園預かり保育の推進	1,262人	1,560人
	2-(1) 保育時間の延長	196か所	325か所
	2-(2) 休日・年末年始保育の実施	1か所	15か所
	2-(3) 一時保育の拡充	82か所	227か所
	2-(4) 24時間型緊急一時保育	2か所	推進
	2-(5) 病児・病後児保育	病児保育1か所	病児保育14か所
	2-(6) 障害児保育	201か所	推進
	2-(7) 外国人児童保育	5か所	推進
	2-(8) 産休明け保育	110か所	推進
	3-(1) 研修の充実	推進	推進
	3-(2) 苦情解決や第三者評価事業	推進	推進
	3-(3) 食育の推進	161か所	推進
	4 市立保育所の民間移管の推進	4か所	4か所
⑤	1 公共施設等を活用した親子の居場所の拡充	拡充	拡充
	2 放課後児童育成施策の場を活用したサロンなどの交流の場の拡充	検討	推進
	3 家庭教育学級開設事業の推進	全校	20区部 145中学校区
	4 認定こども園の検討・推進	検討	推進
	5 幼・保・小の連携充実	モデル2地区 18区で実行委員会	18区で 連携推進地区
	6 母子家庭等への子育て支援の充実	②-4「児童福祉施設等と地域支援」と同じ	
	7 私立幼稚園就園奨励事業の充実	66,049人	充実
⑥	1 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブ	実施	充実
	2 プレイパークの設置の推進	推進	15か所
	3 体験学習の充実	推進	推進
	4 乳幼児ふれあい体験事業	推進	推進
	5 地域のふれあい料理教室等への支援	推進	推進
	6 企業との連携によるキャリア教育の推進(個別目標⑩-2、⑫-2と同事業)	推進	推進

横浜市次世代育成支援行動計画(統合後)の目標水準一覧表

個別 目標	事業名	平成16年度末の 状況	平成21年度末の 状況
⑦	1 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブ	実施	充実
	2 地域コーディネーターの養成	推進	活動する人や場の充実
	3 青少年指導員活動の推進	推進	推進
	4 開かれた学校づくりの推進	市立小中学校全校 (499校)	推進
	5 地域防犯拠点設置支援事業	5区	各区で展開
	6 学校の安全対策事業の推進	防犯カメラ、緊急時校内 連絡システム(全校)	よこはま学援隊活動 校(320校) 防犯設備の充実等
	7 地区センターを拠点とした地域コミュニティの醸成	推進	推進
	8 要保護児童とその家族を支える地域ネットワークの推進	②-3と同じ	
⑧	1 放課後児童育成施策の推進 【横浜市放課後児童育成施策登録者数 小学1～3年生の留守家庭児童数】	94,524人 19,846人	98,673人 24,515人
	2 プレイパークの設置の推進	推進	15か所
	3 子どもログハウスの活用の促進	推進	推進
	4 青少年の地域活動拠点づくり	-	18か所
	5 「みんなで育てるハマの子ども」推進事業	-	推進
⑨	1 思春期啓発(思春期問題連絡会)	-	回数4回
	2 発達段階に応じた教育の推進	推進	推進
	3 思春期電話相談事業の拡充	検討	充実
	4 ピアカウンセリングの実施の検討	-	推進
	5 学校における性教育の適正な取組の推進	推進	推進
	6 思春期啓発(講座・シンポジウムの開催)	実施	参加者数2,000人
	7 家庭における性教育のための教材の発行	-	実施
	8 ホームページによる相談、情報の提供	-	実施
	9 ひきこもり状態にある青少年の社会参加促進 【相談センター機能強化】	-	推進 3か所
⑩	1 若年無業者の職業的自立に向けた支援 【サポートステーション利用者 ユースプラザ利用者】	-	10,400人 13,500人
	2 企業との連携によるキャリア教育の推進(再掲)	推進	推進
	3 ひきこもり状態にある青少年の社会参加促進 【相談センター機能強化】	-	推進 3か所
	4 青少年の地域活動拠点づくり	-	18か所
⑪	1 子育てに関する学習機会の充実	検討	推進
	2 家庭・地域における男女共同参画の推進	推進	推進
	3 家庭の日の普及啓発	-	推進
⑫	1 企業による従業員のための子育て支援の推進	-	横浜モデルの普及・拡大
	2 企業との連携によるキャリア教育の推進(再掲)	推進	推進
	3 企業の子育て貢献活動のための懇談会	-	実施

横浜市次世代育成支援行動計画(統合後)の目標水準一覧表

個別 目標	事業名	平成16年度末の 状況	平成21年度末の 状況
⑬	1 情報提供の充実	推進	推進
	2 だれにもやさしい福祉のまちづくりの推進	推進	推進
	3 ヨコハマ・りびいん事業、公営住宅供給事業、安全・安心住宅相談事業の推進	推進	推進
	4 幼児交通安全教育訪問指導事業の推進	訪問指導 150園	推進
	5 はまっ子交通あんぜん教室	年36回	年120回
	6 スクールゾーン対策	推進	推進
	7 交通バリアフリー化推進調査	実施 2地区	推進
	8 子どもを大切にするコミュニティづくりに向けた啓発	検討	充実
⑭	1 小児救急医療体制の確保・拡充	推進	推進
	2 市民への医療情報の提供	推進	推進
	3 身近な場所での小児救急看護講座の開催	推進	推進
	4 ボランティア等との連携による支援策の拡充	推進	—
	5 かかりつけ医の普及・促進	推進	推進
	6 乳幼児健康診査の内容の充実	推進	推進
	7 結核医療・健康管理事業	推進	—
	8 集団予防接種事業	推進	推進
	9 不妊相談事業	検討	推進
	10 女性の健康相談事業の充実	推進	推進
⑮	1 プレネイタル・ビジット（出産前小児保健指導）の検討	—	実施
	2 医療機関からの診療情報提供の仕組みの確立	検討	推進
	3 産後支援ヘルパーの派遣	実施	推進
	4 育児支援家庭訪問事業の実施	検討	推進
	5 乳幼児健康診査の内容の充実	⑬-6と同じ	
	6 家庭への支援体制の充実	③-1と同じ	
⑯	1 幼稚園・保育所に入園している障害のある子どもに対する支援	巡回訪問 800回 延1,200人	拡充
	2 放課後児童育成施策における居場所の確保	実施	推進
	3 障害児の居場所づくり	2か所	17か所
	4 学齢障害児余暇支援事業	実施	18か所で実施
	5 盲・ろう・養護学校における余暇活動支援の充実	推進	推進
	6 障害児の通学・校内生活・校外学習における支援の充実	推進	推進
	7 各区独自の取組の強化	各区で特性に応じて実施	
⑰	1 学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の子どもへの支援策の検討	—	充実
	2 関係機関への研修の充実と相談事業の実施	—	充実
	3 市民への啓発の推進	検討	推進
	4 学齢期の学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の子どもへの教育的支援	検討	推進

用 語 説 明

語 句	説 明
育児支援センター園、 地域子育て支援センター	育児相談、子育ての情報提供、育児講座、交流の場の提供などの機能を持ち、子育て家庭へ支援する施設の一つをいう。なお、横浜市の場合は、1区に1か所、市立保育園に子育て支援の機能を持たせ取り組んでいる。
NPO法人	特定非営利活動法人のこと。特定非営利活動を主たる目的とし、宗教、政治等を目的としない団体で、「特定非営利活動推進法」の定めるところにより設立された法人。（特定非営利活動促進法第2条より）
親子サロン	地区センターや地域ケアプラザ等を利用し、市民活動団体等が取り組んでいる「乳幼児を持つ親子が自由に集える場」のこと。
学習障害（LD）	学齢期において学力に関する言語の基本的技能が正常に習得されない状態。学習障害の特徴として知的発達全般の遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなど特定の能力の習得ないし使用に困難を示す。LDは、learning disabilityの略。（医学書院 医学大辞典：医学書院）
高機能自閉症	自閉症の症状としては、(1)相互的な社会関係における質的異常として、視線・表情・姿勢・身振りなどを適切に使用できないなどがみられる。(2)コミュニケーションにおける質的異常として、話し言葉の発達遅延または全体的欠如などが認められる。(3)行動や興味および活動パターンが制限され、反動的・常同的である。（医学書院 医学大辞典：医学書院） 高機能自閉症とは、自閉症でかつ高機能（IQが70以上）の症例を指す。アスペルガー症候群（アスペルガー障害）とは区別して古典的自閉症でかつ高機能である場合に用いることも、アスペルガー症候群を含んで用いることもある。（「高機能自閉症・アスペルガー症候群入門」内山登起夫・水野薫・吉田友子著より）
合計特殊出生率	出生力を示す代表的な指標の一つで、15歳から49歳の全女性の年齢ごとの出生率の加重平均値を意味する。わかりやすくいえば、1人の女性が一生の間に生む子どもの数の年度平均値。長期的に見れば2.1以上なければ人口は減少するため、人口再生産の重要な指標となる。（社会福祉辞典：大月書店）
こころの健康相談センター	精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための専門機関として、横浜市には、平成14年4月に「こころの健康相談センター」が設置された。同センターでは、家庭、職場などでの人間関係やストレスによる様々な悩みや不安、また精神疾患や福祉制度などについて、夜間・休日に電話相談を行っている。（衛生局ホームページより）
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行等の状況のもとで、次世代育成支援対策に関し基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定等を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速にかつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする法律。（次世代育成支援対策推進法第1条より）
初期救急医療（施設）	わが国の救急医療体制の整備の中で二次、三次救急医療施設とともに設定されているものである。一次救急医療施設とは、入院を必要としない程度の軽症の救急患者に対する初期医療を、主に外来診療によって担う医療施設を指す。二次救急医療施設とは、一次救急医療施設から搬送される患者等、主として入院診療もしくは特殊検査・治療の必要な救急患者の診療にあたる施設をいう。三次救急医療施設とは、地域の一次、二次救急医療施設との協力において重篤救急患者の医療を24時間体制で確保する目的で設置されている。「救命救急センター」と同義語。（医学書院 医学大辞典：医学書院）

用 語 説 明

語 句	説 明
ソーシャル・スキル・トレーニング	高機能自閉症の子どもたちに対し、毎日の生活の中で出会うさまざまな状況や突発的に起こる問題場面で、自分がどう行動すればいいのかをきちんと身につけさせたり、あるいはすでにレパートリーとして持っている特定のスキルをどういうときに使えばよいか、についての意図的な学習のこと。（「高機能自閉症・アスペルガー症候群入門」内山登起夫・水野薫・吉田友子著より）
待機児童	入所の申込がその保育所の受け入れ可能数を超えていて、入所を待っている児童をいう。ただし、(1)横浜保育室などの地方単独事業を利用しながら待機している児童 (2)他に入所可能な保育所があるにもかかわらず待機している児童は含まない。
地域ケアプラザ	市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するために設置された施設。（横浜市地域ケアプラザ条例第1条より）
注意欠陥／多動性障害（ADHD）	不注意と多動性、衝動性の一方あるいは両方が7歳以前から学校および家庭で同年齢の小児と比較して多くみられ、年齢相当の学業成績や対人関係を保てないものである。ADHDは、attention-deficit/hyperactivity disorderの略。（医学書院 医学大辞典：医学書院）
ドメスティックバイオレンス	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に関する不法な攻撃であって生命又は身体に影響を及ぼすものをいう。（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条より）
トワイライトステイ	児童の保護者が仕事等の社会的事由により、帰宅が夜間にわたる場合、児童福祉施設において夕方から夜間にかけて一時的に児童の養育を行う制度。（横浜市子育て短期支援事業実施要綱 第3条より）
パターナリズム	相手に対する温情や配慮を通して自らの意志を強制しようとする関係および行動様式。元来は、親が子どもを養育・保護しつつ管理・統制することを意味したが、そこから、力のある者が力のない者に対して恩恵を施すことによって生じる特有の関係を基礎に何らかの強制を加える意味に転じて、国家・企業とその成員やさまざまな社会関係における同様の関係や行動様式に対しても一般的に使用されるようになった。（社会福祉辞典：大月書店）
ピア・カウンセリング	ピアとは「社会的・法的に地位の等しい人、同等・対等者、同僚」のことであり、同じ課題や問題、不安を共有している当事者自身がカウンセラーとなって、同じような立場や状況にある人に対して相談援助活動を行うことをいう。その内容は、社会生活を営む際に必要とされる心構えや、生活能力の取得に関する相談やアドバイス、生活指導などである。（社会福祉辞典：大月書店）
プレイパーク	冒険遊び場とも呼ばれている。地域の皆さんが主体となり、自己責任による「自由な遊び」を実現する、公園・緑地を舞台にした市民活動。子どもの健全な育成のほか、子どもを通じた地域のコミュニケーションや公園の利用の活性化を促す活動としての効果も大きく、趣旨に賛同する個人や団体が広く公平に利用することができる。横浜市では現在5つの公園や緑地で活発な活動が行われており、その他の公園でもプレイパークの開催に向けた取り組みが行われている。（緑政局ホームページより）
プレイリーダー	プレイパークにおいて子どもの遊びを見守りながら、遊びをデザインする人材。（緑政局ホームページより）
プレネイタル・ビジット（出産前小児保健指導）	妊娠後期の妊婦とその家族を対象に、小児科医による育児に関する保健指導を個別に受ける機会を提供することにより、育児不安を解消し、また、生まれてくる子のかかりつけ医師を確保することを目的としたもの。（医学書院 医学大辞典：医学書院）
メーリングリスト	特定グループをメールサーバに登録することにより、メールの同時配信や、グループ内でメールを送受信できるようになるリスト。グループによって、定期的に全会員にメールの配信を行ったり、グループ内部の情報交換として使用するのに便利である。

用 語 説 明

語 句	説 明
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のこと。（児童福祉法第6条の3）
横浜保育室	児童福祉法第35条第4項による認可を受けていない横浜市内の保育施設のうち、横浜保育室事業実施要綱で定める要件を満たし、横浜市が認定した施設のこと。
ヨコハマ・りびいん事業	「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年7月30日施行）」に基づき、民間土地所有者等が建設する住宅を活用して供給される中堅所得者向けの優良な公的賃貸住宅のこと。横浜市では、「ヨコハマ・りびいん」という愛称で親しまれている。「特定優良賃貸住宅」の供給計画の認定を受けて、住宅の建設費の助成を行うとともに、入居者の居住の安定を図るために家賃助成を行っている。（建築局ホームページより）

かがやけ横浜こども青少年プラン
～横浜市次世代育成支援行動計画～

平成17年4月発行

平成20年4月改定

編集・発行／横浜市こども青少年局企画調整課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL045-671-4281 FAX045-663-8061

E-mail kd-kikaku@city.yokohama.jp

ホームページ <http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/>

横浜市広報印刷物登録 第170120号 種別 分類A-E E010

